

1 防災関係規程

1-1 栗原市防災会議条例 (平成17年4月1日 条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、栗原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 栗原市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 栗原市水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(平24条例33・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 宮城県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他公共的機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 防災会議の委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例33・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平24条例33・一部改正)

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 栗原市災害対策本部条例 (平成17年4月1日 条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、栗原市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例33・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員及びその他の職員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに充たる。
- 4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

- 2 現地災害対策本部の組織及び所掌事務は、本部長が定める。
- 3 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

4 現地災害対策本部員及びその他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は平成17年4月1日から施行する。

(平24条例33・一部改正)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 栗原市災害対策本部及び災害警戒本部運営要綱 (平成17年4月1日)
訓令第17号

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 本部及び現地本部 (第2条-第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、栗原市災害対策本部条例(平成17年栗原市条例第14号)第5条の規定に基づき栗原市災害対策本部及び災害警戒本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部及び現地本部

(本部の任務)

第2条 本部において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害警戒に関すること。
- (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (4) 水防、消防その他緊急措置に関すること。
- (5) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (6) 災害時の衛生対策に関すること。
- (7) 災害時の応急の教育に関すること。
- (8) 災害応急復旧に関すること。
- (9) その他災害対策に関すること。

2 現地災害対策本部及び現地災害警戒本部(以下「現地本部」という。)において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部の指示及び命令に関すること。
- (2) 前項各号に関すること。

(本部員会議)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び本部員は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図る。

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長、教育長、病院事業管理者をもって充てる。

(平19訓令11・平21訓令12・一部改正)

(本部員)

第5条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部長職にある者
- (2) 栗原市病院事業医療局長
- (3) 栗原市議会事務局長
- (4) 栗原市農業委員会事務局長
- (5) 栗原市消防本部消防長
- (6) 栗原市消防団長
- (7) その他本部長が必要と認める者
(現地災害対策本部長等)

第6条 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、災害当該地域の総合支所長等のうちから本部長が指名した職員を、現地本部員その他の職員は、各課等のうちから現地本部長が指名した職員をもって充てる。

（本部及び現地本部の機構及び事務分掌）

第7条 本部及び現地本部の機構及び編成並びに事務分掌は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

（調査班）

第8条 本部長が必要と認めるときは、調査班を被災地又は災害が予想される地域に派遣する。

- 2 調査班は、班長以下若干人をもって組織し、本部長が直接指揮する。
- 3 調査班は、被害の情報を本部に報告するとともに急を要する場合は、その対策について適切な措置を講ずるものとする。
- 4 班長及び班員は、本部長がその都度指名した職員をもって充てる。

（職員の配備）

第9条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の職員の配備は、次の4段階に区分し、それぞれの配備要領は別に定める。

- (1) 第0号配備
- (2) 第1号配備
- (3) 第2号配備
- (4) 第3号配備

（関係機関との連絡及び要請）

第10条 本部長は、災害の状況に応じて関係機関に対し、連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請する。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月12日訓令第31号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日訓令第 12 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の栗原市災害対策本部及び災害警戒本部運営要綱第 4 条及び別表第 1 の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 2 項の規定により同法による改正前の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 168 条の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 24 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 10 日訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日訓令第 10 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日訓令第 8 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

栗原市災害対策本部組織体制〔略〕

別表第 2 (第 7 条関係)

栗原市現地災害対策本部組織体制〔略〕

別表第3 (第7条関係)

(平20訓令10・全改)

災害対策本部各部事務分掌について

部 名	担 当 課	業 務 内 容
災害対策総務部	危機対策課 総務課 人事課 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局	1 災害警戒及び災害関係の広報に関すること 2 本部の運営に関する総合調整に関すること 3 気象情報、被害情報の調査収集及び伝達に関すること 4 本部の開設及び閉鎖並びに本部員会議に関すること 5 現地災害対策本部の開設及び閉鎖の指示に関すること 6 被害報告のとりまとめ並びに報告に関すること 7 調査班の派遣に関すること 8 災害対策及び災害時の応急措置に関すること 9 職員の配備に関すること 10 県支部との連絡に関すること 11 自衛隊の派遣及び他市町村への応援要請に関すること 12 緊急消防援助隊の応援要請に関すること 13 災害時における議会の調査活動に関すること 14 部内の総括、連絡調整に関すること 15 その他、他部に属さないこと
	財政課	1 災害関係の予算措置に関すること 2 災害時応急復旧に要する資金の調達に関すること
	管財課	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 市有財産の被害報告のとりまとめに関すること 3 災害時の市有財産の応急措置に関すること 4 公用車の配車に関すること
	税務課	1 災害時の税の減免等に関すること 2 住家等の被害状況の調査に関すること 3 災害時における市税取扱い及び被災者の資産評価に関すること

	会計課	1 災害時に要する経費の経理に関する こと
災害対策企画部	企画課 市政情報課 市民協働課	1 所管施設の被害調査及び応急措置 に関すること 2 情報システムの維持に関する こと 3 住民への災害情報の提供に 関すること 4 協力機関との連絡調整に 関すること 5 報道関係機関との連絡及び 相互協力に関する こと 6 災害対策記録写真等の整備 及び提供に 関すること 7 災害統計に関する こと 8 その他災害の広報資料の 収集及び 提供に 関すること
災害対策市民生活部	市民課 環境課	1 所管施設の被害調査及び 応急措置に関する こと 2 埋火葬に関する こと 3 環境衛生対策に関する こと 4 し尿処理に関する こと 5 災害廃棄物の処理に 関すること 6 外国人旅行者等の 対応に 関すること
	社会福祉課	1 災害救助法に基づく救助 事務の全 般に 関すること 2 住民の避難及び避難 所に 関すること 3 所管施設の被害調査 及び 応急措置 に 関すること 4 社会福祉協議会との 連絡 に 関すること 5 災害ボランティア センター との 連絡 調整 に 関すること 6 被災者の生活相談 に 関すること 7 炊き出しに 関すること 8 見舞金、救援物品 等の 受領、 調達 物 の 受 払 い の 総 合 調 整 に 関 す る こ と 9 部内の総括、連絡 調整 に 関 す る こ と
	介護福祉課	1 災害時における要 援護 者 世 帯 に 関 す る こ と 2 介護保険料減免 措 置 に 関 す る こ と。 3 所管施設の被害 調 査 及 び 応 急 措 置 に 関 す る こ と

	<p>子育て支援課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における児童及び母子父子世帯に関する事 2 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事
	<p>健康推進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び薬品資材の確保に関する事 2 医療機関の被害調査に関する事 3 医療局との連絡調整に関する事 4 被災者の感染症予防等健康保持に関する事 5 市医師会が設置する医療救護対策本部との連絡調整に関する事 6 医療救護所の設置及び運営に関する事 7 災害時における各種保険給付金に関する事 8 国民健康保険料減免措置に関する事 9 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 10 ワクチン接種体制の確保に関する事
<p>災害対策農林振興部</p>	<p>農政園芸課 農業委員会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 2 農作物の被害調査に関する事 3 穀物、野菜等の調達及び供給に関する事 4 農作物の病虫害防除に関する事 5 災害復旧資金の融資に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 部内の総括及び連絡調整に関する事
	<p>林業畜産課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 2 林業被害調査に関する事 3 家畜の被害調査及び応急措置に関する事 4 家畜伝染病の予防及び応急措置に関する事 5 へい獣の処理に関する事
	<p>農村整備課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 林道の被害調査及び応急復旧に関する事

災害対策商工観光部	産業戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 り災商工業者の経営相談等に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 部内の総括及び連絡調整に関すること
	田園観光課 ジオパーク推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 所管施設を利用している外国人旅行者の対応に関すること
災害対策建設部	建設課 都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木関係の被害調査及び応急復旧に関すること 2 危険箇所の調査及び応急復旧に関すること 3 障害物の除去に関すること 4 災害時の各種輸送に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 水量及び雨量の観測に関すること 7 部内の総括、連絡調整に関すること
	建築住宅課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 応急住宅の供給及び用地の確保
災害対策上下水道部	経営課 施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道及び下水道の被害調査及び応急復旧に関すること 2 災害時の飲料水確保及び給水に関すること 3 災害時の汚水処理等に関すること 4 部内の総括、連絡調整に関すること
災害対策医療部	医療管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療救護対策に関すること 2 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 3 患者等の避難対策に関すること 4 災害救助その他による医療、救護の実施に関すること 5 医療機関相互の連絡調整に関すること 6 その他医療に関すること
災害対策教育部	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化財保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 関係機関との連絡等に関すること 3 り災児童、生徒の応急教育に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> 4 学用品の調達及び給与に関するこ と 5 学校給食用物資の調達に関するこ と 6 カウンセラーの派遣に関 すること
災害対策消防部	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災、水災又は地震等の災害防除に 関すること 2 人命の救助、救護に関するこ と 3 避難誘導に関するこ と 4 危険箇所の警戒巡視に関するこ と 5 地域住民への避難指示等の伝達に 関すること 6 消防相互応援協定に基づく、応援の 要請に関するこ と 7 緊急消防援助隊の応援要請に関す ること 8 所管施設の被害調査及び応急措置 に関するこ と 9 部内の総括、連絡調整に関するこ と
	市消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 上記1から5までのほか、行方不明 者等の捜索に関するこ と

別表第4 (第7条関係)

(平24訓令2・全改)

現地災害対策本部各部の事務分掌について

部 名	担 当 課	業 務 内 容
災害対策総務部	市民サービス課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒及び災害関係の広報に関する事 2 本部の運営に関する総合調整に関する事 3 気象情報、被害情報の調査収集及び伝達に関する事 4 本部の開設及び閉鎖並びに本部員会議に関する事 5 被害報告のとりまとめ並びに報告に関する事 6 災害対策及び災害時の応急措置に関する事 7 職員の配備に関する事 8 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 9 住家等の被害状況の調査に関する事 10 住民の避難に関する事 11 埋・火葬に関する事 12 環境衛生対策に関する事 13 し尿処理に関する事 14 災害廃棄物の処理に関する事 15 外国人旅行者等の対応に関する事 16 被災者の生活相談に関する事 17 炊き出しに関する事 18 災害時における要援護者世帯に関する事 19 災害時における児童及び母子父子世帯に関する事 20 避難所の運営に関する事 21 公共土木施設及び農業用施設の被害調査及び応急措置に関する事 22 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 23 農林農作物の被害調査に関する事 24 農作物の病虫害防除に関する事 25 林道の被害調査及び応急復旧に関する事 26 家畜の被害調査及び応急措置に関する事 27 家畜伝染病の予防及び応急措置に

		<p>関すること</p> <p>28 へい獣の処理に関すること</p> <p>29 商工業施設の被害調査に関すること</p> <p>30 危険箇所の調査及び応急復旧に関すること</p> <p>31 障害物の除去に関すること</p> <p>32 水量及び雨量の観測に関すること</p> <p>33 水道及び下水道の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>34 災害時の飲料水確保及び給水に関すること</p> <p>35 災害時の汚水処理等に関すること</p> <p>36 部内の総括、連絡調整等に関すること</p> <p>37 その他他部に属さないこと</p>
災害対策保健部	保健推進室	<p>1 医療救護所の設置及び運営に関すること</p> <p>2 医療救護及び薬品資材の確保に関すること</p> <p>3 医療機関の被害調査に関すること</p> <p>4 被災者の感染症予防等健康保持に関すること</p>
災害対策教育部	教育センター	<p>1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること</p> <p>2 住民への災害情報の提供に関すること</p>
災害対策消防部	消防署、分署及び出張所	<p>1 火災、水災、地震等の災害防除に関すること</p> <p>2 人命の救助、救護に関すること</p> <p>3 避難誘導に関すること</p> <p>4 危険箇所の警戒巡視に関すること</p> <p>5 地域住民への避難指示等の伝達に関すること</p> <p>6 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること</p> <p>7 部内の総括及び連絡調整等に関すること</p>
	地区消防団	上記 1 から 6 までのほか行方不明者等の捜索に関すること

1-4 栗原市災害対策本部及び災害警戒本部活動要領 (平成17年4月1日)
訓令第18号

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 本部及び現地本部 (第2条)
- 第3章 非常配備 (第3条-第9条)
- 第4章 本部員会議 (第10条)
- 第5章 関係機関に対する応援要請 (第11条)
- 第6章 その他 (第12条-第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、栗原市災害対策本部及び災害警戒本部運営要綱（平成17年栗原市訓令第17号）第9条に規定する栗原市災害対策本部及び災害警戒本部（以下「本部」という。）の職員の配備その他本部の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部及び現地本部

(設置及び廃止)

第2条 本部並びに現地災害対策本部及び現地災害警戒本部（以下この条及び次条において「現地本部」という。）は、災害が発生したとき、災害が発生するおそれがあるときその他の市長が必要と認めたとときに設置する。ただし、市内で震度5弱以上の地震が観測されたときは、自動的に設置する。

2 本部及び現地本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長（以下「本部長」という。）が認めるときに廃止する。

第3章 非常配備

(非常配備の基準、編成計画等)

第3条 本部及び現地本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な非常配備の体制を整えるものとする。

2 非常配備の種別、内容等の基準については別表第1及び別表第2「非常配備に関する一般的基準」のとおりとする。

3 各部長は、前項の一般的基準に基づき非常配備編成計画をたて、これを所属職員に徹底するとともに毎年4月15日までに更新した非常配備編成計画を本部長に提出しなければならない。

4 年度途中において前項の非常配備編成計画に変更が生じた場合は、各部長は速やかに変更した非常配備編成計画を本部長に提出しなければならない。

(第0号配備下の活動)

第4条 第0号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務部長は、大雨、洪水、噴火等の予警報を受けたときは、必要に応じ総務部危機対策課

に属する職員又は関係のある職員に、災害に対する情報収集及び連絡体制を確保させるものとする。

- (2) 総務部長は、雨量、水量、流量、噴火等に関する情報を収集させ、異常な状況を認めたときは、第1号配備体制に移行できるよう準備することとする。

(第1号配備下の活動)

第5条 第1号配備下における活動要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本部員会議を開催し各種情報収集及び今後の対策を検討するとともに、必要に応じて住民に対し災害情報を伝達する。
- (2) 本部長は、必要に応じて避難所の開設準備等の災害対策を実施する。
- (3) 各部長は、関係職員に対し各種情報収集にあたらせるとともに、異常な状況又は被害が発生した場合には、速やかに本部長へ報告するものとする。

(第2号配備下の活動)

第6条 第2号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部長は、必要に応じ本部員会議を開催し応急対策についての方針を決定するとともに、必要事項について住民に指示又は伝達するものとする。
- (2) 各部長は、次の措置をとりその状況を本部長に報告するものとする。
- ア 災害の現況について職員に周知させ所要の人員を配備につかせる。
- イ 装備、物資、資器材設備、機械等を点検し必要に応じ被災地及び被害予想地へ配置する。
- ウ 関係協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3号配備下の活動)

第7条 第3号配備が指令された場合は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともにその活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(非常配備の開始及び解除)

第8条 各部における非常配備体制の開始及び解除は本部長が指令するものとする。

(非常配備解除後の措置)

第9条 各部は、非常配備体制の解除後においても情報の収集及び災害応急対策等について本部長に報告するものとする。

第4章 本部員会議

(本部員会議)

第10条 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、特別の事由がない限り本庁又は総合支所で開催する。
- 3 各部長は、それぞれの所管事項に関し会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 4 本部長は、災害応急対策の協議に当たって各機関を会議に出席させることができるものとする。
- 5 各部長は、会議の招集が必要であると認めるときは、総務部長にその旨申し出るものとする。

第5章 関係機関に対する応援要請

(県、他の市町村及び自衛隊等に対する応援要請)

第11条 本部長は、応急措置を実施する場合において、県、他の市町村、自衛隊等の応援を必要とすると認めるときは、速やかに応援要請の手続を進めるものとする。

2 本部長は、前項の応援について決定通知があった場合は、関係機関の受入れ体制を整備するため関係部長に必要な指示をするものとする。

3 関係部長は、本部長の指示に基づき速やかに応援機関受入れ時刻、場所、方法等について関係機関に連絡するものとする。

第6章 その他

(被害状況の報告)

第12条 各部長は、市内における被害状況について迅速的確な把握に努め、その状況の判明した結果を随時総務部長に報告する。

2 総務部長は、前項の規定により各部長から報告があった場合は、速やかに本部長に報告する。

3 企画部長は、被害状況を必要の都度、住民及び関係機関並びに報道機関に発表するものとする。

(協力機関との連絡)

第13条 各部長は、応急対策に関し各協力機関の協力を必要とする場合は、その旨を総務部長に連絡するものとする。

2 総務部長は、前項の連絡を受けた場合は、本部長に報告するものとする。

3 本部長が協力機関の協力要請を決定したときは、総務部長は、直ちに関係協力機関に対し協力要請の手続をとるものとする。

(記録)

第14条 各部長は、災害に関する各種情報指示事項等の受理伝達、報告等についてはすべて記録し、これを保存しなければならない。

(水防、災害救助及び消防に関する計画)

第15条 災害救助隊及び消防団の活動に関する細部の事項については、それぞれの計画の定めるところによるものとする。

(その他)

第16条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要に応じ指示するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月24日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の栗原市災害対策本部及び災害警戒本部活動要領の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年11月10日訓令第42号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓令第13号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 2月24日訓令第3号）
この訓令は、平成27年 3月 1日から施行する。

附 則（平成28年 2月24日訓令第3号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3月30日訓令第8号）
この訓令は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月19日訓令第6号）
この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令 3年 3月 1日訓令第1号）
この訓令は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

栗原市災害対策本部における非常配備に関する一般的基準

風水害及び噴火時における職員配備体制

◇配備指令

	発令基準	本 部	配備人員	活動内容
第 0 号配備	(1)大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき。 (2)河川の水位が水防団待機水位に達し、さらに増水し危険が予想される時。 (3)栗駒山及び鳴子に噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。 (4)その他市長が必要と認めたとき。	警戒配備	災害に関係のある部、課、総合支所の所要人員 ※総合支所においては、その所管区域に警報等が発表された場合に、態勢を敷くものとする	(1)気象情報の収集 (2)河川情報の収集 (3)噴火情報の収集 (4)必要な水防対策等の準備及び実施 (5)避難所開設等の準備

<p>第1号配備</p>	<p>(1)大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。</p> <p>(2)台風による災害が予想されるとき。</p> <p>(3)河川の水位が避難判断水位に達し、さらに増水し危険が予想されるとき。</p> <p>(4)その他本部長（市長）が必要と認めたとき。</p>	<p>警戒本部設置 （現地警戒本部設置）</p>	<p>警戒本部設置における関係部、課、総合支所の所要人員</p>	<p>(1)気象情報の収集</p> <p>(2)河川情報の収集</p> <p>(3)危険地域等の情報の収集</p> <p>(4)必要な水防対策等の実施</p> <p>(5)避難所開設、避難誘導等の活動</p>
<p>第2号配備</p>	<p>(1)大雨、洪水、暴風等の特別警報又は警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。</p> <p>(2)台風による広範囲かつ大規模な災害が予想されるとき。</p> <p>(3)河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき。</p> <p>(4)その他本部長（市長）が必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部設置 （現地災害対策本部設置）</p>	<p>警戒本部における部局長及び関係部、課、総合支所の所要人員で、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする</p>	<p>(1)必要な水防対策、応急復旧等の実施</p> <p>(2)避難所開設、避難誘導</p> <p>(3)関係機関への応援要請</p>
<p>第3号配備</p>	<p>(1)災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において本部長（市長）が必要と認めたとき。</p> <p>(2)栗駒山及び鳴子に噴火警報（居住地域）が発表されたとき。</p>		<p>全職員</p>	

別表第2 (第3条関係)

栗原市災害対策本部における非常配備に関する一般的基準

地震時における職員配備体制

◇配備指令

	発令基準	本 部	配備職員	活動内容
第0号配備	(1) 栗原市内で震度4の地震が観測されたとき。 (2) その他本部長(市長)が必要と認めるとき。	警戒配備	災害に関係のある部、課、総合支所の所要人員	(1) 気象情報及び地震情報の収集
第1号配備	(1) 栗原市内で震度5弱の地震が観測されたとき。 (2) その他本部長(市長)が必要と認めるとき。	警戒本部設置 (現地警戒本部設置)	警戒本部設置における関係部、課、総合支所の所要人員	(1) 気象情報及び地震情報の収集 (2) 被害状況の把握 (3) 今後の対策検討と準備
第2号配備	(1) 栗原市内で震度5強の地震が観測されたとき。 (2) その他本部長(市長)が必要と認めるとき。	災害対策本部設置 (現地災害対策本部設置)	警戒本部における部局長及び関係部、課、総合支所の所要人員で、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする	(1) 被害状況の把握 (2) 応急対策の実施 (3) 今後の対策検討と準備
第3号配備	(1) 栗原市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 (2) 災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において本部長(市長)が必要と認めるとき。		全職員	(1) 被害状況の把握 (2) 応急対策の実施 (3) 防災関係機関への要請

2 避難・収容等に関する資料

2-1 指定避難施設一覧表（地震災害）

令和6年3月31日改定

【 築館地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原文化会館	築館高田二丁目1番10号	南町、中町、北町、下町、東町、館下、留場南、指定無し	2,390	16,000	○	×
2	集約	築館総合運動公園	築館字荒田沢41番地241	指定無し	550	24,000	○	×
3	集約	栗原市築館体育センター	築館高田二丁目8番12号	指定無し	410	3,000	○	×
4	一時	栗原市立築館小学校	築館薬師一丁目6番1号	指定無し	2,180	11,400	○	○
5	一時	築館公民館上町分館	築館薬師二丁目2番地25-7号	上町	30	50	○	○
6	一時	栗原市築館西町コミュニティセンター	築館薬師三丁目5番13号	西町	70	500	○	○
7	一時	赤坂自治会館	築館字荒田沢41番地387	赤坂	30	200	○	○
8	一時	栗原市築館佐野老人憩いの家	築館新田2番64号	佐野	50	100	○	○
9	一時	栗原市築館萩沢コミュニティセンター	築館字萩沢77番地7	萩沢	40	200	○	○
10	一時	高森自治会館	築館字下高森123番地1	高森	30	200	○	○
11	一時	伊豆一区会館	築館伊豆二丁目10番44号	伊豆一区	40	30	○	○
12	一時	栗原市築館伊豆二区会館	築館源光45番地7	伊豆二区	40	200	○	○
13	一時	栗原市築館駅前コミュニティセンター	築館伊豆三丁目1番1号	駅前	50	30	○	○
14	一時	築館公民館坂下分館	築館薬師一丁目8番36号	坂下	20	10	○	○
15	一時	旧玉沢小学校	築館字照越大ケ原43番地1	指定無し	1,210	1,980	○	○
16	一時	栗原市築館上照越コミュニティセンター	築館字照越八ツ沢1番地	上照越	60	250	○	○
17	一時	栗原市築館中照越集会所	築館字照越町田10番地5	中照越	50	200	○	○
18	一時	築館下照越生活センター	築館字照越寺沢55番地4	下照越	30	100	○	○
19	一時	築館下萩沢生活センター	築館字萩沢木戸30番地	下萩沢	80	300	○	○
20	一時	築館蟹沢コミュニティセンター	築館字蟹沢表14番地3	蟹沢	100	1,800	○	○
21	一時	栗原市築館八沢コミュニティセンター	築館字八沢漆沢2番地5	八沢	100	1,500	○	○
22	一時	築館横須賀生活センター	築館字横須賀山口70番地4	横須賀	50	340	○	○
23	一時	築館太田農事集会所	築館字太田中島51番地1	太田	90	1,200	○	○
24	一時	栗原市立宮野小学校	築館字上宮野台291番地	指定無し	920	11,500	○	○
25	一時	栗原市築館成田ふれあいプラザ	築館字成田北109番地	成田	50	200	○	○
26	一時	栗原市築館秋山自治会館	築館字上宮野白坂38番地	秋山	50	200	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
27	一時	栗原市築館本木老人憩いの家	築館字上宮野本城34番地	本木	40	100	○	○
28	一時	栗原市築館八幡町老人憩いの家	築館字下宮野岡田30番地29	八幡町	40	500	○	○
29	一時	築館芋塚コミュニティセンター	築館字芋塚仙能5番地13	芋塚	50	100	○	○
30	一時	宮城県築館高等学校	築館字下宮野町浦22番地	宮野上町、指定無し	1,670	24,600	○	○
31	一時	栗原市築館宮野下町コミュニティセンター	築館字下宮野町36番地	宮野下町	100	300	○	○
32	一時	栗原市築館留場北老人憩いの家	築館字留場雇田95番地	留場北	50	150	○	○
33	一時	旧富野小学校	築館字城生野北田沖274番地	指定無し	790	8,000	○	×
34	一時	城生野自治会館	築館字城生野唐崎34番地1	花の木、大堀	100	60	○	○
35	一時	栗原市築館黒瀬集会所	築館字黒瀬下屋敷55番地1	黒瀬	30	60	○	○
36	一時	築館公民館沖富会館	築館字富境5番地8	沖富	30	150	○	○
37	一時	栗原市築館根岸老人憩いの家	築館字富下熊川4番地	根岸	30	60	○	○

【若柳地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原市若柳公民館	若柳字川北古川83番地	指定無し	500	2,600	○	○
2	集約	栗原市若柳総合文化センター	若柳字川北古川83番地	新町二、元町二、元町三、片町一、指定無し	300	3,000	○	×
3	一時	栗原市立若柳小学校	若柳字川北塚原55番地	指定無し	500	10,000	○	○
4	一時	宮城県迫桜高等学校	若柳字川南戸ノ西184番地	指定無し	500	5,000	○	○
5	一時	栗原市立若柳中学校	若柳字川南袋25番地	指定無し	600	10,000	○	○
6	集約	栗原市若柳総合体育館	若柳字川南道伝前125番地2	下町二、指定無し	500	2,000	○	×
7	集約	栗原市畑岡公民館	若柳字下畑岡峯225番地	指定無し	100	1,000	○	○
8	一時	三田鳥生活センター	若柳有賀字地田57番地2	三田鳥	70	200	○	○
9	一時	有賀集会所	若柳有賀字田畑前28番地1	有賀	90	2,000	○	○
10	一時	栗原市若柳上在老人憩いの家	若柳武鎗字清水ケ沢27番地	上在	70	760	○	○
11	一時	栗原市若柳町館老人憩いの家	若柳武鎗字町館87番地	町館	80	6,300	○	○
12	一時	下在生活センター	若柳武鎗字鍛冶屋前12番地1	下在	50	340	○	○
13	一時	栗原市若柳高齢者コミュニティセンター	若柳字大林新堰合78番地1	大林一	150	2,200	○	○
14	一時	栗原市若柳大林二地区コミュニティセンター	若柳字大林境前8番地	大林二	40	450	○	○
15	一時	栗原市若柳大林老人憩いの家	若柳字大林中斉101番地5	大林二	60	250	○	○
16	一時	栗原市大岡公民館	若柳字大林要害72番地	大林二	30	30	○	○
17	一時	栗原市若柳福岡老人憩いの家	若柳字福岡谷地畑23番地1	福岡	60	50	○	○

5 2-1 指定避難施設一覧表（地震災害）

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
18	一時	原畑集会所	若柳字福岡原畑33番地2	福岡	30	30	○	○
19	一時	小谷町集会所	若柳字福岡谷地畑54番地	福岡	30	30	○	○
20	一時	四ツ谷集会所	若柳字福岡四ツ谷6番地2	福岡	30	30	○	○
21	一時	新町一区自治会館	若柳字川北堤下26番地1	新町一	40	150	○	○
22	一時	川北交流広場管理棟	若柳字川北中町1番地	中町	30	100	○	○
23	一時	元町一区自治会館	若柳字川北原畑20番地3	元町一	70	20	○	○
24	一時	片町二集会所	若柳字川北古川83番地	片町二	40	700	○	○
25	一時	大袋農産加工センター	若柳武鎗字東上土手73番地	大袋	90	1,500	○	○
26	一時	荒町集落センター	若柳字川北荒町6番地3	荒町	70	140	○	○
27	一時	並柳生活改善センター	若柳字川北東若柳230番地	並柳	70	170	○	○
28	一時	栗原市若柳十文字老人憩いの家	若柳字川北新中谷地65番地1	十文字	60	900	○	○
29	一時	栗原市若柳我門地区コミュニティセンター	若柳字川北塚原263番地3	我門	60	440	○	○
30	一時	栗原市若柳北二股老人憩いの家	若柳字川北二股112番地	北二股	50	660	○	○
31	一時	新山集落センター	若柳字川南上堤313番地1	新山	70	800	○	○
32	一時	栗原市若柳多目的研修センター	若柳字川南戸ノ西4番地	若柳南大通、上町、指定無し	500	100	○	○
33	一時	栗原市若柳下町地区コミュニティセンター	若柳字川南南町4番地2	下町一	100	300	○	○
34	一時	栗原市若柳八木老人憩いの家	若柳字川南八木東32番地1	八木	60	380	○	○
35	一時	川原生活改善センター	若柳字川南中ノ目50番地	川原	50	470	○	○
36	一時	南二又集会所	若柳字川南二又367番地2	南二又	60	680	○	○
37	一時	上大目集会所	若柳字川南下大目39番地2	大目	70	50	○	○
38	一時	下大目集会所	若柳字川南砂原13番地2	大目	50	130	○	○
39	一時	新田集落センター	若柳字川南新田東119番地	新田	80	1,100	○	○
40	一時	栗原市若柳大畑ふれあいセンター	若柳字下畑岡新樽沼40番地2	大畑	70	1,800	○	○
41	一時	栗原市若柳峯集落センター	若柳字下畑岡新峯前1番地	峯	80	2,300	○	○
42	一時	栗原市若柳内谷川地区コミュニティセンター	若柳字下畑岡内谷川東9番地1	内谷川	60	1,300	○	○
43	一時	かけコミュニティセンター	若柳字上畑岡かけ36番地1	かけ	60	1,000	○	○
44	一時	栗原市若柳米ヶ浦東老人憩いの家	若柳字上畑岡米ヶ浦25番地1	米ヶ浦一	50	800	○	○
45	一時	栗原市若柳米ヶ浦中央老人憩いの家	若柳字上畑岡新米ヶ浦前120番地1	米ヶ浦一	50	800	○	○
46	一時	栗原市若柳上畑岡コミュニティセンター	若柳字上畑岡大森78番地1	米ヶ浦一、米ヶ浦二	200	3,000	○	○
47	一時	栗原市若柳敷味老人憩いの家	若柳字上畑岡敷味41番地2	米ヶ浦二	60	1,100	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
48	一時	栗原市若柳多賀老人憩いの家	若柳字上畑岡獅子ヶ鼻111番地5	多賀	60	1,500	○	○
49	一時	旧有賀小学校	若柳武鎗字竹之内前3番地	指定無し	290	4,500	○	×
50	一時	旧大目小学校	若柳字川南上大目前147番地	指定無し	200	2,000	○	×
51	一時	栗原市若柳新町、北浦老人憩いの家	若柳字川北新町裏283番地	新町二、北浦	60	400	○	○

【栗駒地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市高原創造センター	栗駒沼倉耕英東45番地	耕英	20	1,000	○	○
2	一時	滝ノ原コミュニティセンター	栗駒沼倉中堀73番地6	滝ノ原	90	500	○	○
3	一時	日照田自治会館	栗駒沼倉日照田13番地3	日照田	80	700	○	○
4	一時	馬場農業担い手センター	栗駒沼倉法華堂74番地1	馬場	110	500	○	○
5	一時	三丁構造改善センター	栗駒松倉東貴船10番地6	三丁	120	400	○	○
6	一時	若木集落センター	栗駒松倉引矢78番地4	若木	100	400	○	○
7	一時	一区協和会会館	栗駒岩ヶ崎円鏡寺43番地5	茂庭町	120	1,000	○	○
8	一時	六日町集会所（二区集会所飛翔館）	栗駒岩ヶ崎六日町77番地	六日町	80	350	○	○
9	一時	栗原市栗駒岩ヶ崎上町裏コミュニティセンター	栗駒岩ヶ崎下町裏19番地	八日町	100	500	○	○
10	一時	四日町集会所	栗駒岩ヶ崎神南23番地2	四日町	100	500	○	○
11	一時	東方区集会所	栗駒岩ヶ崎三島157番地1	東方区	40	740	○	○
12	一時	岩ヶ崎六区集会所	栗駒岩ヶ崎上小路139番地2	下小路、上小路下	60	500	○	○
13	一時	七区集会所	栗駒岩ヶ崎上小路93番地5	上小路上	80	200	○	○
14	集約	栗原市栗駒老人憩いの家	栗駒岩ヶ崎上小路136番地	指定無し	150	300	○	○
15	集約	栗原市栗駒伝統文化の伝承館（みちのく伝創館）	栗駒岩ヶ崎松木田79番地	指定無し	450	5,000	○	○
16	一時	中野上区民会館	栗駒中野大仏83番地38	中野上	90	100	○	○
17	一時	中野集落センター	栗駒中野要害前28番地	中野下	40	800	○	○
18	一時	上野生活センター	栗駒中野愛宕下8番地5	上野	120	300	○	○
19	一時	宮城県岩ヶ崎高等学校	栗駒中野愛宕下1番地3	指定無し	300	10,000	○	○
20	一時	栗原市立栗駒中学校	栗駒中野大柳100番地	指定無し	300	10,000	○	○
21	一時	栗原市栗駒武道館	栗駒稲屋敷後原11番地2	指定無し	100	10,000	○	○
22	一時	栗原市栗駒猿飛来コミュニティセンター	栗駒猿飛来漆沢1番地	猿飛来上	80	500	○	○
23	一時	二本木長楽沢集落センター	栗駒猿飛来長楽沢21番地3	猿飛来下	80	500	○	○

5 2-1 指定避難施設一覧表（地震災害）

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
24	一時	里谷自治会館	栗駒里谷砂地屋 8 2 番地	里谷	40	4,000	○	○
25	一時	深谷自治会館	栗駒深谷日照田 4 2 番地	深谷	100	1,200	○	○
26	一時	湯ノ沢畑集会所	栗駒鳥沢沢田 9 2 番地	鳥沢下	60	5,000	○	○
27	一時	田代集会所	栗駒鳥沢山神 4 1 番地	鳥沢北	50	250	○	○
28	一時	鳥沢南集落センター	栗駒鳥沢徳沢前 9 6 番地 1	鳥沢南	60	250	○	○
29	集約	栗原市栗駒総合体育館	栗駒岩ヶ崎裏山 2 2 1 番地	指定無し	2,000	40,000	○	×
30	一時	荒砥沢ふれあいセンター	栗駒文字山下 2 6 番地 5	荒砥沢	50	100	○	○
31	一時	新田集会所	栗駒文字上山神 6 3 番地 2	新田	60	700	○	○
32	一時	栗原市文字郷土文化保存伝習館（文字甚句と藍の館）	栗駒文字角ヶ崎 6 7 番地 1	角ヶ崎	100	1,000	○	○
33	一時	川東集会所	栗駒文字中山神 1 3 番地	川東	60	500	○	○
34	一時	文字川西会館	栗駒文字葛峰 1 5 番地 9	川西	30	800	○	○
35	一時	山口自治会館	栗駒文字愛宕前 8 番地 2	山口	25	1,500	○	○
36	一時	中文字自治会館	栗駒文字大道上 1 1 5 番地 5	中文字	60	450	○	○
37	一時	下文字自治会館	栗駒文字鍛冶屋 1 1 5 番地 4	下文字	110	200	○	○
38	一時	高松生活センター	栗駒稲屋敷百目木前 1 8 番地 1	高松	60	3,000	○	○
39	一時	清水田集落センター	栗駒稲屋敷清水田 7 番地 2	清水田	80	500	○	○
40	一時	宝領集落センター（稲屋敷構造改善センター）	栗駒稲屋敷宝領東 9 8 番地 2	宝領	150	1,000	○	○
41	一時	大鳥西自治会館	栗駒稲屋敷堤 7 5 番地 2	大鳥西	60	600	○	○
42	一時	大鳥中自治会館	栗駒稲屋敷後原 4 8 版地	大鳥中	40	600	○	○
43	一時	大鳥東自治会館	栗駒稲屋敷大尻 5 1 番地 2	大鳥東	80	600	○	○
44	集約	栗原市栗駒高齢者地域福祉施設（栗駒健康の里さんさんドリム）	栗駒八幡西沢 1 0 番地 1	指定無し	120	2,000	○	○
45	一時	八幡集落農事集会所	栗駒八幡館山 4 番地 1 0 3	八幡	110	700	○	○
46	一時	伊治城生活センター	栗駒桜田殿田替 9 5 番地	桜田上	70	700	○	○
47	一時	桜田下集落センター	栗駒桜田百輪目木 3 番地 3	桜田下	140	500	○	○
48	一時	菱沼集会所	栗駒菱沼竹林 2 番地 4	菱沼	70	350	○	○
49	一時	栗原根岸農業担い手センター	栗駒栗原西沢 1 0 4 番地	栗原根岸	100	3,000	○	○
50	一時	栗原沖自治会館	栗駒栗原新高橋 2 6 番地 1	栗原沖	26	300	○	○
51	一時	芋塚活性化センター（宝来の里）	栗駒芋塚小山崎 9 番地	芋塚	130	3,500	○	○
52	一時	渡丸公民館	栗駒渡丸中島 1 1 9 番地	渡丸	50	1,200	○	○
53	一時	泉沢活性化センター（泉の里）	栗駒泉沢新山下 1 1 7 番地	泉沢	200	2,000	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
54	一時	田高田集会所	栗駒片子沢田高田114番地2	田高田	80	450	○	○
55	一時	町田活性化センター	栗駒片子沢半道六60番地1	町田	250	11,000	○	○
56	一時	西田集会所	栗駒片子沢西田2番地5	西田	100	800	○	○
57	一時	栗原市ハイルザーム栗駒	栗駒沼倉耕英東50番地1	耕英	70	3,700	○	○

【 高清水地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市高清水外沢田ふれあいセンター	高清水新沢田146番地2	1区	50	100	○	○
2	一時	栗原市高清水第2区集落センター	高清水北原77番地303	2区	70	200	○	○
3	一時	南部地区生活センター	高清水中の荃4番地1	3区、4区	70	200	○	○
4	一時	第6区集会所	高清水本町40番地	6区	50	150	○	○
5	一時	栗原市高清水コミュニティセンター	高清水五輪29番地1	7区	70	200	○	○
6	一時	栗原市高清水善光寺ふれあいセンター	高清水東善光寺10番地	8区	80	230	○	○
7	一時	九区いちょう館	高清水佐野丁10番地1	9区	50	150	○	○
8	一時	第10区集会所「桜館」	高清水東館39番地3	10区	50	180	○	○
9	一時	第11区集落センター	高清水小山田500番地	11区	50	180	○	○
10	一時	第12区集会所	高清水茂路具多33番地2	12区	50	180	○	○
11	集約	栗原市高清水保健福祉センター	高清水東館34番地	5区、13区、指定無し	100	300	○	○
12	集約	栗原市高清水体育センター	高清水忽滑沢29番地57	指定無し	200	400	○	×
13	一時	栗原市立高清水小学校	高清水西善光寺21番地	指定無し	350	2,000	○	○

【 一迫地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市南沢生活センター	一迫柳目字井戸沢100番地	一迫南沢	70	2,300	○	○
2	一時	栗原市竹の内集落センター	一迫柳目字新竹の内117番地	一迫竹の内	100	1,100	○	○
3	一時	栗原市一迫真坂地区コミュニティセンター	一迫町真坂字町東41番地	一迫荒町	110	1,000	○	○
4	一時	栗原市清水高齢者能力活動促進センター	一迫真坂字清水反町2番地2	一迫清水一	120	1,500	○	○
5	集約	栗原市一迫老人福祉センター	一迫真坂字高橋20番地1	一迫中町、指定無し	250	8,700	○	○
6	集約	栗原市一迫多目的広場	一迫柳目字曾根新土手根1番地1	指定無し	240	7,000	○	○
7	集約	栗原市一迫ふれあいホール	一迫真坂字高橋20番地1	指定無し	800	7,600	○	×
8	一時	栗原市一迫高齢者交流センター	一迫字嶋舩原32番地	一迫嶋舩	80	1,100	○	○

5 2-1 指定避難施設一覧表（地震災害）

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
9	一時	栗原市新町集落センター	一迫字川口新町30番地	一迫新町	90	1,300	○	○
10	一時	栗原市滝野集落センター	一迫字川口鍛冶屋36番地1	一迫滝野	90	1,800	○	○
11	一時	栗原市大崩林業センター	一迫字嶋鉢館浦3番地8	一迫大崩	60	1,700	○	○
12	集約	栗原市一迫農村環境改善センター	一迫字川口中野30番地	一迫東町、一迫金田中町、指定無し	550	1,600	○	○
13	一時	栗原市高橋下農業後継者育成センター(高橋下集会所)	一迫字宮前45番地3	一迫高橋下	70	2,600	○	○
14	一時	栗原市一迫高齢者ふれあいプラザ	一迫字中島240番地	一迫高橋上	100	1,400	○	○
15	一時	栗原市荒町下集落センター	一迫字一本杉870番地2	一迫荒町下	70	1,200	○	○
16	一時	栗原市大川口下コミュニティセンター	一迫字大川口清水沢4番地6	一迫大川口下	80	2,000	○	○
17	集約	栗原市一迫長崎地区コミュニティセンター	一迫字上中島39番地1	指定無し	240	1,200	○	○
18	一時	栗原市片子沢集落センター	一迫片子沢大百刈16番地4	一迫片子沢	60	300	○	○
19	集約	一迫農村婦人の家	一迫北沢十文字62番地5	指定無し	140	5,500	○	○
20	一時	栗原市立一迫小学校	一迫真坂字新道満30番地	指定無し	850	39,000	○	○
21	一時	栗原市立栗原西中学校	一迫真坂字鶴町123番地	指定無し	690	48,000	○	○
22	一時	栗原市大館生活センター	一迫柳目字岡54番地1	一迫大館	70	1,000	○	○
23	一時	曾根生活センター	一迫柳目字高田416番地2	一迫曾根	40	1,000	○	○
24	一時	本町会館	一迫真坂字前田5番地4	一迫本町	40	900	○	○
25	一時	清水二センター	一迫真坂字清水小栗目47番地9	一迫清水二	70	900	○	○
26	一時	保呂羽会館	一迫真坂字堰の上42番地	一迫保呂羽	40	650	○	○
27	一時	栗原市輝井生活センター	一迫真坂字一本杉1番地	一迫輝井	60	900	○	○
28	一時	栗原市八幡生活センター	一迫真坂字八幡下4番地	一迫八幡	60	900	○	○
29	一時	清水目会館	一迫字清水目下谷地114番地3	一迫清水目	90	750	○	○
30	一時	川北会館	一迫字嶋鉢山館3番地	一迫川北	60	850	○	○
31	一時	栗原市荒町上生活センター	一迫字荒町65番地4	一迫荒町上	70	600	○	○
32	一時	栗原市一迫大川口上老人憩いの家(大桜会館)	一迫字大川口大西17番地2	一迫大川口上	70	950	○	○
33	一時	栗原市姫松生活センター	一迫北沢二本松4番地3	一迫本沢	80	650	○	○
34	一時	一本松センター	一迫北沢大沢25番地4	一迫一本松	35	800	○	○
35	一時	狐崎センター	一迫狐崎稻荷前6番地	一迫狐崎一、一迫狐崎二	50	1,400	○	○
36	一時	鹿島生活センター	一迫北沢平林北40番地21	一迫姫松南沢	30	500	○	○
37	一時	畑会館	一迫北沢不動10番地	一迫畑	60	900	○	○
38	一時	宮城県一迫商業高等学校	一迫真坂町東133番地	指定無し	570	12,770	○	○

【 瀬峰地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市立栗原南中学校	瀬峰下田2番地1	指定無し	710	17,000	○	○
2	一時	栗原市立瀬峰小学校	瀬峰清水山15番地1	指定無し	390	16,000	○	○
3	一時	栗原市瀬峰公民館	瀬峰下田32番地1	下田	450	2,000	○	○
4	集約	栗原市瀬峰トレーニングセンター	瀬峰大境山24番地16	指定無し	520	32,000	○	×
5	集約	栗原市瀬峰柔剣道場	瀬峰大境山24番地16	指定無し	190	0	○	×
6	集約	栗原市瀬峰農村環境改善センター	瀬峰大境山24番地16	指定無し	390	0	○	○
7	一時	栗原市瀬峰保健センター	瀬峰長者原37番地2	下富、下田、下藤沢	340	7,000	○	○
8	一時	野沢ふれあいセンター	瀬峰野沢176番地2	野沢	50	530	○	○
9	一時	泉谷コミュニティセンター	瀬峰泉谷9番地2	泉谷	50	280	○	○
10	一時	荒町集会所	瀬峰荒町32番地3	下荒町、上荒町	40	410	○	○
11	一時	牛淵集会所	瀬峰牛淵5番地3	牛淵	20	100	○	○
12	一時	栗原市瀬峰川前老人憩いの家	瀬峰三代18番地2	川前	60	1,360	○	○
13	一時	栗原市瀬峰上富生活改善センター	瀬峰富要害136番地1	上富	40	430	○	○
14	一時	瀬峰農林漁家高齢者センター	瀬峰桃生田47番地6	下富	70	1,150	○	○
15	一時	宮小路原自治会館	瀬峰下田216番地9	宮小路原	50	1,280	○	○
16	一時	藤田集会所	瀬峰藤田11番地11	藤田	30	310	○	○
17	一時	下藤沢集会所	瀬峰下藤沢89番地11	下藤沢	70	550	○	○
18	一時	瀬嶺コミュニティセンター	瀬峰藤沢瀬嶺251番地2	瀬嶺	60	620	○	○
19	一時	新田沢やすらぎセンター	瀬峰新田沢157番地3	新田沢	20	620	○	○
20	一時	中藤沢集会所	瀬峰西原73番地	中藤沢	20	1,280	○	○
21	一時	上藤沢集会所	瀬峰大鰐谷1番地	上藤沢	20	110	○	○
22	一時	栗原市瀬峰小深沢生活改善センター	瀬峰小深沢152番地2	小深沢	20	210	○	○

【 鶯沢地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市立鶯沢小学校	鶯沢南郷辻前10番地	駒場、堰根、指定無し	500	1,000	○	○
2	集約	栗原市鶯沢公民館	鶯沢南郷下日照90番地2	駒場上、駒場下、指定無し	400	400	○	○
3	集約	栗原市細倉公民館	鶯沢南郷原13番地	秋法上、秋法下、指定無し	50	100	○	×
4	一時	宮城県岩ヶ崎高等学校 鶯沢校舎	鶯沢南郷下新反田1番地1	指定無し	700	700	○	○
5	集約	栗原市鶯沢多目的研修センター	鶯沢袋八坂66番地	袋、指定無し	100	150	○	○
6	集約	栗原市北郷公民館	鶯沢北郷朴洞131番地	八沢、日向、堰根、指定無し	50	150	○	○
7	集約	栗原市鶯沢振興センター	鶯沢南郷八升16番地	駒場、堰根、袋、指定無し	1,000	300	○	○
8	集約	栗原市細倉体育館	鶯沢南郷原38番地19	秋法上、秋法下	400	400	○	×
9	一時	鶯沢保育所幼稚園	鶯沢南郷広面27番地	指定無し	100	300	○	○
10	一時	新反田集会所	鶯沢南郷上新反田1番地21	駒場上	40	60	○	○
11	一時	町田集会所	鶯沢南郷町田前21番地5	駒場上	40	90	○	○
12	一時	向原集会所	鶯沢南郷向原79番地2	駒場上	20	50	○	○
13	一時	栗原市鶯沢宿川原集会所	鶯沢南郷宿川原21番地	駒場下	50	100	○	○
14	一時	八沢自治会館	鶯沢南郷保六15番地	八沢	70	140	○	○
15	一時	日向自治会館	鶯沢北郷菅原46番地6	日向	70	140	○	○
16	一時	堰根下集会所	鶯沢北郷熊の林32番地1	堰根	30	50	○	○
17	一時	堰根集会所	鶯沢北郷半戸六21番地2	堰根	30	70	○	○
18	一時	堰根担い手センター	鶯沢南郷舘前41番地2	堰根	40	90	○	○
19	一時	栗原市鶯沢柳沢集会所	鶯沢袋中柳沢5番地	袋	50	100	○	○
20	一時	袋上集会所	鶯沢袋持添26番地	袋	40	80	○	○
21	一時	袋下集会所	鶯沢袋千刈田前38番地	袋	40	90	○	○

【 金成地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原市役所金成庁舎 (金成総合支所)	金成沢辺町沖200番地	指定無し	800	9,000	○	○
2	集約	栗原市金成体育センター	金成沢辺町沖200番地	指定無し	400	2,000	○	×
3	一時	栗原市教育研究センター (旧沢辺小学校)	金成沢辺西大寺1番地5	指定無し	1,300	7,000	○	○
4	一時	金成宇南集会所	金成沢辺西大寺1番地325	宇南	40	450	○	○
5	一時	栗原市金成沢辺上集会所	金成沢辺神林140番地1	沢辺上	60	640	○	○
6	一時	栗原市金成沢辺下一集会所	金成沢辺町124番地5	沢辺下	40	430	○	○
7	一時	栗原市金成沢辺下二集会所	金成沢辺町沖185番地3	沢辺下	60	230	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
8	一時	栗原市金成姉齒上集会所	金成姉齒不動前108番地1	姉齒上	50	740	○	○
9	一時	栗原市金成姉齒下集会所	金成姉齒道才沢40番地	姉齒下	50	900	○	○
10	一時	栗原市金成梨崎集会所	金成梨崎仲道35番地	梨崎下沢辺	40	140	○	○
11	一時	栗原市金成下沢辺集会所	金成沢辺内畑119番地	梨崎下沢辺	40	60	○	○
12	一時	栗原市金成小堤集会所	金成小堤涌戸76番地3	小堤	50	640	○	○
13	集約	栗原市けやき会館	金成中町7番地	指定無し	600	2,000	○	○
14	一時	栗原市立金成小中学校	金成小迫高見山35番地3	小迫、金成南1、指定無し	2,600	40,000	○	○
15	一時	栗原市金成上町集会所	金成上町西裏10番地2	金成南一	50	250	○	○
16	一時	栗原市金成上町第四集会所	金成上町西裏72番地4	金成南一	30	130	○	○
17	一時	栗原市金成中町第三集会所	金成中町西裏30番地1	金成南二	40	240	○	○
18	一時	栗原市金成翁沢集会所	金成熊ノ下69番地4	金成北	30	420	○	○
19	一時	栗原市金成新町集会所	金成干谷沢16番地2	金成北	60	500	○	○
20	一時	栗原市金成長根大久保集会所	金成金生587番地1	金成東	40	410	○	○
21	一時	栗原市金成反町集会所	金成山中堤下69番地48	金成東	40	830	○	○
22	一時	栗原市金成畑集会所	金成宮前3番地2	畑一、畑二	50	1,620	○	○
23	集約	栗原市萩野公民館	金成有壁館下29番地	有壁一、指定無し	200	4,000	○	○
24	一時	有壁生活センター	金成有壁館下69番地1	有壁二	30	930	○	○
25	一時	栗原市金成有壁二集会所	金成有壁八坂2番地1	有壁二	70	770	○	○
26	一時	栗原市金成有壁三集会所	金成有壁貴船前33番地1	有壁三	50	240	○	○
27	一時	栗原市金成末野集会所	金成末野若宮30番地	末野	60	1,600	○	○
28	一時	栗原市金成藤野集会所	金成末野新鹿野下91番地3	末野	30	1,550	○	○
29	一時	栗原市金成藤渡戸生活改善センター	金成藤渡戸上中江101番地2	藤渡戸	20	600	○	○
30	一時	栗原市金成赤児集会所	金成赤児寺沖121番地2	赤児	40	1,480	○	○
31	一時	栗原市金成普賢堂集会所	金成普賢堂要害30番地3	普賢堂	40	90	○	○
32	一時	栗原市金成上片馬合集会所	金成片馬合下吉目木33番地2	上片馬合	40	2,000	○	○
33	一時	栗原市金成下片馬合集会所	金成片馬合沖157番地1	下片馬合	50	990	○	○
34	一時	栗原市金成小迫集会所	金成小迫三島44番地	小迫	50	4,220	○	○
35	一時	栗原市金成岩崎集会所	金成津久毛岩崎沢1番地1	岩崎平形	40	280	○	○
36	一時	栗原市金成平形集会所	金成津久毛平形蔵本沢10番地1	岩崎平形	40	870	○	○
37	一時	栗原市金成大原木集会所	金成大原木川畑94番地4	大原木	50	500	○	○
38	一時	栗原市金成大原木集会所	金成大原木雷5番地5	大原木	50	200	○	○

【 志波姫地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市志波姫宮中ふれあいセンター	志波姫北堀口62番地1	宮中	60	150	○	○
2	一時	館輪住宅集会室	志波姫堀口沖65番地	宮中	30	100	○	○
3	一時	御駒堂住宅集会室	志波姫堀口御駒堂146番地1	山の上	60	200	○	○
4	一時	阿久戸集会所	志波姫下里98番地	里	40	100	○	○
5	一時	栗原市八樟農村交流センター	志波姫八樟吹付115番地	里	100	800	○	○
6	一時	新田地区自治会館	志波姫南八樟331番地	新田	50	1,040	○	○
7	一時	栗原市立志波姫小学校	志波姫沼崎新田64番地	指定無し	380	2,000	○	○
8	一時	栗原市立志波姫中学校	志波姫沼崎大谷地5番地1	指定無し	720	2,000	○	○
9	集約	栗原市志波姫公民館	志波姫沼崎南沖447番地	指定無し	300	-	○	×
10	一時	志波姫保育所幼稚園	志波姫新沼崎156番地	指定無し	290	500	○	○
11	集約	栗原市志波姫保健センター兼志波姫農村環境改善センター（この花さくや姫プラザ）	志波姫沼崎南沖452番地	指定無し	200	500	○	○
12	一時	南区公民館（こうゆうセンター）	志波姫沼崎高原64番地	南	60	100	○	○
13	一時	貝の堀住宅集会室	志波姫新沼崎18番地1	南	50	0	○	○
14	一時	北区生活センター	志波姫沼崎北曾根2番地2	北	60	100	○	○
15	一時	上区自治会館	志波姫刈敷上刈敷739番地	上	60	100	○	○
16	一時	中区自治会館	志波姫刈敷蔵場77番地	中	60	100	○	○
17	一時	下区公民館	志波姫刈敷花輪115番地1	下	50	100	○	○
18	一時	芝の脇集会所	志波姫芝の脇南183番地	城内	30	10	○	○
19	一時	城内区公民館	志波姫伊豆野城内前51番地3	城内	50	50	○	○
20	一時	栗原市志波姫伊豆野集会所	志波姫伊豆野町北側20番地1	町	50	100	○	○
21	一時	十文字生活センター	志波姫北郷竹の内57番地10	十文字	60	50	○	○
22	一時	荒町区自治会館	志波姫荒町北9番地2	荒町	50	100	○	○
23	一時	橋本自治会館	志波姫新橋本61番地1	橋本	60	100	○	○
24	一時	熊谷区自治会館	志波姫南郷蓬田93番地25	橋本、熊谷、大平、間海	40	2,000	○	○
25	一時	栗原市志波姫大平ふれあいセンター	志波姫新日向1番地1	大平	60	100	○	○
26	一時	間海自治会館	志波姫新聞海34番地	間海	40	940	○	○

【 花山地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象 行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市花山草木コミュニティセンター	花山字草木沢原井田40番地1	宿、程野、荒谷、大笹、上原	200	500	○	○
2	一時	小豆畑集会所	花山字草木沢角間28番地	小豆畑	50	140	○	○
3	集約	栗原市花山公民館	花山字本沢北ノ前77番地	指定無し	300	600	○	○

2 避難・収容等に関する資料

2-2 指定避難施設一覧表（水害）

令和6年3月31日改定

【 築館地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原文化会館	築館高田二丁目1番10号	南町、中町、北町、下町、東町、館下、留場南、指定無し	2,390	16,000	○	×
2	集約	築館総合運動公園	築館字荒田沢41番地241	指定無し	550	24,000	○	×
3	集約	栗原市築館体育センター	築館高田二丁目8番12号	指定無し	410	3,000	○	×
4	一時	栗原市立築館小学校	築館薬師一丁目6番1号	指定無し	2,180	11,400	○	○
5	一時	築館公民館上町分館	築館薬師二丁目2番25-7号	上町	30	50	○	○
6	一時	栗原市築館西町コミュニティセンター	築館薬師三丁目5番13号	西町	70	500	○	○
7	一時	赤坂自治会館	築館字荒田沢41番地387	赤坂	30	200	○	○
8	一時	栗原市築館佐野老人憩いの家	築館新田2番64号	佐野	50	100	○	○
9	一時	栗原市築館萩沢コミュニティセンター	築館字萩沢77番地7	萩沢	40	200	○	○
10	一時	高森自治会館	築館字下高森123番地1	高森	30	200	○	○
11	一時	伊豆一区会館	築館伊豆二丁目10番44号	伊豆一区	40	30	○	○
12	一時	栗原市築館伊豆二区会館	築館源光45番地7	伊豆二区	40	200	○	○
13	一時	栗原市築館駅前コミュニティセンター	築館伊豆三丁目1番1号	駅前	50	30	○	○
14	一時	築館公民館坂下分館	築館薬師一丁目8番36号	坂下	20	10	○	○
15	一時	旧玉沢小学校	築館字照越大ケ原43番地1	指定無し	1,210	1,980	○	○
16	一時	栗原市築館中照越集会所	築館字照越町田10番地5	中照越	50	200	○	○
17	一時	築館下照越生活センター	築館字照越寺沢55番地4	下照越	30	100	○	○
18	一時	築館下萩沢生活センター	築館字萩沢木戸30番地	下萩沢	80	300	○	○
19	一時	築館蟹沢コミュニティセンター	築館字蟹沢表14番地3	蟹沢	100	1,800	○	○
20	一時	栗原市築館八沢コミュニティセンター	築館字八沢漆沢2番地5	八沢	100	1,500	○	○
21	一時	築館横須賀生活センター	築館字横須賀山口70番地4	横須賀	50	340	○	○
22	一時	築館太田農事集会所	築館字太田中島51番地1	太田	90	1,200	○	○
23	一時	栗原市立宮野小学校	築館字上宮野台291番地	指定無し	920	11,500	○	○
24	一時	栗原市築館秋山自治会館	築館字上宮野白坂38番地	秋山	50	200	○	○
25	一時	栗原市築館本木老人憩いの家	築館字上宮野本城34番地	本木	40	100	○	○
26	一時	栗原市築館八幡町老人憩いの家	築館字下宮野岡田30番地29	八幡町	40	500	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
27	一時	築館芋塚コミュニティセンター	築館字芋塚仙能5番地13	芋塚	50	100	○	○
28	一時	宮城県築館高等学校	築館字下宮野町浦22番地	留場北、宮野上町、宮野下町、成田、花の木、大堀、黒瀬、沖富、指定なし	1,670	24,600	○	○
29	一時	栗原市築館根岸老人憩いの家	築館字富下熊川4番地	根岸	30	60	○	○

【 若柳地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原市若柳公民館	若柳字川北古川83番地	北浦、元町二、元町三、大袋指定無し	500		○	○
2	集約	栗原市若柳総合文化センター	若柳字川北古川83番地	片町一、片町二、荒町指定無し	300		○	×
3	一時	栗原市立若柳小学校	若柳字川北塚原55番地	新町一、新町二、中町、元町一、並柳、十文字、我門、北二股指定無し	500		○	○
4	一時	宮城県迫桜高等学校	若柳字川南戸ノ西184番地	指定無し	500		○	○
5	一時	栗原市立若柳中学校	若柳字川南袋25番地	新山、南大通、八木、指定無し	600		○	○
6	集約	栗原市若柳総合体育館	若柳字川南道伝前125番地2	上町、下町一、下町二、川原指定無し	500		○	×
7	集約	栗原市畑岡公民館	若柳字下畑岡峯225番地	峯、内谷川指定無し	100	1,000	○	○
8	一時	三田鳥生活センター	若柳有賀字地田57番地2	三田鳥	70	200	○	○
9	一時	有賀集会所	若柳有賀字田畑前28番地1	有賀	90	2,000	○	○
10	一時	栗原市若柳上在老人憩いの家	若柳武鎗字清水ヶ沢27番地	上在	70	760	○	○
11	一時	栗原市若柳町館老人憩いの家	若柳武鎗字町館87番地	町館	80	6,300	○	○
12	一時	下在生活センター	若柳武鎗字鍛冶屋前12番地1	下在	50	340	○	○
13	一時	栗原市若柳大畑ふれあいセンター	若柳字下畑岡新樽沼40番地2	大畑	70	1,800	○	○
14	一時	かけコミュニティセンター	若柳字上畑岡かけ36番地1	かけ	60	1,000	○	○
15	一時	栗原市若柳米ヶ浦東老人憩いの家	若柳字上畑岡米ヶ浦25番地1	米ヶ浦一	50	800	○	○
16	一時	栗原市若柳上畑岡コミュニティセンター	若柳字上畑岡大森78番地1	米ヶ浦一、米ヶ浦二、指定無し	200	3,000	○	○
17	一時	栗原市若柳敷味老人憩いの家	若柳字上畑岡敷味41番地2	米ヶ浦二	60	1,100	○	○
18	一時	栗原市若柳多賀老人憩いの家	若柳字上畑岡獅子ヶ鼻111番地5	多賀	60	1,500	○	○
19	一時	旧有賀小学校	若柳武鎗字竹之内前3番地	上在、町館指定無し	290	4,500	○	×
20	一時	旧大目小学校	若柳字川南上大目前147番地	南二又、大目、新田、指定無し	200		○	×

※ 番号1から6、20については、浸水想定区域内にあるが、浸水想定区域外の避難所までの距離が遠いことなどから、浸水は想定されるものの頑強な建物であり、2階等の高い場所に避難することにより身体、生命の安全を確保することが可能であるものと判断し、指定するものである。

【栗駒地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市高原創造センター	栗駒沼倉耕英東45番地	耕英	20	1,000	○	○
2	一時	滝ノ原コミュニティセンター	栗駒沼倉中堀73番地6	滝ノ原	90	500	○	○
3	一時	日照田自治会館	栗駒沼倉日照田13番地3	日照田	80	700	○	○
4	一時	馬場農業担い手センター	栗駒沼倉法華堂74番地1	馬場	110	500	○	○
5	一時	三丁構造改善センター	栗駒松倉東貴船10番地6	三丁	120	400	○	○
6	一時	若木集落センター	栗駒松倉引矢78番地4	若木	100	400	○	○
7	一時	一区協和会会館	栗駒岩ヶ崎円鏡寺43番地5	茂庭町	120	1,000	○	○
8	一時	六日町集会所（二区集会所飛翔館）	栗駒岩ヶ崎六日町77番地	六日町	80	350	○	○
9	一時	栗原市栗駒岩ヶ崎上町裏コミュニティセンター	栗駒岩ヶ崎下町裏19番地	八日町	100	500	○	○
10	一時	四日町集会所	栗駒岩ヶ崎神南23番地2	四日町	100	500	○	○
11	一時	東方区集会所	栗駒岩ヶ崎三島157番地1	東方区	40	740	○	○
12	一時	岩ヶ崎六区集会所	栗駒岩ヶ崎上小路139番地2	下小路、上小路下	60	500	○	○
13	一時	七区集会所	栗駒岩ヶ崎上小路93番地5	上小路上	80	200	○	○
14	集約	栗原市栗駒老人憩いの家	栗駒岩ヶ崎上小路136番地	指定無し	150	300	○	○
15	集約	栗原市栗駒伝統文化の伝承館（みちのく伝創館）	栗駒岩ヶ崎松木田79番地	指定無し	450	5,000	○	○
16	一時	中野上区民会館	栗駒中野大仏83番地38	中野上	90	100	○	○
17	一時	中野集落センター	栗駒中野要害前28番地	中野下	40	800	○	○
18	一時	上野生活センター	栗駒中野愛岩下8番地5	上野	120	300	○	○
19	一時	宮城県岩ヶ崎高等学校	栗駒中野愛岩下1番地3	指定無し	300	10,000	○	○
20	一時	栗原市立栗駒中学校	栗駒中野大柳100番地	大鳥西、大鳥東 指定無し	300	10,000	○	○
21	一時	栗原市栗駒武道館	栗駒稲屋敷後原11番地2	指定無し	100	10,000	○	○
22	一時	栗原市栗駒猿飛来コミュニティセンター	栗駒猿飛来漆沢1番地	猿飛来上	80	500	○	○
23	一時	二本木長楽沢集落センター	栗駒猿飛来長楽沢21番地3	猿飛来下	80	500	○	○
24	一時	深谷自治会館	栗駒深谷日照田42番地	深谷	100	1,200	○	○
25	一時	湯ノ沢畑集会所	栗駒鳥沢沢田92番地	鳥沢下	60	5,000	○	○
26	一時	田代集会所	栗駒鳥沢山神41番地	鳥沢北	50	250	○	○
27	一時	鳥沢南集落センター	栗駒鳥沢徳沢前96番地1	鳥沢南	60	250	○	○
28	集約	栗原市栗駒総合体育館	栗駒岩ヶ崎裏山221番地	里谷 指定無し	2,000	40,000	○	×
29	一時	荒砥沢ふれあいセンター	栗駒文字山下26番地5	荒砥沢	50	100	○	○
30	一時	新田集会所	栗駒文字上山神63番地2	新田	60	700	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
31	一時	栗原市文字郷土文化保存伝習館（文字甚句と藍の館）	栗駒文字角ヶ崎67番地1	角ヶ崎	100	1,000	○	○
32	一時	川東集会所	栗駒文字中山神13番地	川東	60	500	○	○
33	一時	文字川西会館	栗駒文字葛峰15番地9	川西	30	800	○	○
34	一時	山口自治会館	栗駒文字愛宕前8番地2	山口	25	1,500	○	○
35	一時	中文字自治会館	栗駒文字大道上115番地5	中文字	60	450	○	○
36	一時	下文字自治会館	栗駒文字鍛冶屋115番地4	下文字	110	200	○	○
37	一時	高松生活センター	栗駒稲屋敷百目木前18番地1	高松	60	3,000	○	○
38	一時	清水田集落センター	栗駒稲屋敷清水田7番地2	清水田	80	500	○	○
39	一時	宝領集落センター（稲屋敷上構造改善センター）	栗駒稲屋敷宝領東98番地2	宝領	150	1,000	○	○
40	一時	大鳥中自治会館	栗駒稲屋敷後原48番地	大鳥中	40	600	○	○
41	集約	栗原市栗駒高齢者地域福祉施設（栗駒健康の里さんさんドリーム）	栗駒八幡西沢10番地1	桜田上、桜田下 指定無し	120	2,000	○	○
42	一時	八幡農事集会所	栗駒八幡館山4番地103	八幡	110	700	○	○
43	一時	菱沼集会所	栗駒菱沼竹林2番地4	菱沼	70	350	○	○
44	一時	栗原根岸農業担い手センター	栗駒栗原西沢104番地	栗原根岸 栗原沖	100	3,000	○	○
45	一時	芋塚活性化センター（宝来の里）	栗駒芋塚小山崎9番地	芋塚	130	3,500	○	○
46	一時	渡丸公民館	栗駒渡丸中島119番地	渡丸	50	1,200	○	○
47	一時	泉沢活性化センター（泉の里）	栗駒泉沢新山下117番地	泉沢	200	2,000	○	○
48	一時	田高田集会所	栗駒片子沢田高田114番地2	田高田	80	450	○	○
49	一時	町田活性化センター	栗駒片子沢半道六60番地1	町田	250	11,000	○	○
50	一時	西田集会所	栗駒片子沢西田2番地5	西田	100	800	○	○
51	一時	栗原市ハイルザーム栗駒	栗駒沼倉耕英東50番地1	耕英	70	3,700	○	○

【 高清水地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市高清水外沢田ふれあいセンター	高清水新沢田146番地2	1区	50	100	○	○
2	一時	栗原市高清水第2区集落センター	高清水北原77番地303	2区	70	200	○	○
3	一時	南部地区生活センター	高清水中の茎4番地1	3区、4区	70	200	○	○
4	一時	第6区集会所	高清水本町40番地	6区	50	150	○	○
5	一時	栗原市高清水コミュニティセンター	高清水五輪29番地1	7区	70	200	○	○
6	一時	栗原市高清水善光寺ふれあいセンター	高清水東善光寺10番地	8区	80	230	○	○
7	一時	九区いちょう館	高清水佐野丁10番地1	9区	50	150	○	○

5 2-2 指定避難施設一覧表（水害）

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
8	一時	第10区集会所「桜館」	高清水東館39番地3	10区	50	180	○	○
9	一時	第11区集落センター	高清水小山田500番地	11区	50	180	○	○
10	一時	第12区集会所	高清水茂路具多33番地2	12区	50	180	○	○
11	集約	栗原市高清水保健福祉センター	高清水東館34番地	5区、13区、指定無し	100	300	○	○
12	集約	栗原市高清水体育センター	高清水忽滑沢29番地57	指定無し	200	400	○	×
13	一時	栗原市立高清水小学校	高清水西善光寺21番地	指定無し	350	2,000	○	○

【一迫地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市南沢生活センター	一迫柳目字井戸沢100番地	一迫南沢	70	2,300	○	○
2	一時	栗原市竹の内集落センター	一迫柳目字新竹の内117番地	一迫竹の内	100	1,100	○	○
3	一時	栗原市一迫真坂地区コミュニティセンター	一迫町真坂字町東41番地	一迫荒町	110	1,000	○	○
4	一時	栗原市清水高齢者能力活動促進センター	一迫真坂字清水反町2番地2	一迫清水一	120	1,500	○	○
5	集約	栗原市一迫老人福祉センター	一迫真坂字高橋20番地1	一迫中町、指定無し	250	8,700	○	○
6	集約	栗原市一迫多目的広場	一迫柳目字曾根新土手根1番地1	指定無し	240	7,000	○	○
7	集約	栗原市一迫ふれあいホール	一迫真坂字高橋20番地1	指定無し	800	7,600	○	×
8	一時	栗原市一迫高齢者交流センター	一迫字嶋鮎原32番地	一迫嶋鮎	80	1,100	○	○
9	一時	栗原市新町集落センター	一迫字川口新町30番地	一迫新町	90	1,300	○	○
10	一時	栗原市滝野集落センター	一迫字川口鍛冶屋36番地1	一迫滝野	90	1,800	○	○
11	一時	栗原市大崩林業センター	一迫字嶋鮎館浦3番地8	一迫大崩	60	1,700	○	○
12	集約	栗原市一迫農村環境改善センター	一迫字川口中野30番地	一迫東町、一迫金田中町、指定無し	550	1,600	○	○
13	一時	栗原市高橋下農業後継者育成センター(高橋下集会所)	一迫字宮前45番地3	一迫高橋下	70	2,600	○	○
14	一時	栗原市一迫高齢者ふれあいプラザ	一迫字中島240番地	一迫高橋上	100	1,400	○	○
15	一時	栗原市荒町下集落センター	一迫字一本杉870番地2	一迫荒町下	70	1,200	○	○
16	一時	栗原市大川口下コミュニティセンター	一迫字大川口清水沢4番地6	一迫大川口下	80	2,000	○	○
17	集約	栗原市一迫長崎地区コミュニティセンター	一迫字上中島39番地1	指定無し	240	1,200	○	○
18	一時	栗原市片子沢集落センター	一迫片子沢大百刈16番地4	一迫片子沢	60	300	○	○
19	集約	一迫農村婦人の家	一迫北沢十文字62番地5	指定無し	140	5,500	○	○
20	一時	栗原市立一迫小学校	一迫真坂字新道満30番地	指定無し	850	39,000	○	○
21	一時	栗原市立栗原西中学校	一迫真坂字鶴町123番地	指定無し	690	48,000	○	○
22	一時	栗原市大館生活センター	一迫柳目字岡54番地1	一迫大館	70	1,000	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
23	一時	曾根生活センター	一迫柳目字曾根高田416番地2	一迫曾根	40	1,000	○	○
24	一時	本町会館	一迫真坂字前田5番地4	一迫本町	40	900	○	○
25	一時	清水二センター	一迫真坂字清水小栗目47番地9	一迫清水二	70	900	○	○
26	一時	保呂羽会館	一迫真坂字堰の上42番地	一迫保呂羽	40	650	○	○
27	一時	栗原市輝井生活センター	一迫真坂字一本杉1番地	一迫輝井	60	900	○	○
28	一時	栗原市八幡生活センター	一迫真坂字八幡下4番地	一迫八幡	60	900	○	○
29	一時	清水目会館	一迫字清水目下谷地114番地3	一迫清水目	90	750	○	○
30	一時	川北会館	一迫字嶋山館3番地	一迫川北	60	850	○	○
31	一時	栗原市荒町上生活センター	一迫字荒町65番地4	一迫荒町上	70	600	○	○
32	一時	栗原市一迫大川口上老人憩いの家(大桜会館)	一迫字大川口大西17番地2	一迫大川口上	70	950	○	○
33	一時	栗原市姫松生活センター	一迫北沢二本松4番地3	一迫本沢	80	650	○	○
34	一時	一本松センター	一迫北沢大沢25番地4	一迫一本松	35	800	○	○
35	一時	狐崎センター	一迫狐崎稲荷前6番地	一迫狐崎一、一迫狐崎二	50	1,400	○	○
36	一時	鹿島生活センター	一迫北沢平林北40番地21	一迫姫松南沢	30	500	○	○
37	一時	畑会館	一迫北沢不動10番地	一迫畑	60	900	○	○
38	一時	宮城県一迫商業高等学校	一迫真坂町東133番地	指定無し	570	12,770	○	○

【 瀬峰地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市立栗原南中学校	瀬峰下田2番地1	指定無し	710	17,000	○	○
2	一時	栗原市立瀬峰小学校	瀬峰清水山15番地1	指定無し	390	16,000	○	○
3	一時	栗原市瀬峰公民館	瀬峰下田32番地1	下田、藤田	450	2,000	○	○
4	集約	栗原市瀬峰トレーニングセンター	瀬峰大境山24番地16	指定無し	520	32,000	○	×
5	集約	栗原市瀬峰柔剣道場	瀬峰大境山24番地16	指定無し	190	0	○	×
6	集約	栗原市瀬峰農村環境改善センター	瀬峰大境山24番地16	牛淵 指定無し	390	0	○	○
7	一時	栗原市瀬峰保健センター	瀬峰長者原37番地2	下富、下田、下藤沢	340	7,000	○	○
8	一時	野沢ふれあいセンター	瀬峰野沢176番地2	野沢	50	530	○	○
9	一時	泉谷コミュニティセンター	瀬峰泉谷9番地2	泉谷	50	280	○	○
10	一時	荒町集会所	瀬峰荒町32番地3	下荒町、上荒町	40	410	○	○
11	一時	栗原市瀬峰川前老人憩いの家	瀬峰三代18番地2	川前	60	1,360	○	○
12	一時	栗原市瀬峰上富生活改善センター	瀬峰富要害136番地1	上富	40	430	○	○
13	一時	瀬峰農林漁家高齢者センター	瀬峰桃生田47番地6	下富	70	1,150	○	○

5 2-2 指定避難施設一覧表（水害）

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
14	一時	宮小路原自治会館	瀬峰下田 2 1 6 番地 9	宮小路原	50	1,280	○	○
15	一時	下藤沢集会所	瀬峰下藤沢 8 9 番地 1 1	下藤沢	70	550	○	○
16	一時	瀬嶺コミュニティセンター	瀬峰藤沢瀬嶺 2 5 1 番地 2	瀬嶺	60	620	○	○
17	一時	新田沢やすらぎセンター	瀬峰新田沢 1 5 7 番地 3	新田沢	20	620	○	○
18	一時	中藤沢集会所	瀬峰西原 7 3 番地	中藤沢	20	1,280	○	○
19	一時	上藤沢集会所	瀬峰大鰐谷 1 番地	上藤沢	20	110	○	○
20	一時	栗原市瀬峰小深沢生活改善センター	瀬峰小深沢 1 5 2 番地 2	小深沢	20	210	○	○

【 鶯沢地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市立鶯沢小学校	鶯沢南郷辻前 1 0 番地	指定無し	500	1,000	○	○
2	集約	栗原市鶯沢公民館	鶯沢南郷下日照 9 0 番地 2	駒場上、駒場下、指定無し	400	400	○	○
3	集約	栗原市細倉公民館	鶯沢南郷原 1 3 番地	秋法上、秋法下、指定無し	50	100	○	×
4	一時	宮城県岩ヶ崎高等学校 鶯沢校舎	鶯沢南郷下新反田 1 番地 1	指定無し	700	700	○	○
5	集約	北郷公民館	鶯沢北郷朴洞 1 3 1 番地	八沢、日向、堰根、指定無し	50	150	○	○
6	集約	栗原市鶯沢振興センター	鶯沢南郷八升 1 6 番地	駒場上、駒場下 堰根、袋、指定無し	1,000	300	○	○
7	集約	栗原市細倉体育館	鶯沢南郷原 3 8 番地 1 9	秋法上、秋法下	400	400	○	×
8	一時	鶯沢保育所幼稚園	鶯沢南郷広面 2 7 番地	指定無し	100	300	○	○
9	一時	新反田集会所	鶯沢南郷上新反田 1 番地 2 1	駒場上	40	60	○	○
10	一時	町田集会所	鶯沢南郷町田前 2 1 番地 5	駒場上	40	90	○	○
11	一時	向原集会所	鶯沢南郷向原 7 9 番地 2	駒場上	20	50	○	○
12	一時	八沢自治会館	鶯沢南郷保六 1 5 番地	八沢	70	140	○	○
13	一時	日向自治会館	鶯沢北郷菅原 4 6 番地 6	日向	70	140	○	○
14	一時	堰根下集会所	鶯沢北郷熊の林 3 2 番地 1	堰根	30	50	○	○
15	一時	堰根集会所	鶯沢北郷半戸六 2 1 番地 2	堰根	30	70	○	○
16	一時	栗原市鶯沢袋柳沢集会所	鶯沢袋中柳沢 5 番地	袋	50	100	○	○

【 金成地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原市役所金成庁舎 (金成総合支所)	金成沢辺町沖200番地	指定無し	800	9,000	○	○
2	集約	栗原市金成体育センター	金成沢辺町沖200番地	指定無し	400	2,000	○	×
3	一時	栗原市教育研究センター (旧沢辺小学校)	金成沢辺西大寺1番地5	沢边上、沢辺下 姉齒上、大原木 梨崎下沢辺 指定無し	1,300	7,000	○	○
4	一時	金成宇南集会所	金成沢辺西大寺1番地 325	宇南	40	450	○	○
5	一時	栗原市金成姉齒下集会所	金成姉齒道才沢40番地	姉齒下	50	900	○	○
6	一時	栗原市金成梨崎集会所	金成梨崎仲道35番地	梨崎下沢辺	40	140	○	○
7	一時	栗原市金成小堤集会所	金成小堤涌戸76番地3	小堤	50	640	○	○
8	集約	栗原市けやき会館	金成中町7番地	指定無し	600	2,000	○	○
9	一時	栗原市立金成小中学校	金成小迫高見山35番地3	小迫、金成南 1、指定無し	2,600	40,000	○	○
10	一時	栗原市金成上町集会所	金成上町西裏10番地2	金成南一	50	250	○	○
11	一時	栗原市金成上町第四集会所	金成上町西裏72番地4	金成南一	30	130	○	○
12	一時	栗原市金成中町第三集会所	金成中町西裏30番地1	金成南二	40	240	○	○
13	一時	栗原市金成翁沢集会所	金成熊ノ下69番地4	金成北	30	420	○	○
14	一時	栗原市金成新町集会所	金成干谷沢16番地2	金成北	60	500	○	○
15	一時	栗原市金成長根大久保集会所	金成金生587番地1	金成東	40	410	○	○
16	一時	栗原市金成反町集会所	金成山中堤下69番地48	金成東	40	830	○	○
17	一時	栗原市金成畑集会所	金成宮前3番地2	畑一、畑二	50	1,620	○	○
18	集約	栗原市萩野公民館	金成有壁館下29番地	有壁一、有壁三 指定無し	200	4,000	○	○
19	一時	有壁生活センター	金成有壁館下69番地1	有壁二	30	930	○	○
20	一時	栗原市金成有壁二集会所	金成有壁八坂2番地1	有壁二	70	770	○	○
21	一時	栗原市金成末野集会所	金成末野若宮30番地	末野	60	1,600	○	○
22	一時	栗原市金成藤野集会所	金成末野新鹿野下91番地 3	末野	30	1,550	○	○
23	一時	栗原市金成藤渡戸生活 改善センター	金成藤渡戸上中江101番 地2	藤渡戸	20	600	○	○
24	一時	栗原市金成赤児集会所	金成赤児寺沖121番地2	赤児	40	1,480	○	○
25	一時	栗原市金成普賢堂集会所	金成普賢堂要害30番地3	普賢堂	40	90	○	○
26	一時	栗原市金成上片馬合集会所	金成片馬合下吉目木33番 地2	上片馬合	40	2,000	○	○
27	一時	栗原市金成下片馬合集会所	金成片馬合沖157番地1	下片馬合	50	990	○	○
28	一時	栗原市金成小迫集会所	金成小迫三島44番地	小迫	50	4,220	○	○
29	一時	栗原市金成岩崎集会所	金成津久毛岩崎沢1番地1	岩崎平形	40	280	○	○
30	一時	栗原市金成平形集会所	金成津久毛平形蔵本沢10 番地1	岩崎平形	40	870	○	○

【 志波姫地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市志波姫宮中ふれあいセンター	志波姫北堀口62番地1	宮中	60	150	○	○
2	一時	御駒堂住宅集会室	志波姫堀口御駒堂146番地1	山の上	60	200	○	○
3	一時	栗原市八樟農村交流センター	志波姫八樟吹付115番地	里	100	800	○	○
4	一時	新田地区自治会館	志波姫南八樟331番地	新田	50	1,040	○	○
5	一時	栗原市立志波姫小学校	志波姫沼崎新田64番地	指定無し	380	2,000	○	○
6	一時	栗原市立志波姫中学校	志波姫沼崎大谷地5番地1	指定無し	720	2,000	○	○
7	集約	栗原市志波姫公民館	志波姫沼崎南沖447番地	指定無し	300	-	○	×
8	一時	志波姫保育所幼稚園	志波姫新沼崎156番地	指定無し	290	500	○	○
9	集約	栗原市志波姫保健センター兼志波姫農村環境改善センター（この花さくや姫プラザ）	志波姫沼崎南沖452番地	上、中、下、町城内、十文字荒町、間海、橋本、指定無し	200	500	○	○
10	一時	南区公民館（こうゆうセンター）	志波姫沼崎高原64番地	南	60	100	○	○
11	一時	貝の堀住宅集会室	志波姫新沼崎18番地1	南	50	0	○	○
12	一時	北区生活センター	志波姫沼崎北曾根2番地2	北	60	100	○	○
13	一時	熊谷区自治会館	志波姫南郷蓬田93番地25	橋本、熊谷、大平、間海	40	2,000	○	○
14	一時	栗原市志波姫大平ふれあいセンター	志波姫新日向1番地1	大平	60	100	○	○

【 花山地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市花山草木コミュニティセンター	花山字草木沢原井田43番地1	宿、程野、荒谷、大笹、上原	200	500	○	○
2	一時	小豆畑集会所	花山字草木沢角間28番地	小豆畑	50	140	○	○
3	集約	栗原市花山公民館	花山字本沢北ノ前77番地	指定無し	300	600	○	○

2 避難・収容等に関する資料

2-3 指定避難施設一覧表（土砂災害）

令和6年3月31日改定

【 築館地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原文化会館	築館高田二丁目1番10号	指定無し	2,390	16,000	○	×
2	集約	築館総合運動公園	築館字荒田沢41番地241	指定無し	550	24,000	○	×
3	集約	栗原市築館体育センター	築館高田二丁目8番12号	指定無し	410	3,000	○	×
4	一時	栗原市立築館小学校	築館薬師一丁目6番1号	指定無し	2,180	11,400	○	○
5	一時	赤坂自治会館	築館字荒田沢41番地387	赤坂	30	200	○	○
6	一時	栗原市築館萩沢コミュニティセンター	築館字萩沢77番地7	萩沢	40	200	○	○
7	一時	旧玉沢小学校	築館字照越大ケ原43番地1	指定無し	1,210	1,980	○	○
8	一時	栗原市築館上照越コミュニティセンター	築館字照越八ツ沢1番地	上照越	60	250	○	○
9	一時	栗原市築館中照越集会所	築館字照越町田10番地5	中照越	50	200	○	○
10	一時	築館下照越生活センター	築館字照越寺沢55番地4	下照越	30	100	○	○
11	一時	築館横須賀生活センター	築館字横須賀山口70番地4	横須賀	50	340	○	○
12	一時	栗原市立宮野小学校	築館字上宮野台291番地	秋山、指定無し	920	11,500	○	○
13	一時	栗原市築館本木老人憩いの家	築館字上宮野本城34番地	本木	40	100	○	○
14	一時	栗原市築館八幡町老人憩いの家	築館字下宮野岡田30番地29	八幡町	40	500	○	○
15	一時	宮城県立築館高等学校	築館字下宮野町浦22番地	宮野上町、指定無し	1,670	24,600	○	○
16	一時	栗原市築館宮野下町コミュニティセンター	築館字下宮野町36番地	宮野下町	100	300	○	○
17	一時	旧富野小学校	築館字城生野北田沖274番地	黒瀬、沖富、根岸、指定無し	790	8,000	○	×
18	一時	城生野自治会館	築館字城生野唐崎34番地1	花の木、大堀	100	60	○	○

【 若柳地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原市若柳公民館	若柳字川北古川83番地	指定無し	500	2,600	○	○
2	集約	栗原市若柳総合文化センター	若柳字川北古川83番地	指定無し	300	3,000	○	×
3	一時	栗原市立若柳小学校	若柳字川北塚原55番地	指定無し	500	10,000	○	○
4	一時	宮城県迫桜高等学校	若柳字川南戸ノ西184番地	指定無し	500	5,000	○	○
5	一時	栗原市立若柳中学校	若柳字川南袋25番地	指定無し	600	10,000	○	○
6	集約	栗原市若柳総合体育館	若柳字川南道伝前125番地2	指定無し	500	2,000	○	×

⑤ 2-3 指定避難施設一覧表（土砂災害）

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
7	集約	栗原市畑岡公民館	若柳字下畑岡峯225番地	指定無し	100	1,000	○	○
8	一時	三田鳥生活センター	若柳有賀字地田57番地2	三田鳥	70	200	○	○
9	一時	有賀集会所	若柳有賀字田畑前28番地1	有賀	90	2,000	○	○
10	一時	栗原市若柳上在老人憩いの家	若柳武鎗字清水ヶ沢27番地	上在	70	760	○	○
11	一時	栗原市若柳町館老人憩いの家	若柳武鎗字町館87番地	町館	80	6,300	○	○
12	一時	下在生活センター	若柳武鎗字鍛冶屋前12番地1	下在	50	340	○	○
13	一時	栗原市若柳内谷川地区コミュニティセンター	若柳字下畑岡内谷川東9番地1	内谷川	60	1,300	○	○
14	一時	かけコミュニティセンター	若柳字上畑岡かけ36番地1	かけ	60	1,000	○	○
15	一時	旧有賀小学校	若柳武鎗字竹之内前3番地	指定無し	290	4,500	○	×
16	一時	旧大目小学校	若柳字川南上大目前147番地	指定無し	200	2,000	○	×

【栗駒地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市高原創造センター	栗駒沼倉耕英東45番地	耕英	20	1,000	○	○
2	一時	滝ノ原コミュニティセンター	栗駒沼倉中堀73番地6	滝ノ原	90	500	○	○
3	一時	日照田自治会館	栗駒沼倉日照田13番地3	日照田	80	700	○	○
4	一時	馬場農業担い手センター	栗駒沼倉法華堂74番地1	馬場	110	500	○	○
5	一時	三丁構造改善センター	栗駒松倉東貴船10番地6	三丁	120	400	○	○
6	一時	若木集落センター	栗駒松倉引矢78番地4	若木	100	400	○	○
7	一時	四日町集会所	栗駒岩ヶ崎神南23番地2	四日町	100	500	○	○
8	一時	東方区集会所	栗駒岩ヶ崎三島157番地1	東方区	40	740	○	○
9	一時	岩ヶ崎六区集会所	栗駒岩ヶ崎上小路139番地2	下小路、上小路下	60	500	○	○
10	集約	栗原市栗駒老人憩いの家	栗駒岩ヶ崎上小路136番地	上小路上指定無し	150	300	○	○
11	集約	栗原市栗駒伝統文化の伝承館（みちのく伝創館）	栗駒岩ヶ崎松木田79番地	指定無し	450	5,000	○	○
12	一時	中野集落センター	栗駒中野要害前28番地	中野下	40	800	○	○
13	一時	宮城県岩ヶ崎高等学校	栗駒中野愛宕下1番地3	指定無し	300	10,000	○	○
14	一時	栗原市立栗駒中学校	栗駒中野大柳100番地	指定無し	300	10,000	○	○
15	一時	栗原市栗駒武道館	栗駒稲屋敷後原11番地2	指定無し	100	10,000	○	○
16	一時	二本木長楽沢集落センター	栗駒猿飛来長楽沢21番地3	猿飛来下	80	500	○	○
17	一時	深谷自治会館	栗駒深谷日照田42番地	深谷	100	1,200	○	○
18	一時	湯ノ沢畑集会所	栗駒鳥沢田92番地	鳥沢下	60	5,000	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
19	一時	鳥沢南集落センター	栗駒鳥沢徳沢前96番地1	鳥沢南	60	250	○	○
20	集約	栗原市栗駒総合体育館	栗駒岩ヶ崎裏山221番地	鳥沢北 指定無し	2,000	40,000	○	×
21	一時	新田集会所	栗駒文字上山神63番地2	新田	60	700	○	○
22	一時	栗原市文字郷土文化保存伝習館（文字甚句と藍の館）	栗駒文字角ヶ崎67番地1	荒砥沢、角ヶ崎	100	1,000	○	○
23	一時	川東集会所	栗駒文字中山神13番地	川東	60	500	○	○
24	一時	文字川西会館	栗駒文字葛峰15番地9	川西	30	800	○	○
25	一時	山口自治会館	栗駒文字愛宕前8番地2	山口	25	1,500	○	○
26	一時	中文字自治会館	栗駒文字大道上115番地5	中文字	60	450	○	○
27	一時	下文字自治会館	栗駒文字鍛冶屋115番地4	下文字	110	200	○	○
28	一時	宝領集落センター（稲屋敷上構造改善センター）	栗駒稲屋敷宝領東98番地2	宝領、高松	150	1,000	○	○
29	集約	栗原市栗駒高齢者地域福祉施設（栗駒健康の里さんさんドリーム）	栗駒八幡西沢10番地1	指定無し	120	2,000	○	○
30	一時	伊治城生活センター	栗駒桜田殿田替95番地	桜田上	70	700	○	○
31	一時	芋塚活性化センター（宝来の里）	栗駒芋塚小山崎9番地	芋塚	130	3,500	○	○
32	一時	西田集会所	栗駒片子沢西田2番地5	西田	100	800	○	○
33	一時	栗原市ハイルザーム栗駒	栗駒沼倉耕英東50番地1	耕英	70	3,700	○	○

【 高清水地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	第11区集落センター	高清水小山田500番地	11区	50	180	○	○
2	一時	第12区集会所	高清水3茂路具多33番地2	12区	50	180	○	○
3	集約	栗原市高清水保健福祉センター	高清水東館35番地	指定無し	100	300	○	○
4	集約	栗原市高清水体育センター	高清水忽滑沢29番地57	指定無し	200	400	○	×
5	一時	栗原市立高清水小学校	高清水西善光寺21番地	指定無し	350	2,000	○	○

5 2-3 指定避難施設一覧表（土砂災害）

【 一迫地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市竹の内集落センター	一迫柳目字新竹の内117番地	一迫竹の内	100	1,100	○	○
2	一時	栗原市清水高齢者能力活動促進センター	一迫真坂字清水反町2番地	一迫清水一	120	1,500	○	○
3	集約	栗原市一迫老人福祉センター	一迫真坂字高橋20番地1	指定無し	250	8,700	○	○
4	集約	栗原市一迫多目的広場	一迫柳目字曾根新土手根1番地1	指定無し	240	7,000	○	○
5	集約	栗原市一迫ふれあいホール	一迫真坂字高橋20番地1	指定無し	800	7,600	○	×
6	一時	栗原市一迫高齢者交流センター	一迫字嶋躰原32番地	一迫嶋躰	80	1,100	○	○
7	一時	栗原市新町集落センター	一迫字川口新町30番地	一迫新町	90	1,300	○	○
8	一時	栗原市滝野集落センター	一迫字川口鍛冶屋36番地1	一迫滝野	90	1,800	○	○
9	一時	栗原市大崩林業センター	一迫字嶋躰館浦3番地8	一迫大崩	60	1,700	○	○
10	集約	栗原市一迫農村環境改善センター	一迫字川口中野30番地	一迫東町、一迫金田中町、指定無し	550	1,600	○	○
11	一時	栗原市高橋下農業後継者育成センター(高橋下集会所)	一迫字宮前45番地3	一迫高橋下	70	2,600	○	○
12	一時	栗原市一迫高齢者ふれあいプラザ	一迫字中島240番地	一迫高橋上	100	1,400	○	○
13	一時	栗原市荒町下集落センター	一迫字一本杉870番地2	一迫荒町下	70	1,200	○	○
14	一時	栗原市大川口下コミュニティセンター	一迫字大川口清水沢4番地6	一迫大川口下	80	2,000	○	○
15	一時	栗原市片子沢集落センター	一迫片子沢大百刈16番地4	一迫片子沢	60	300	○	○
16	集約	一迫農村婦人の家	一迫北沢十文字62番地5	指定無し	140	5,500	○	○
17	一時	栗原市立一迫小学校	一迫真坂字新道満30番地	指定無し	850	39,000	○	○
18	一時	栗原市立栗原西中学校	一迫真坂字鶴町123番地	指定無し	690	48,000	○	○
19	一時	栗原市一迫長崎地区コミュニティセンター	一迫字上中島39番地1	指定無し	280	7,670	○	×
20	一時	栗原市大館生活センター	一迫柳目字岡54番地1	一迫大館	70	1,000	○	○
21	一時	本町会館	一迫真坂字前田5番地4	一迫本町	40	900	○	○
22	一時	清水二センター	一迫真坂字清水小栗目47番地9	一迫清水二	70	900	○	○
23	一時	保呂羽会館	一迫真坂字堰の上42番地	一迫保呂羽	40	650	○	○
24	一時	栗原市輝井生活センター	一迫真坂字一本杉1番地	一迫輝井	60	900	○	○
25	一時	川北会館	一迫字嶋躰山館3番地	一迫川北	60	850	○	○
26	一時	栗原市荒町上生活センター	一迫字荒町65番地4	一迫荒町上	70	600	○	○
27	一時	栗原市一迫大川口上老人憩いの家(大桜会館)	一迫字大川口大西17番地2	一迫大川口上	70	950	○	○
28	一時	栗原市姫松生活センター	一迫北沢二本松4番地3	一迫本沢 一迫一本松	80	650	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
29	一時	狐崎センター	一迫狐崎稲荷前6番地	一迫狐崎二	50	1,400	○	○
30	一時	鹿島生活センター	一迫北沢平林北40番地21	一迫姫松南沢	30	500	○	○
31	一時	畑会館	一迫北沢不動10番地	一迫畑	60	900	○	○
32	一時	宮城県一迫商業高等学校	一迫真坂町東133番地	指定無し	570	12,770	○	○

【 瀬峰地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市立栗原南中学校	瀬峰下田2番地1	指定無し	710	17,000	○	○
2	一時	栗原市立瀬峰小学校	瀬峰清水山15番地1	指定無し	390	16,000	○	○
3	一時	栗原市瀬峰公民館	瀬峰下田32番地1	下田	450	2,000	○	○
4	集約	栗原市瀬峰トレーニングセンター	瀬峰大境山24番地16	指定無し	520	32,000	○	×
5	集約	栗原市瀬峰柔剣道場	瀬峰大境山24番地16	指定無し	190	0	○	×
6	集約	栗原市瀬峰農村環境改善センター	瀬峰大境山24番地16	指定無し	390	0	○	○
7	一時	栗原市瀬峰保健センター	瀬峰長者原37番地2	下富、下田	340	7,000	○	○
8	一時	瀬峰農林漁家高齢者センター	瀬峰桃生田47番地6	下富	70	1,150	○	○
9	一時	栗原市瀬峰小深沢生活改善センター	瀬峰小深沢152番地2	小深沢	20	210	○	○

【 鶯沢地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市立鶯沢小学校	鶯沢南郷辻前10番地	指定無し	500	1,000	○	○
2	集約	栗原市鶯沢公民館	鶯沢南郷下日照90番地2	指定無し	400	400	○	○
3	集約	栗原市細倉公民館	鶯沢南郷原13番地	秋法上、秋法下、指定無し	50	100	○	×
4	一時	宮城県岩ヶ崎高等学校 鶯沢校舎	鶯沢南郷下新反田4番地	指定無し	700	700	○	○
5	集約	栗原市鶯沢多目的研修センター	鶯沢袋八坂66番地	袋、指定無し	100	150	○	○
6	集約	栗原市北郷公民館	鶯沢北郷朴洞131番地	八沢、日向 指定無し	50	150	○	○
7	集約	栗原市鶯沢振興センター	鶯沢南郷八升16番地	駒場上、駒場下 袋、指定無し	1,000	300	○	○
8	一時	鶯沢保育所幼稚園	鶯沢南郷広面27番地	指定無し	100	300	○	○
10	一時	新反田集会所	鶯沢南郷上新反田1番地21	駒場上	40	60	○	○
11	一時	町田集会所	鶯沢南郷町田前21番地5	駒場上	40	90	○	○
12	一時	向原集会所	鶯沢南郷向原79番地2	駒場上	20	50	○	○
13	一時	八沢自治会館	鶯沢南郷保六15番地	八沢	70	140	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
14	一時	日向自治会館	鶯沢北郷菅原46番地6	日向	70	140	○	○
15	一時	栗原市鶯沢袋柳沢集会所	鶯沢袋中柳沢5番地	袋	50	100	○	○
16	一時	袋上集会所	鶯沢袋持添26番地	袋	40	80	○	○
17	一時	袋下集会所	鶯沢袋千刈田前38番地	袋	40	90	○	○

【金成地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原市役所金成庁舎（金成総合支所）	金成沢辺町沖200番地	指定無し	800	9,000	○	○
2	集約	栗原市金成体育センター	金成沢辺町沖200番地	指定無し	400	2,000	○	×
3	一時	栗原市教育研究センター（旧沢辺小学校）	金成沢辺西大寺1番地5	指定無し	1,300	7,000	○	○
4	一時	金成宇南集会所	金成沢辺西大寺1番地325	宇南	40	450	○	○
5	一時	栗原市金成姉齒上集会所	金成姉齒不動前108番地1	姉齒上	50	740	○	○
6	一時	栗原市金成姉齒下集会所	金成姉齒道才沢40番地	姉齒下	50	900	○	○
7	集約	栗原市けやき会館	金成中町7番地	畑一、畑二 指定無し	600	2,000	○	○
8	一時	栗原市立金成小中学校	金成小迫高見山35番地3	小迫、金成南一、 指定無し	2,600	40,000	○	○
9	一時	栗原市金成上町集会所	金成上町西裏10番地2	金成南一	50	250	○	○
10	一時	栗原市金成上町第四集会所	金成上町西裏72番地4	金成南一	30	130	○	○
11	一時	栗原市金成翁沢集会所	金成熊ノ下69番地4	金成北	30	420	○	○
12	一時	栗原市金成新町集会所	金成干谷沢16番地2	金成北	60	500	○	○
13	一時	栗原市金成長根大久保集会所	金成金生587番地1	金成東	40	410	○	○
14	一時	栗原市金成反町集会所	金成山中堤下69番地48	金成東	40	830	○	○
15	集約	栗原市萩野公民館	金成有壁館下29番地	有壁一、有壁三 指定無し	200	4,000	○	○
16	一時	有壁生活センター	金成有壁館下69番地1	有壁二、	30	930	○	○
17	一時	栗原市金成有壁二集会所	金成有壁八坂2番地1	有壁二	70	770	○	○
18	一時	栗原市金成末野集会所	金成末野若宮30番地	末野	60	1,600	○	○
19	一時	栗原市金成藤野集会所	金成末野新鹿野下91番地3	末野	30	1,550	○	○
20	一時	栗原市金成藤渡戸生活改善センター	金成藤渡戸上中江101番地2	藤渡戸	20	600	○	○
21	一時	栗原市金成赤児集会所	金成赤児寺沖121番地2	赤児	40	1,480	○	○
22	一時	栗原市金成普賢堂集会所	金成普賢堂要害30番地3	普賢堂	40	90	○	○
23	一時	栗原市金成上片馬合集会所	金成片馬合下吉目木33番地2	上片馬合	40	2,000	○	○
24	一時	栗原市金成下片馬合集会所	金成片馬合沖157番地1	下片馬合	50	990	○	○

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
25	一時	栗原市金成岩崎集会所	金成津久毛岩崎沢1番地1	岩崎平形	40	280	○	○
26	一時	栗原市金成平形集会所	金成津久毛平形蔵本沢10番地1	岩崎平形	40	870	○	○

【 志波姫地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市立志波姫小学校	志波姫沼崎新田64番地	指定無し	380	2,000	○	○
2	一時	栗原市立志波姫中学校	志波姫沼崎大谷地5番地1	指定無し	720	2,000	○	○
3	集約	栗原市志波姫公民館	志波姫沼崎南沖447番地	指定無し	300	-	○	×
4	一時	志波姫保育所幼稚園	志波姫新沼崎156番地	指定無し	290	500	○	○
5	集約	栗原市志波姫保健センター兼志波姫農村環境改善センター（この花さくや姫プラザ）	志波姫沼崎南沖452番地	指定無し	200	500	○	○
6	一時	栗原市志波姫大平ふれあいセンター	志波姫新日向1番地1	大平	60	100	○	○

【 花山地区 】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市花山草木コミュニティセンター	花山字草木沢原井田40番地1	宿、程野、荒谷、大笹、上原	200	500	○	○
2	集約	栗原市花山公民館	花山字本沢北ノ前77番地	小豆畑 指定無し	300	600	○	○

2 避難・収容等に関する資料

2-4 指定避難施設一覧表（火山災害）

令和6年3月31日改定

【栗駒地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	一時	栗原市栗駒高原創造センター	栗駒沼倉耕英東45番地	耕英	20	1,000	○	○
2	集約	栗原市栗駒伝統文化の伝承館（みちのく伝創館）	栗駒岩ヶ崎松木田79番地	指定無し	450	5,000	○	○
3	集約	栗原市栗駒総合体育館	栗駒岩ヶ崎裏山221番地	指定無し	2,000	40,000	○	×

【花山地区】

番号	避難区分	施設名称	所在地	収容対象行政区	収容可能人員		設備の有無	
					施設収容	避難場所	給水	炊飯
1	集約	栗原市花山公民館	花山字本沢北ノ前77番地	指定無し	300	600	○	○

2-5 避難指示等の基準
 水害に係る避難指示等の基準

	河川名 (関係地区)	量水標名	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	
1	迫川 (築館 若柳 一迫 志波姫)	留場	4.45	5.30	5.90	大雨・洪水に関する警報が発表され、避難判断水位に達し、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達するとき。	大雨・洪水に関する警報が発表され、氾濫危険水位又は洪水特別警戒水位に達し、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過するとき。	災害が発生したとき。	
2		大林	15.45	16.10	16.60				
3		若柳	5.30	5.70	6.10				
4	二迫川 (築館 栗駒 鶯沢)	新橋	2.10	2.20	2.80				
5									三迫川 (若柳 栗駒 金成)
6	芋塚川 (築館 栗駒 一迫)	栗駒 公園線	2.75	2.90	3.30				
7									小山田川 (清水 瀬峰)
8	大沼 (登米市)	5.80	6.80	6.80					
9					瀬峰川 (瀬峰)				
10					大水門川 (瀬峰)				
11	迫川 (築館 若柳 一迫 志波姫)	真坂	迫川(留場)の氾濫注意水位を基準とする。			大雨・洪水に関する警報が発表され、下流河川が避難判断水位に達し、水位の上昇が顕著に見られ、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達するとき。	大雨・洪水に関する警報が発表され、下流河川が氾濫危険水位に達し、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過するとき。	下流河川が、越流、決壊等したとき。	
12			三迫川 (若柳 栗駒 金成)	鳴屋敷	迫川(大林)の氾濫注意水位等を基準とする。				
13	長崎川 (一迫)	御崎			迫川(留場)の氾濫注意水位等を基準とする。				
14	大江堀川 (若柳)	城内(内・外)	迫川(若柳)の氾濫注意水位等を基準とする。						
15	夏川 (若柳)	佐沼	4.20	4.50	4.70				

※流域雨量指数の予測値(6時間先まで)は、気象庁ホームページで確認できる。

土砂災害に係る避難指示等の基準

	基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ土砂災害キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（警戒レベル3相当情報）」する場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（うす紫色）」する場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p><避難指示（緊急）>緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、かつ大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（濃い紫色）」した場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

火山災害に係る避難指示等の基準

	基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まっている）場合、規制区域内にある避難対象地域に発令する。 <p>また、多くの住民等が避難を希望する場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、規制区域内にある避難対象地域に発令する。 <p>また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。</p>

3 通信に関する資料

3-1 無線通信施設

1 栗原市

防 災 無 線 通 信 施 設 等																								
同 報 無 線								移 動 無 線 等																
免許区分				局 数				免許区分				局 数												
防 災 行 政 用	地 方 行 政 用	農・漁協用	そ の 他	親 局	中 継 局	同報子局			防 災 行 政 用	地 方 行 政 用	農・漁協用	そ の 他	一般移動無線系			地域防災無線系								
						屋外拡声子局	機能付アンサーバック	戸別受信機					基 地 局	中 継 局	移動局			基 地 局	中 継 局	移動局				
															携 帯 型	半 固 定 型	車 載 型			車 載 型	可 搬 型	携 帯 型		
20				1	4	439	15	1858	221				2		174	15	27							

2 栗原市消防本部

消 防 ・ 救 急 業 務 用 無 線 局																			
固 定 局				基 地 局 及 び 携 帯 基 地 局							移 動 局						無 線 局 数 計		
局 数		そ の 他 の 局 の 電 波 の 数	局 数			電 波 の 数				航 空 局 数	陸 上 移 動 局 数				携 帯 局 数	計		そ の 他 の 無 線 局 数	
多 重	そ の 他		計	基 地 局	携 帯 基 地 局	計	統 制 波	主 運 用 波	そ の 他		車 載 型	携 帯 型	可 搬 型	固 定 型					卓 上
									単 信 波								復 信 波		
1		1	4		4	3	1	0	3		28	35	1	5		69	0	74	

4 給水に関する資料

4-1 給水車等保有状況一覧

地 区	給水車等			広報専用車 (台)	その他の緊急給水用具		
	種 類	容量 (m ³)	台数		種 類	容量 (ℓ)	個数
築館	軽トラック		1		可搬式給水タンク	500	1
					可搬式給水タンク	300	1
若柳	軽トラック		1		可搬式給水タンク	800	1
					可搬式給水タンク	500	1
					可搬式給水タンク	300	2
					可搬式給水タンク	200	1
					ポリ容器	20	11
栗駒	軽トラック		1		可搬式給水タンク	500	2
					可搬式給水タンク	200	1
					ポリ容器	20	6
高清水	軽トラック		1		可搬式給水タンク	1,000	1
					可搬式給水タンク	500	1
					可搬式給水タンク	100	1
					ポリ容器	20	3
一迫	軽トラック		1		可搬式給水タンク	1,000	1
					可搬式給水タンク	200	5
					可搬式給水タンク	100	2
					拠点用給水タンク	1,000	1
					ポリ容器	20	16
瀬峰	軽トラック		1		可搬式給水タンク	2,000	1
					可搬式給水タンク	500	1
					可搬式給水タンク	300	2
					可搬式給水タンク	200	1
					ポリ容器	20	2
鶯沢	軽トラック		1		可搬式給水タンク	2,000	1
					ポリ容器	20	50
金成	給水車 (SP付)	2,000	2	軽ワゴン 2 (SP付)	可搬式給水タンク	1,000	1
	軽トラック		2		可搬式給水タンク	500	3
					可搬式給水タンク (加圧ポンプ付)	260	1
					ポリ容器	20	20
					応急給水袋	6	2,500
志波姫	軽トラック		1		可搬式給水タンク	800	1
花山	軽トラック		1		可搬式給水タンク	1,000	1
					可搬式給水タンク	500	1
					可搬式給水タンク	300	1
					拠点用給水タンク	1,000	1

※ SPはスピーカーを表す。

5 医療・救護に関する資料

5-1 病院

(令和5年10月1日現在)

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号	病 床 数					摘 要	
			計	精 神	感 染 症	結 核	療 養		一 般
栗原市立栗原中央病院	築館宮野中央 三丁目1-1	0228 21-5330	313		1	28	15	269	救 研 修
栗原市立若柳病院	若柳字川北原 畑23-4	0228 32-2335	75				30	45	救
栗原市立栗駒病院	栗駒岩ヶ崎松 木田10-1	0228 45-2211	45				45		救
医療法人財団弘慈会 石橋病院	若柳字川北堤 下27	0228 32-2583	110	46			64		

※宮城県病院名簿（R05.10.1現在）より

5-2 一般診療所

(令和5年10月1日現在)

NO	診療所名	所在地	電話番号	病床数		
				合計	療養型	その他
1	ささき産婦人科クリニック	築館伊豆四丁目6-60	22-2412	2		2
2	佐藤外科医院	築館伊豆一丁目6-25	22-2661	0		0
3	医療法人社団 静信会 日野外科内科	築館薬師三丁目3-33	22-2005	19		19
4	あさの眼科医院	築館伊豆四丁目5-15	22-7488	6		6
5	特別養護老人ホームいちよ うの里医務室	築館字下宮野館108	22-7887	0		
6	達内科	築館薬師四丁目3-30	22-2655	19		19
7	伊礼整形外科	築館高田二丁目2-20	22-0066	0		
8	きくた内科クリニック	築館源光4-47	21-1313	0		
9	佐藤進眼科	築館宮野中央三丁目3-5	22-0228	0		
10	宮城県大崎保健所栗原支所	築館藤木5-1	22-2113	0		
11	地域密着型特別養護老人ホ ーム ルグネット宮野診療 所	築館宮野中央1-1-7	24-8711	0		
12	やまと在宅診療所栗原	築館宮野中央二丁目3-13	24-9055	0		
13	つきだてこどもクリニック	築館伊豆1丁目10-25	24-8753	0		
14	若柳消化器内科	若柳字川北古川14	32-2316	0		
15	氏家医院	若柳字川南南大通2-10	32-2328	0		
16	特別養護老人ホーム若藤園 診療所	若柳武鎗字藤貫沢85	32-5601	0		
17	阿部内科医院	若柳字川北東若柳78	32-6929	0		
18	令和クリニック	若柳字川南上堤90-3	32-5430	0		
19	特別養護老人ホームさくら の里若柳診療所	若柳字川北塚原15-1	32-7515	0		
20	おの眼科クリニック	若柳字川南堤通19-1	24-9490	0		
21	岩渕医院	栗駒岩ヶ崎上町裏7	45-2155	0		
22	平田内科	栗駒岩ヶ崎上小路112	45-2126	0		
23	ほそや小児科	栗駒岩ヶ崎神南27-4	45-5660	0		
24	特別養護老人ホーム愛光園 医務室	栗駒岩ヶ崎三島255	45-2551	0		

N0	診療所名	所在地	電話番号	病床数		
				合計	療養型	その他
25	公益財団法人宮城厚生協会 くりこまクリニック	栗駒岩ヶ崎上小路153	45-2128	0		
26	地域密着型特別養護老人ホーム ルグネット岩ヶ崎診療所	栗駒岩ヶ崎下川原19	45-6401	0		
27	栗原市立高清水診療所	高清水桜丁7	58-2020	0		
28	特別養護老人ホーム桂葉診療所	高清水新桂葉278-2	59-3031	0		
29	熊坂医院	一迫川口中野10	54-2311	0		
30	宮城島クリニック	一迫真坂字清水山王前6-5	52-2881	0		
31	一迫内科クリニック	一迫真坂字真坂町東66-1	52-2122	19	10	9
32	特別養護老人ホーム山王診療所	一迫真坂字新道満39	52-2880	0		
33	地域密着型特別養護老人ホーム 第二山王診療所	一迫真坂字新道満39	25-4873	0		
34	たまがけ医院	一迫真坂字町東28	52-5115	0		
35	くろさわ整形外科	一迫真坂字清水山王前4-1	52-2627	0		
36	特別養護老人ホーム白鳥苑 診療所	瀬峰根岸55-2	38-3625	0		
37	栗原市立瀬峰診療所	瀬峰長者原37-2	38-3121	0		
38	高橋ハートクリニック	瀬峰下田170-3	59-2005	0		
39	せみねの丘クリニック	瀬峰根岸55-2 医師宿舎A棟	38-4133	0		
40	栗原市立鶯沢診療所	鶯沢南郷広面38-1	55-3511	0		
41	特別養護老人ホームうぐい すの里診療所	鶯沢南郷広面46	55-3888	0		
42	沢辺中央医院	金成沢辺木戸口74-3	42-1171	0		
43	医療法人社団龍仁会萩野診療所	金成有壁上原前4-7	44-2005	0		
44	特別養護老人ホーム金成の家	金成沢辺宇南189-1	57-4165	0		
45	特別養護老人ホーム千葉福 寿園診療所	志波姫北郷大門85-2	25-2255	0		
46	日野クリニック	志波姫新沼崎50-2	23-7100	0		

5 5-2 一般診療所

NO	診療所名	所在地	電話番号	病床数		
				合計	療養型	その他
47	くりはら耳鼻咽喉科	志波姫新沼崎12-1	23-3387	0		
48	まるき内科クリニック	志波姫堀口十文字1-1	24-8073	0		
49	地域密着型特別養護老人ホームしゃくなげの里診療所	花山字本沢久保3	24-8521	0		
50	栗原市立花山診療所	花山本沢北ノ前78-2	56-2013	0		

※宮城県診療所名簿（R05.10.1現在）より

6 消防に関する資料

6-1 消防の概要

1 栗原市消防本部

(令和5年4月1日現在)

消防本部設置 年 月 日	消防署数	分 署 出張所数	消 防 職 員			普通消防ポンプ 自 動 車 数
			計	消防吏員	その他職員	
S 45. 4. 1	1	4	164	162	2	6

2 栗原市消防団

(令和6年1月1日現在)

消防団数	分団数	団員数 (実員)			普通消防ポン プ自動車数	小型動力ポン プ数
		計	常勤	非常勤		
1	50	1,391		1,391	12	173

3 消防用車両 (消防団)

(令和6年1月1日現在)

普通消防ポン プ自動車	水槽付消防 ポンプ自動車	指揮車	多機能車	電源・照明 車	小型動力ポン プ付積載車	小型動力ポン プ	広報車	資機材搬送 車	その他の車 両
12	0	1	2	0	165	6	0	0	0

4 消防水利

(令和5年1月1日現在)

計 (A) + (B)	消 火 栓			小計(B) ((C) + (D))					公 設 (C)				
	小計(A)	公設	私設	防火水槽				井戸	防 火 水 槽				井戸
				100m ³ 以上	60~100 m ³ 未満	40~60 m ³ 未満	40 m ³ 未満		100m ³ 以上	60~100 m ³ 未満	40~60 m ³ 未満	40 m ³ 未満	
1,849	1,279	1,277	2	23	17	474	56	0	23	15	453	56	0

私 設 (D)					そ の 他							
防 火 水 槽				井戸	小計	河川・ 溝 等	海・湖	プール	濠・池	下水道	その他	
100m ³ 以上	60~100 m ³ 未満	40~60 m ³ 未満	40 m ³ 未満									
0	2	21	0	0	34	12	0	21	1	0	0	

7 水防に関する資料

7-1 水防関係機関

機 関 名	電 話 番 号	F A X	防 災 無 線
(県庁関係)			
宮城県河川課	022-211-3171~4 022-211-3182	022-211-3197	7-220-8- (上記電話・FAX)
宮城県復興・危機管理部 防災推進課	022-211-2374~5	022-211-2398	7-220-8- (上記電話・FAX)
(国土交通省関係)			
東北地方整備局 仙台河川国道事務所	022-248-4131~8		
東北地方整備局 北上川下流河川事務所	0225-95-0194		
東北地方整備局 鳴子ダム管理所	0229-82-2341~2		
東北地方整備局 鳴瀬川総合開発調査事務所	0229-22-7811~2		
東北運輸局	022-791-7504	022-299-8874	
(宮城県地方公所関係)			
北部土木事務所 栗原地域事務所	代表 0228-22-2111 直通 0228-22-2193	7-224-595 (防災)	7-224-311~4
東部土木事務所 登米地域事務所	代表 0220-22-6111 直通 0220-22-2763		
栗原地方ダム総合事務所 (花山ダム管理事務所)	0228-56-2233	7-255-29 (防災)	7-255-22~28
(栗駒ダム管理事務所)	0228-45-1306	7-256-39 (防災)	7-256-33
(荒砥沢ダム管理事務所)	0228-47-2252	7-257-20 (防災)	7-257-10
(小田ダム管理事務所)	0228-43-6551	7-258-19 (防災)	7-258-10
北部地方振興事務所 栗原地域事務所	代表 0228-22-2111		7-224-204~7
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2112		7-224-505~6
大崎地方ダム総合事務所	0229-63-2845		
大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	0229-67-3311		
(気象庁関係)			
仙台管区气象台	022-297-8103	022-257-4042	
(自衛隊関係)			
陸上自衛隊第2 2 即応機動連隊	022-365-2121	022-363-0491	

機 関 名	電 話 番 号	F A X	防 災 無 線
(警察関係)			
宮城県警察本部警備課	022-221-7171		
若柳警察署	0228-32-3111		
築館警察署	0228-22-1101		
佐沼警察署	0220-22-2121		
(その他関係機関)			
東北電力ネットワーク株式会社 栗原登米電力センター	0228-22-3710	0228-22-3915	
日本放送協会仙台放送局	022-211-1025	022-227-4226	
東 北 放 送 (株)	022-229-1687	022-229-1715	
(株) 仙 台 放 送	022-267-1231	022-227-0715	
(株) 宮城テレビ放送	022-236-3430	022-236-3429	
(株) 東 日 本 放 送	022-276-8401	022-276-8116	
東日本電信電話(株)宮城事業部	022-269-2248	022-223-1443	
東日本旅客鉄道(株)東北本部	022-266-9678	022-222-5523	

7-2 重要水防箇所（北部土木事務所栗原地域事務所管内）

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和5年度評定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防								要注意区間
							A (m)	B (m)	防						
栗1	北上川	迫川	左	有堤	若柳字川北二股381	漏水		200			広域基幹	若柳第二分団第四部			
栗2	北上川	迫川	右	有堤	若柳字川南土手外249	新堤防			150	破堤	広域基幹	若柳第一分団	H31 (R元) 年度補修済み		
栗3	北上川	迫川	左	有堤	若柳字福岡四ツ谷～若柳字川北六畝	陸 閘			7	越水氾濫		-	7基		
栗4	北上川	迫川	左	有堤	築館字城生野若宮地内	新堤防			740	破堤	流体河川	築館第三分団	R5.3追加補助事業		
栗5	北上川	迫川	左	有堤	築館字下宮野六仏～築館字留場中川原	堤防高	1,200			越水氾濫		築館第一分団、第三分団	市街地の開発		
栗6	北上川	小山田川	左	有堤	瀬峰清水山前	堤防断面		600		越水氾濫		瀬峰第三分団			
栗7	北上川	小山田川	右	有堤	瀬峰樋渡前	堤防断面		1,000		破堤		瀬峰第三分団			
栗8	北上川	小山田川	右	有堤	瀬峰西原前70	堤防断面		1,200		破堤		瀬峰第三分団			
栗9	北上川	小山田川	左	有堤	瀬峰上富前295-2	堤防断面		300		破堤		瀬峰第三分団			
栗10	北上川	小山田川	右	有堤	瀬峰大屋敷	堤防断面		200		破堤		瀬峰第三分団			
栗11	北上川	小山田川	左	有堤	瀬峰上富川地内外	新堤防			530	破堤	総流防	瀬峰第三分団	R5.3追加国土強靱化事業		
栗12	北上川	荒川	左	有堤	築館字横須賀山口	漏水		400		破堤		築館第二分団／第五分団第三部			
栗13	北上川	荒川	右	有堤	築館字萩沢向柳	新堤防			25	破堤	県単局改	築館第二分団	令和元年東日本台風令和2年新堤防		
栗14	北上川	荒川	左	有堤	築館字横須賀新首内～築館字萩沢一舟戸	沈 下		1,600		破堤		築館第二分団			
栗15	北上川	荒川	右	有堤	築館字照越三号	堤防高		500		越水		築館第二分団	(主)築館登米線兼用堤		
栗16	北上川	荒川	左	有堤	築館字萩沢整理70	漏水	11			漏水		築館第二分団			
栗17	北上川	照越川	左	有堤	築館字照越二号～一號	堤防高		1,200		越水		築館第二分団			
栗18	北上川	照越川	左	有堤	築館字照越第二号	新堤防			30	破堤	県単局改	築館第二分団	令和元年東日本台風令和2年新堤防		
栗19	北上川	照越川	左	有堤	築館字照越第一号	新堤防			30	破堤		築館第二分団	令和元年東日本台風令和2年新堤防		

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	堤防A	堤防B	要注意区間	予想される危険	対策水防工法名	関連工事	担当水防団	適用
栗20	北上川	照越川	左	有堤	築館字照越堀ノ内地内外	新堤防			260	破堤	積み土のうシート張り	総流防	築館第二分団	R5.3追加 国土強靱化事業
栗21	北上川	熊谷川	左	有堤	志波姫新橋本	新堤防			17	破堤	積み土のうシート張り		志波姫第二分団	令和元年東日本台風 令和2年新堤防
栗22	北上川	熊谷川	右	有堤	志波姫新上戸	堤防高		300		越破	積み土のうシート張り		志波姫第二分団	
栗23	北上川	夏川	右	有堤	若柳武鎗字新谷地	漏水		1,300		破堤	積み土のう月の輪		若柳第二分団第三部、第三分団第二部、第四分団第三部	
栗24	北上川	田町川	左	有堤	若柳武鎗字新枅形	堤防高		50		越破	積み土のう月の輪		若柳第三分団第一部	堤防低い
栗25	北上川	田町川	右	有堤	若柳武鎗字新早稲開	破堤跡 堤防高		30		越破	積み土のうシート張り		若柳第三分団第一部、第二部、第三部	
栗26	北上川	三迫川	左	無堤	金成沢辺新中島～ 金成大原木嶋屋敷	堤防高		2,600		氾濫	積み土のう		金成第四分団第一部	
栗27	北上川	三迫川	右	無堤	栗駒猿飛采中邸前～ 栗駒猿飛采新鑑ヶ淵	堤防高		2,100		氾濫	積み土のう		栗駒第一分団第一部	
栗28	北上川	三迫川	右	無堤	栗駒中野田町	堤防高		100		氾濫	積み土のう		栗駒第三分団第一部	
栗29	北上川	二迫川	右	有堤	栗駒栗原上八千刈	新堤防			75	破堤	シート張り 木流し		栗駒第二分団第三部	
栗30	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒栗原川端	沈下		20		破堤	シート張り 木流し	広域基幹	栗駒第二分団第三部	
栗31	北上川	二迫川	右	有堤	栗駒泉沢上黒瀬～ 栗駒泉沢八幡西	新堤防			350	破堤	シート張り 木流し		栗駒第六分断第二部	
栗32	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒栗原上八千刈～ 栗駒田定官寺	堤防断面		2,500		法欠	シート張り 木流し	広域基幹	栗駒第二分団第三部、第六分団第一部、第二部、第三部	
栗33	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒桜田古戸	洗掘		100		破堤	シート張り 木流し		栗駒第二分団第一部	
栗34	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒桜田車尻～ 栗駒桜田宿畑	堤防断面	1,000			破堤	積み土のうシート張り		栗駒第二分団第三部	
栗35	北上川	二迫川	左	有堤	栗駒桜田殿田替	漏水		100		破堤	月の輪		栗駒第二分団第一部	
栗36	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢袋島巡川原	沈下		250		破堤	積み土のう		鶯沢第二分団	
栗37	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢袋島巡川原	堤防高		50		越水	積み土のうシート張り		鶯沢第二分団	R3.3新規追加
栗38	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢豊後橋	漏水		100		漏水	月の輪		鶯沢第二分団	H30年度補修
栗39	北上川	二迫川	左	有堤	鶯沢袋島巡川原～ 鶯沢袋川原前	堤防断面		2,700		破堤	シート張り 木流し		鶯沢第二分団	
栗40	北上川	芋塚川	左	有堤	築館字黒瀬後畑	沈下		200		越水	積み土のうシート張り		築館第三分団	

番号	水系名	河川名	左右の岸の別	現況	位置	評価種別	堤防A	堤防B	要注意区間	予想される危険	対策水防工法名	関連工事	担当水防団	適用
栗41	北上川	芋塚川	右	有堤	築館字黒瀬堰下	沈下		250		越水	積み土のうシート張り		築館第三分団	
栗42	北上川	大江堀川	左右	有堤	志波姫北郷我田南	堤防高		50		越水	積み土のうシート張り		志波姫第二分団	
栗43	北上川	太田川	左	有堤	築館太田中太田地内	新堤防			30	破堤	積み土のうシート張り	災害復旧	築館第二分団	R5.3追加 応急復旧工事
栗44	北上川	昔川	右	無堤	一迫真坂清水百目木地内	新堤防			30	破堤	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第二分団	R5.3追加 応急復旧工事
栗45	北上川	長崎川	左右	有堤	一迫真坂田川向地内	新堤防			100	破堤	積み土のうシート張り	災害復旧	一迫第二分団	R5.3追加 応急復旧工事
合計							24,585	20,000	2,374					

7-3 水こう門の現況

河川名	名称	設置場所	管理者	基準			備考
				開放	閉鎖	鎖	
迫川	山王水門	栗原市志波姫	北部土木事務所 栗原地域事務所長	山王水門量水標 KP13.90m 未満	山王水門量水標 KP13.90m 以上	KP13.90の高さは大江堀川の現堤防の天端高 操作委託先 栗原市	
萱刈川	泉谷水門	栗原市瀬峰	北部土木事務所 栗原地域事務所長	泉谷水門量水標(下流) KP4.8m 未満	泉谷水門量水標(下流) KP4.8m 以上	操作委託先 小山田川沿岸土地改良区	

7-4 ダムの現況

河川名	名称	設置場所	目的	型式	堤高(m)	有効貯水量(万m ³)	管理者	洪水調節方式	備考
1 迫川	花山ダム	栗原市花山	治水、上水道、かんがい、発電	重力式コンクリート	48.5	3,200	栗原地方ダム総合事務所 花山ダム管理所長	洪水期(7/1~9/30) 一定開度 最大140m ³ /s 非洪水期(10/1~6/30) 自然調節 最大120m ³ /s	洪水貯留準備水位 122.00 (洪水期7/1~7/10) 洪水貯留準備水位 118.80 (洪水期7/11~9/30) 平常時最高貯水位 124.60
2 二迫川	荒砥沢ダム	栗原市栗駒	治水、かんがい	ロックフル	74.4	1,259	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理所長	自然調節 最大140m ³ /s	洪水貯留準備水位 268.70 (洪水期7/1~9/30) 平常時最高貯水位 274.40
3 三迫川	栗駒ダム	栗原市栗駒	治水、かんがい、発電	重力式コンクリート	57.2	1,276	栗原地方ダム総合事務所 栗駒ダム管理所長	一定開度 最大50m ³ /s (非洪水期は平常時全開)	洪水貯留準備水位 190.00 (洪水期7/1~9/30) 平常時最高貯水位 198.00
4 長崎川	小田ダム	栗原市一迫	治水、かんがい	ロックフル	43.5	901	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理所長	自然調節 最大210m ³ /s	洪水貯留準備水位 158.50 (洪水期7/1~9/30) 平常時最高貯水位 163.50

7-5 救急内水ポンプ機場の現況

河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
大江堀川	救急内水ポンプ機場	栗原市志波姫	北部土木事務所 栗原地域事務所長	Q = 1 m ³ /S × 2 (3) 台	操作水位：山王水位がKP12.50m以上で本川からの逆流が認められ、山王水門が閉扉したとき ()内は他機場からポンプが移動してきた場合の最大数
大水門川	救急内水ポンプ機場	栗原市瀬峰	北部土木事務所 栗原地域事務所長	Q = 1 m ³ /S × 2 台	操作水位：泉谷水位がKP4.80m以上で本川からの逆流が認められ、泉谷水門が閉扉したとき

7-6 水防倉庫

番号	水系	水防区	水防倉庫名	所在地区	所在地
1	北上川	栗原	太田水防倉庫	築館	栗原市築館字太田中太田70-11
2	北上川	栗原	横須賀水防倉庫	築館	栗原市築館字横須賀山口70-4
3	北上川	栗原	築館水防倉庫	築館	栗原市築館字留場中田199-1
4	北上川	栗原	沖富水防倉庫	築館	栗原市築館字富境50-8
5	北上川	栗原	川北水防倉庫	若柳	栗原市若柳字川北塚原111-2
6	北上川	栗原	川南水防倉庫	若柳	栗原市若柳字川南戸の西4
7	北上川	栗原	栗駒水防倉庫	栗駒	栗原市栗駒栗原二枚橋83-1
8	北上川	栗原	高清水水防倉庫	高清水	栗原市高清水中町30-3
9	北上川	栗原	一迫水防倉庫	一迫	栗原市一迫字宮前45-3
10	北上川	栗原	上富水防倉庫	瀬峰	栗原市瀬峰富要害136-1
11	北上川	栗原	川前水防倉庫	瀬峰	栗原市瀬峰谷地田59
12	北上川	栗原	宮小路原水防倉庫	瀬峰	栗原市瀬峰宮小路原西15-1
13	北上川	栗原	鶯沢水防倉庫	鶯沢	栗原市鶯沢北郷朴洞133
14	北上川	栗原	金成水防倉庫	金成	栗原市金成沢辺西大寺1-5
15	北上川	栗原	志波姫水防倉庫	志波姫	栗原市志波姫沼崎南沖461-1
16	北上川	栗原	花山水防倉庫	花山	栗原市花山字本沢北ノ前77

7-7 警報・注意報の発表基準

特別警報発表基準一覧表

(令和2年9月1日現在)

現象の種類	基準	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。	令和2年7月豪雨 (死者行方不明者 86 人) 令和元年東日本台風 (19号) (死者行方不明者 107 人) 平成 30 年7月豪雨 (死者行方不明者 230 人) 平成 29 年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者 42 人) 平成27年9月関東・東北豪雨 (死者行方不明者 20 人)
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) 昭和9年室戸台風
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	昭和56年豪雪 昭和38年1月豪雪

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 仙台管区気象台

栗原市東部		府県予報区	宮城県
		一次細分区域	東部
		市町村等をまとめた地域	登米・東部栗原
警報	大雨	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 18 土壌雨量指数基準 120
	洪水	流域雨量指数基準	萱刈川流域=7.9, 小山田川流域=19.1, 瀬峰川流域=9.6, 荒川流域=11.5, 照越川流域=5.7, 熊谷川流域=4.1, 三間堀川流域=2.5, 夏川流域=9.4, 熊川流域=7.2, 二迫川流域=22.1, 三迫川流域=19, 金流川流域=9.5
		複合基準*1	迫川流域=(8, 34.7), 小山田川流域=(8, 17.1), 夏川流域=(8, 9.4), 熊川流域=(8, 6.4), 二迫川流域=(8, 19.8), 三迫川流域=(8, 17.1)
		指定河川洪水予報による基準	迫川[留場・大林・若柳]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	注意報	大雨	
洪水		流域雨量指数基準	萱刈川流域=6.3, 小山田川流域=15.2, 瀬峰川流域=7.6, 荒川流域=9.2, 照越川流域=4.5, 熊谷川流域=3.2, 三間堀川流域=2, 夏川流域=7.5, 熊川流域=5.7, 二迫川流域=17.6, 三迫川流域=15.2, 金流川流域=7.6
		複合基準*1	迫川流域=(5, 20.8), 萱刈川流域=(5, 6.3), 小山田川流域=(5, 11.2), 瀬峰川流域=(5, 7.2), 荒川流域=(5, 7.1), 三間堀川流域=(9, 1.6), 夏川流域=(5, 7.5), 熊川流域=(8, 4.6), 二迫川流域=(8, 14.1), 三迫川流域=(5, 12.2), 金流川流域=(5, 6.4)
		指定河川洪水予報による基準	迫川[留場・大林・若柳]
強風		平均風速	13m/s
風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
波浪		有義波高	
高潮		潮位	
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		融雪により被害が予想される場合	
濃霧		視程	100m
乾燥		①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%	
なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温		夏期: 最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期: ①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*2	
霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

栗原市西部 (※1) : 一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。

※欄中、「○○川流域=△△, ○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。

※基準が設定されていない市町村等については、その欄を「-」で示している。

※「指定河川洪水予報による発表」の「○○川 [△△]」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 仙台管区気象台

栗原市西部	府県予報区	宮城県		
	一次区分区域	西部		
	市町村等をまとめた地域	西部栗原		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	98	
	洪水	流域雨量指数基準	一迫川流域=26.1, 昔川流域=8.6, 長崎川流域=13.4, 草木川流域=11, 二迫川流域=16.6, 芋塚川流域=10.3, 金生川流域=9.2, 鉛川流域=6.1, 三迫川流域=15.2, 鳥沢川流域=9.4	
		複合基準**	昔川流域=(8, 7.7), 二迫川流域=(16, 14.9), 芋塚川流域=(8, 9.2), 鉛川流域=(8, 5.4), 三迫川流域=(16, 13.6)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm*2
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	一迫川流域=20.8, 昔川流域=6.8, 長崎川流域=10.7, 草木川流域=8.8, 二迫川流域=13.2, 芋塚川流域=8.2, 金生川流域=7.3, 鉛川流域=4.8, 三迫川流域=12.1, 鳥沢川流域=7.5	
		複合基準**	一迫川流域=(9, 20.2), 昔川流域=(8, 5.4), 長崎川流域=(7, 10.7), 草木川流域=(8, 7), 二迫川流域=(5, 11), 芋塚川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(7, 5.3), 鉛川流域=(8, 4.8), 三迫川流域=(8, 9.7), 鳥沢川流域=(8, 6)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm*3
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥		①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%	
	なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温		夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*4		
霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
霜水・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 駒ノ湯(アメダス)の観測値は40cmを目安とする。

*3 駒ノ湯(アメダス)の観測値は25cmを目安とする。

*4 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

栗原市西部(※1):一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。

※欄中、「○○川流域=△△, ○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。

※基準が設定されていない市町村等については、その欄を「-」で示している。

※「指定河川洪水予報による発表」の「○○川[△△]」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

7-8 雨量観測所

雨量の観測及び通報（宮城県水防計画 第5章 第1節）

1 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により雨量データを観測できる雨量観測所は、表のとおりである。

2 雨量の通報

雨量観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、雨量の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、表の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

（1）雨量の通報は、原則として観測開始指示を受領したときに始め、降雨終了時又は観測終了指示を受けるまで1時間毎又は指示された時間毎の雨量観測結果を報告するものとする。

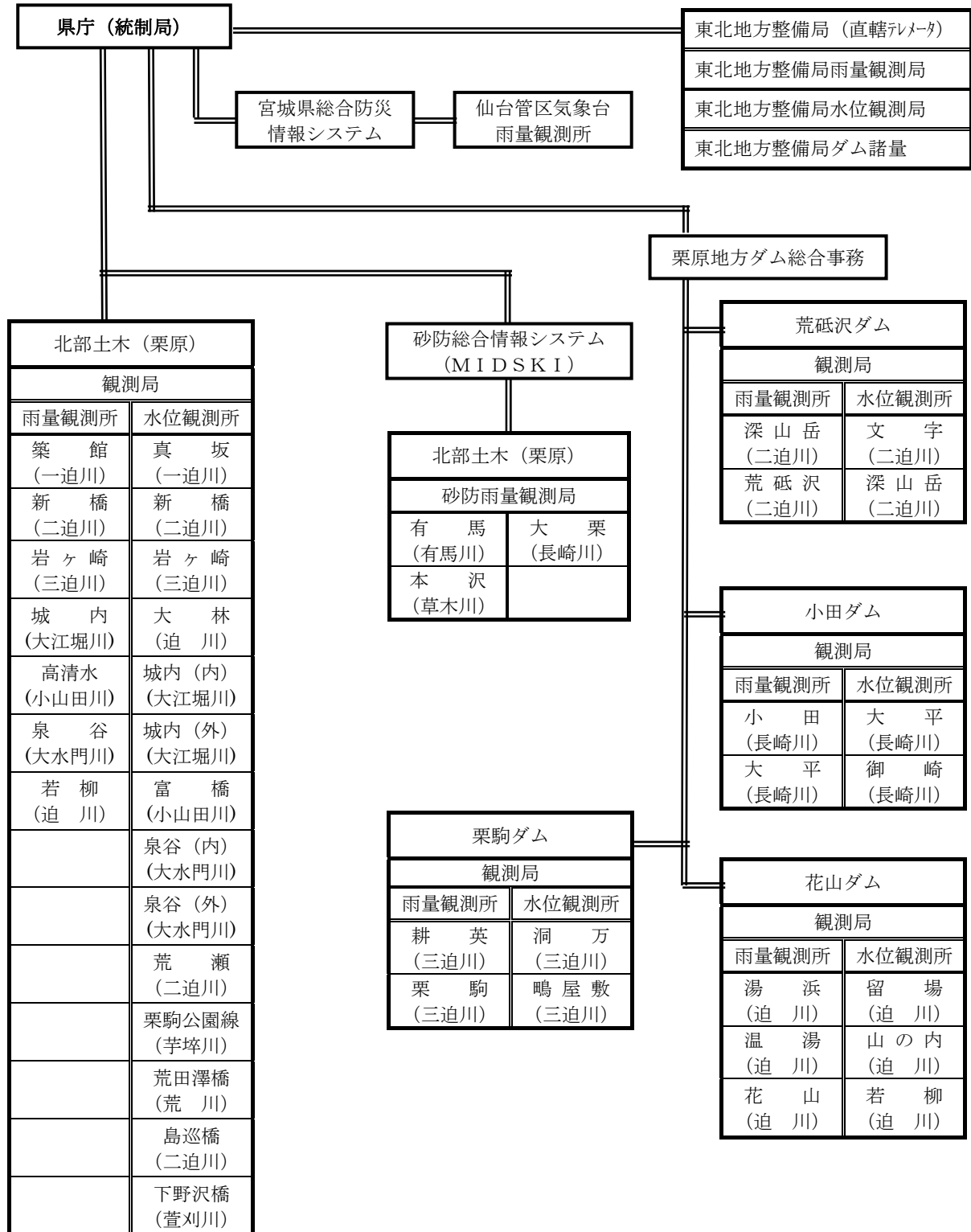
なお、指示がなく通報を開始したときは、3時間雨量が5ミリ以下となった場合は通報を中止して差し支えない。

（2）仙台管区气象台又は東北地方整備局から照会があった場合も同様に通報することとする。

3 雨量観測所から雨量に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときには、仙台管区气象台と密接な連絡をとるものとする。

第11表

宮城県河川流域情報システム（MIRAI）観測局構図（抜粋）



MIRAIにより観測できる雨量観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
1	佐 沼	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5(登米合庁)	迫 川	東 部 土 木 登 米 地 域	宮城県(河川課)
2	高 清 水	高清水五輪 29-1(高清水コ ミュニティセンター)	小 山 田 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県(河川課)
3	築 館	築館藤木 5-1(栗原合庁)	迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県(河川課)
4	岩ヶ崎	栗駒中野沼尻前 46-2 地先	三 迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県(河川課)
5	湯 浜	大崎市鳴子温泉大字鬼首字 須金岳国有林 119 イ林小班	迫 川	栗 原 地 方 ダ ム 花 山 ダ ム	宮城県(河川課)
6	温 湯	花山字本沢 本沢岳山国有林 37 ハ林小班	迫 川	栗 原 地 方 ダ ム 花 山 ダ ム	宮城県(河川課)
7	花 山	花山字本沢向原 11(栗原地 方ダム)	迫 川	栗 原 地 方 ダ ム 花 山 ダ ム	宮城県(河川課)
8	耕 英	栗駒沼倉耕英中 59-2	三 迫 川	栗 原 地 方 ダ ム 栗 駒 ダ ム	宮城県(河川課)
9	栗 駒	栗駒沼倉玉山 1(栗駒ダム)	三 迫 川	栗 原 地 方 ダ ム 栗 駒 ダ ム	宮城県(河川課)
10	荒 砥 沢	栗駒文字荒砥沢 57(荒砥沢 ダム)	二 迫 川	栗 原 地 方 ダ ム (荒砥沢ダム)	宮城県(河川課)
11	城 内	志波姫伊豆野大西前 8-22(山王水門)	大 江 堀 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県(河川課)
12	泉 谷	瀬峰泉谷 140(泉谷水門)	大 水 門 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県(河川課)
13	深 山 岳	栗駒深山岳 1-1	二 迫 川	栗 原 地 方 ダ ム (荒砥沢ダム)	宮城県(河川課)
14	新 橋	鶯沢南郷下久保 44-3	二 迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県(河川課)
15	小 田	一迫字川台 53-12(小田ダ ム)	長 崎 川	栗 原 地 方 ダ ム (小田ダム)	宮城県(河川課)
16	大 平	花山字草木沢大平 30-1	長 崎 川	栗 原 地 方 ダ ム (小田ダム)	宮城県(河川課)
17	若 柳	若柳字川南戸ノ西 4	迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県(河川課)
18	有 馬	金成有馬	有 馬 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県 (防災砂防課)
19	本 沢	花山字本沢沼山	迫 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県 (防災砂防課)
20	大 栗	一迫字大栗	長 崎 川	北 部 土 木 栗 原 地 域	宮城県 (防災砂防課)
21	駒ノ湯 (気象)	栗駒沼倉耕英南	そ の 他	仙台管区气象台	仙台管区气象台
22	鶯 沢 (気象)	鶯沢袋宮林	そ の 他	仙台管区气象台	仙台管区气象台
23	築 館 (気象)	築館字左足下	そ の 他	仙台管区气象台	仙台管区气象台

7-9 水位観測所

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
1	大平	花山字草木沢大平 30-1	長崎川	栗原地方ダム (小田ダム)	
2	御崎	一迫字新三嶋 142	長崎川	栗原地方ダム (小田ダム)	
3	山内	花山字水無(猪沢橋)	迫川	栗原地方ダム 花山ダム	
4	真坂	一迫柳目字曾根	迫川	北部土木 栗原地域	
5	留場	築館字留場遠ノ木	迫川	栗原地方ダム 花山ダム	
6	大林	若柳字大林町裏	迫川	北部土木 栗原地域	
7	若柳	若柳字川北堤下	迫川	栗原地方ダム 花山ダム	
8	若石大橋	若柳字川北大巻地内	迫川	東部土木 登米地域	
9	砂原水門	若柳字川南砂原地内	迫川	東部土木 登米地域	
10	深山岳	栗駒文字深山岳	二迫川	栗原地方ダム (荒砥沢ダム)	
11	文字	栗駒文字荒砥沢 38 番地	二迫川	栗原地方ダム (荒砥沢ダム)	
12	新橋	鶯沢南郷下久保 44-3	二迫川	北部土木 栗原地域	
13	荒瀬	築館字富荒瀬沖	二迫川	北部土木 栗原地域	
14	島巡橋	鶯沢袋島巡川原	二迫川	北部土木 栗原地域	
15	洞万	栗駒沼倉西沼ヶ森 17	三迫川	栗原地方ダム 栗駒ダム	
16	岩ヶ崎	栗駒中野沼尻前	三迫川	北部土木 栗原地域	
17	鳴屋敷	金成大原木鳴屋敷 34-92	三迫川	栗原地方ダム 栗駒ダム	
18	栗駒公園線	栗駒芋塚小山崎	芋塚川	北部土木 栗原地域	
19	城内(内)	志波姫伊豆野大西前 8-22	大江堀川	北部土木 栗原地域	
20	城内(外)	志波姫伊豆野大西前 8-23	大江堀川	北部土木 栗原地域	
21	泉谷(内)	瀬峰泉谷 140	大水門川	北部土木 栗原地域	
22	泉谷(外)	瀬峰泉谷 140	大水門川	北部土木 栗原地域	
23	富橋	瀬峰桃生田 6	小山田川	北部土木 栗原地域	

番号	観測所名	所在地	河川名	管理公所	通報先
24	大沼	登米市南方町西郷上字沼崎前	小山田川	東登米地木域	
25	下野沢橋	栗原市瀬峰下野沢	萱刈川	北栗原地木域	
26	佐沼	登米市迫町佐沼字錦（錦橋）	迫川	東登米地木域	
27	三方島	登米市迫町三方島	迫川	東登米地木域	
28	荒田澤橋	築館荒田沢	荒川	北栗原地木域	
29	仮屋(下)	登米市迫町北方字二階土手	荒川	東登米地木域	
30	仮屋(上)	登米市迫町北方字二階土手	荒川	東登米地木域	
31	荒川S(下)	登米市迫町北方字壇ノ浦地内	荒川	東登米地木域	
32	沼口	登米市迫町北方字東坂	荒川	東登米地木域	
33	落堀	登米市迫町北方郡橋付近	落堀川	東登米地木域	
34	舟場	登米市石越町東郷字千貫巻	夏川	東登米地木域	
35	小谷地	登米市石越町小谷地	夏川	東登米地木域	

MIRAIにより水位データを観測する。観測データはすべてテレメータにより収集される。

通報先とは、MIRAIにより水位観測データが収集できない場合、管理者が宮城県水防計画の通報要領に基づいて通報する相手方である。

また、従来の水位計と異なり、河川の水位が一定の水位を超過すると観測する危機管理型水位計の水位観測所は、別表のとおりである。

水位情報は、危機管理型水位計運用協議会で運用するウェブサイト「川の水位情報」で表示され、リアルタイムで川の水位を確認することができる。

(別表)

番号	河川名	所在地
1	瀬峰川	瀬峰新下田
2	三間堀川	若柳字川南戸ノ西
3	熊川	築館新根岸前
4	鉛川	鶯沢南郷久保山
5	荒川	築館照越長根
6	昔川	一迫柳目字竹の内
7	夏川	金成大林寺沢
8	有馬川	金成有壁大日前
9	熊谷川	若柳字川南八木前
10	小山田川	高清水上外沢田

7-10 水防警報及び洪水予報対象河川・区域

宮城県水防警報河川（水防法第16条）

河川名	区	域	量水標名	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	計画高水位 (m)
迫川	左右岸	栗原市築館留場橋から三迫川合流点まで	留場	3.90	4.45	7.200
迫川	左岸	栗原市若柳三迫川合流点から旧北上川合流点まで	大林	15.00	15.45	17.620
			若柳	4.80	5.30	6.800
	右岸	栗原市志波姫三迫川合流点から旧北上川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	—
三迫川	左右岸	栗原市栗駒松倉阿弥陀堂阿弥陀堂橋から迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	3.533
芋塚川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	—
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
小山田川	左右岸	栗原市高清水広畑国道四号橋から栗原市瀬峰東北本線まで	富橋	2.20	2.70	—
	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から旧迫川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から小山田川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から小山田川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から萱刈川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384

宮城県洪水予報河川 知事指定（水防法第11条）

河川名	区域	基準点	氾濫注意水位警戒水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位危険水位 (m)
北上川水系 迫川	左岸 栗原市築館留場橋から旧北上川合流点まで	留場	4.45	5.30	5.90
		大林	15.45	16.10	16.60
	右岸 栗原市築館留場橋から旧北上川合流点まで	若柳	5.30	5.70	6.10
		佐沼	4.20	4.50	4.70

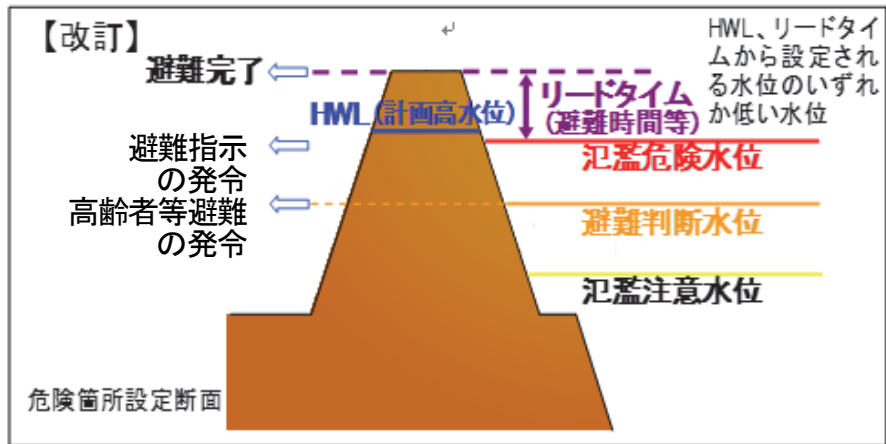
7-11 水防警報の段階と範囲

河川名	量水標	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	摘要
迫川	留場	雨量を考慮し、水防団待機水位(3.90m)に達し、さらに増水し危険が予想される時。	雨量を考慮し、氾濫注意水位(4.45m)に達し、さらに増水し危険が予想される時。	氾濫注意水位を下がり水防作業の必要がなくなった時。	
	大林	同上(15.00m)	同上(15.45m)	同上	
	若柳	同上(4.80m)	同上(5.30m)	同上	
	佐沼	同上(3.60m)	同上(4.20m)	同上	
二迫川	新橋	同上(2.00)	同上(2.10)	同上	
三迫川	岩ヶ崎	同上(1.50)	同上(2.12)	同上	
芋塚川	栗駒公園線	同上(2.35)	同上(2.75)	同上	
旧迫川	大沼	同上(5.30)	同上(5.80)	同上	
小山田川	富橋	同上(2.20)	同上(2.70)	同上	
	大沼	同上(5.30)	同上(5.80)	同上	
瀬峰川	大沼	同上(5.30)	同上(5.80)	同上	
萱刈川	大沼	同上(5.30)	同上(5.80)	同上	
大水門川	大沼	同上(5.30)	同上(5.80)	同上	

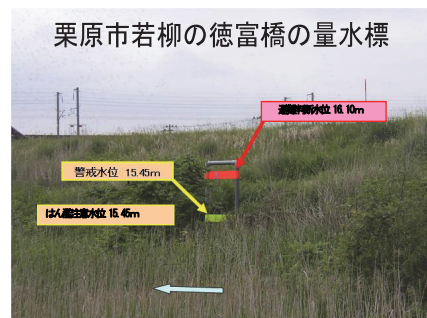
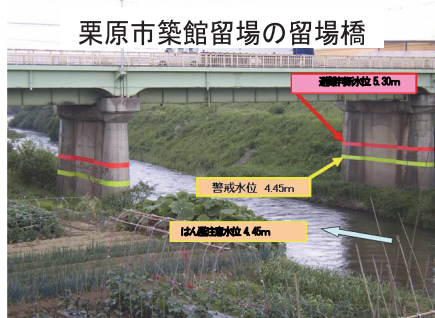
7-12 避難判断水位

	水系名	河川名	量水標名	所在地	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	
1	一級河川 北上川	迫川	留場	栗原市築館字留場遠ノ木	5.30	5.90	
2			大林	栗原市若柳大林町裏	16.10	16.60	
3			若柳	栗原市若柳字川北堤下	5.70	6.10	
4		二迫川	新橋	栗原市鶯沢南郷下久保	2.20	2.80	
5		三迫川	岩ヶ崎	栗原市栗駒中野沼尻前	2.40	2.70	
6		芋塚川	栗駒公園線	栗原市栗駒芋塚小山崎	2.90	3.30	
7		小山田川	富橋	栗原市瀬峰大里字富桃生田6	3.10	3.40	
8			大沼	登米市南方町西郷上字沼崎前	6.80	6.80	
9							瀬峰川
10							萱刈川
11							大水門川

避難判断水位の考え方



○避難判断水位等の表示例



* 栗原市内には上記のほか、若柳の若柳大橋及び栗駒の岩ヶ崎大橋の橋脚に表示されています。

8 災害危険箇所に関する資料

8-1 土砂災害（特別）警戒区域等指定箇所（土石流）

※宮城県土木部防災砂防課ホームページ「土砂災害警戒区域等指定箇所（栗原市）」より

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-21-001	太田西原沢	築館西原	H30.3.23	第307号	太田
5-21-002	照越道源沢	築館道源	H30.3.23	第308号	上照越
5-21-003	照越上ノ沢1	築館上ノ沢	H30.3.23	第307号	上照越
5-21-004	照越上ノ沢2	築館上ノ沢	H30.3.23	第307号	上照越
5-21-005-1	上宮野白坂沢	築館字上宮野白坂	H26.3.24	第234号	秋山
5-21-005-2	上宮野白坂沢	築館字上宮野白坂	H26.3.24	第234号	秋山
5-21-006	宮野沢	築館字下宮野町	H18.3.24	第371号	宮野上町
5-21-007-1	根岸沢	築館字富下熊川	H26.3.24	第234号	根岸
5-21-007-2	根岸沢	築館字富下熊川	H26.3.24	第234号	根岸
5-21-007-3	根岸沢	築館字富下熊川	H26.3.24	第234号	根岸
5-22-001	小館沢3	若柳有賀字浜井場	H28.3.4	第189号	有賀
5-22-002	小館沢2	若柳有賀字浜井場	H28.3.4	第189号	有賀
5-22-003	小館沢	若柳有賀字小館	H26.11.14	第919号	有賀
5-22-004	小館沢4	若柳有賀字堺	H28.3.4	第189号	有賀
5-22-005	木壳沢	若柳武鎗字清水ヶ沢	H20.6.6	第636号	上在
5-22-006	鹿沢2	若柳武鎗字町館	H26.3.24	第234号	下在、町館
5-22-007	鹿沢	若柳武鎗字鹿ノ沢	H26.3.24	第234号	下在、町館
5-22-008	鹿沢3	若柳武鎗字鹿ノ沢	H26.3.24	第234号	下在、町館
5-23-001	浦ノ沢	栗駒片子沢浦ノ沢、川北、西田	H29.11.24	第1039号	西田
5-23-002	放森沢1	栗駒文字放森、下山神、鍛冶屋	H29.11.24	第1039号	下文字
5-23-003	鍛冶屋沢1	栗駒文字鍛冶屋	H30.10.16	第933号	下文字
5-23-004	鍛冶屋沢2	栗駒文字鍛冶屋	H30.10.16	第933号	下文字
5-23-005	関沢	栗駒文字下荒屋敷前	H26.3.24	第234号	下文字
5-23-006	内峰沢	栗駒文字下荒屋敷前、内峰	H26.11.14	第919号	下文字
5-23-007	明神前沢	栗駒文字明神前、内峰、田中前、田中	H29.11.24	第1039号	下文字
5-23-008	赤坂沢	栗駒文字赤坂、赤坂前、下川原、馬場前	H29.11.24	第1039号	下文字
5-23-009	小手沢	栗駒文字小手	H29.11.24	第1039号	山口

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-23-010	上山口沢	栗駒文字上山口、赤坂	H29. 11. 24	第 1039 号	山口
5-23-011	山口沢	栗駒文字山口前、山口	H29. 11. 24	第 1039 号	山口
5-23-012	葛峰沢	栗駒文字葛峰、文字葛峰前、文字高橋	H24. 10. 9	第 769 号	川西
5-23-013	荒砥沢 4	栗駒文字山下	H26. 11. 14	第 919 号	荒砥沢
5-23-014	荒砥沢 3	栗駒文字山下	H26. 11. 14	第 919 号	荒砥沢
5-23-015	荒砥沢 2	栗駒文字山下	H26. 11. 14	第 919 号	荒砥沢
5-23-016	荒砥沢	栗駒文字荒砥沢	H26. 11. 14	第 919 号	荒砥沢
5-23-017	井戸沢	栗駒文字高平、大槻、新田沖、上山神	H29. 11. 24	第 1039 号	新田
5-23-018	二本木沢	栗駒文字二本木、加賀堂	H27. 6. 26	第 685 号	角ヶ崎
5-23-019	湯場沢	栗駒文字角ヶ崎、加賀堂、三峰前	H29. 11. 24	第 1039 号	角ヶ崎
5-23-020	中里沢	栗駒文字中里	H19. 10. 2	第 938 号	川東
5-23-021	宮口沢	文字鷹ノ巣、駒堂前、大道	H29. 11. 24	第 1039 号	中文字
5-23-022	駒堂前沢	文字大道、坪坂下、駒堂前、鷹ノ巣、沢口	H29. 11. 24	第 1039 号	中文字
5-23-023	坪坂下沢	栗駒文字鷹ノ巣、坪坂下	H29. 11. 24	第 1039 号	中文字
5-23-024	深渡戸沢	栗駒深渡戸	H30. 3. 23	第 307 号	下文字
5-23-025	中山沢	栗駒文字中山日向	H20. 6. 6	第 636 号	下文字
5-23-026	大町沢	栗駒大町	H30. 3. 23	第 307 号	下文字
5-23-027	大平沢	栗駒大平	H30. 3. 23	第 308 号	高松
5-23-028	滝沢	栗駒滝沢	H30. 3. 23	第 307 号	高松
5-23-029	百目木沢	栗駒稲屋敷百目木、玉貫、百目木前	H29. 11. 24	第 1040 号	高松
5-23-030	八幡西沢	栗駒八幡八幡、西沢、中道、下大鳥、久保田、沖西、白山下	H30. 10. 16	第 933 号	八幡
5-23-031	八幡沢	栗駒八幡八幡、西沢、中道、沖西、白山下、清水沢	H30. 10. 16	第 933 号	八幡
5-23-033	西山沢 1	栗駒松倉西山、西山沢、上八幡、新金丁、水神田	H29. 11. 24	第 1039 号	三丁
5-23-034	西山沢 3	栗駒松倉西山	H29. 11. 24	第 1039 号	三丁
5-23-035	西山沢 4	栗駒松倉西山、西山沢	H29. 11. 24	第 1039 号	三丁
5-23-036	西山沢 5	栗駒松倉西山、西山沢	H29. 11. 24	第 1039 号	三丁
5-23-037	小屋敷沢	栗駒松倉西山、小屋敷、新小倉	H29. 11. 24	第 1039 号	三丁
5-23-038	兎田沢	栗駒沼倉小倉原、幡戈	H29. 11. 24	第 1039 号	馬場
5-23-039	木鉢沢	栗駒沼倉小倉原、幡戈	H29. 11. 24	第 1039 号	馬場

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-23-040	鴻ノ巣沢	栗駒沼倉保田崎、鴻ノ巣、木鉢	H29.11.24	第1039号	馬場
5-23-041	松葉前沢	栗駒沼倉松葉、寺柿、下川久保、川ノ上	H29.11.24	第1039号	滝ノ原
5-23-042	城内沢	栗駒沼倉松葉、城内、沼袋	H29.11.24	第1039号	滝ノ原
5-23-043	滝の原沢	栗駒沼倉滝ノ原	H20.6.6	第636号	滝ノ原
5-23-044	滝の原沢2	栗駒沼倉兔沢、中田、滝ノ原	H30.10.16	第933号	滝ノ原
5-23-045	中田沢	栗駒沼倉中田、中堀、滝ノ原	H29.11.24	第1039号	滝ノ原
5-23-046	上田沢	栗駒沼倉上田	H26.11.14	第919号	滝ノ原
5-23-047	沼倉放森沢1	栗駒沼倉放森、玉山	H29.11.24	第1039号	滝ノ原
5-23-048	沼倉放森沢2	栗駒沼倉放森、玉山	H29.11.24	第1039号	滝ノ原
5-23-049	秣森沢	栗駒沼倉耕英南	H29.11.24	第1039号	耕英
5-23-050	東沼ヶ森沢	栗駒沼倉東沼ヶ森	H27.6.26	第685号	滝ノ原
5-23-051	上田沢	栗駒沼倉上田	H26.11.14	第919号	滝ノ原
5-23-052	五山沢	栗駒沼倉都田	H26.11.14	第919号	日照田
5-23-053	桑畑の沢2	栗駒沼倉下桑畑、桑畑	H29.11.24	第1039号	日照田
5-23-054	桑畑沢	栗駒沼倉下桑畑、桑畑、桑畑前、宮前、新宮前、宮地、堂ノ口	H29.11.24	第1039号	日照田
5-23-055	薬水沢	栗駒沼倉下桑畑、桑畑、桑畑前、宮前、新宮前、宮地、堂ノ口	H29.11.24	第1039号	日照田
5-23-056	岩倉沢	栗駒沼倉薬水、菰張、下桑畑、岩倉、釘ノ子、宮前、桑畑前、新宮前、堂ノ口、日照田、屋敷	H29.11.24	第1039号	日照田
5-23-057	長坂沢	栗駒沼倉長坂、岩倉	H29.11.24	第1040号	日照田
5-23-058	立沢	栗駒沼倉上永洞、山神下	H29.11.24	第1039号	日照田
5-23-059	御堂沢	栗駒沼倉東向、古館、万代前、荷当、岩下	H29.11.24	第1039号	日照田
5-23-060	長湯沢2	栗駒松倉東貴船	H26.3.24	第234号	三丁
5-23-061	根岸沢	栗駒松倉根岸	H27.6.26	第685号	三丁
5-23-062	硫黄沢	栗駒松倉中山、硫黄沢、中山田	H29.11.24	第1039号	若木
5-23-063	二階堤下沢	栗駒松倉鳥甲、笹ヶ森、唐山、山田	H29.11.24	第1039号	若木
5-23-064	小深田沢2	栗駒松倉小深田平	H20.6.6	第636号	若木
5-23-065	小深田沢1	栗駒松倉小深田平	H20.6.6	第637号	若木
5-23-066	新地ヶ沢	栗駒岩ヶ崎新地ヶ沢	H27.6.26	第685号	上小路上

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-23-067	裏山沢	栗駒岩ヶ崎裏山	H27. 6. 26	第 685 号	東方区
5-23-068	岩ヶ崎沢 2	栗駒岩ヶ崎裏山	H18. 3. 24	第 371 号	東方区
5-23-069	岩ヶ崎沢	栗駒岩ヶ崎裏山	H18. 3. 24	第 372 号	東方区
5-23-070	油畑沢 1	栗駒鳥沢梅田、油畑沢	H29. 11. 24	第 1039 号	鳥沢南
5-23-071	油畑沢 2	栗駒鳥沢梅田、油畑沢	H29. 11. 24	第 1039 号	鳥沢南
5-23-072	徳沢 1	栗駒鳥沢徳沢前	H29. 11. 24	第 1039 号	鳥沢南
5-23-073	徳沢 2	栗駒鳥沢徳沢前、五貫山	H29. 11. 24	第 1039 号	鳥沢南
5-23-074	山子下沢	栗駒鳥沢山神	H19. 10. 2	第 938 号	鳥沢北
5-23-075-1	新山前沢 1	栗駒鳥沢新山前	H20. 6. 6	第 636 号	鳥沢北
5-23-075-2	新山前沢 1	栗駒鳥沢新山前	H20. 6. 6	第 636 号	鳥沢北
5-23-076	新山前沢 2	栗駒鳥沢新山前	H20. 6. 6	第 636 号	鳥沢北
5-23-077	寺前沢	栗駒鳥沢寺前	H26. 11. 14	第 919 号	鳥沢南
5-23-078	湯の沢	栗駒鳥沢湯ノ沢	H20. 6. 6	第 636 号	鳥沢下
5-23-079	深沢 3	栗駒深沢	H30. 3. 23	第 307 号	鳥沢下
5-23-080	深沢 1	栗駒深沢	H30. 3. 23	第 307 号	鳥沢下
5-23-081	深沢 2	栗駒深沢	H30. 3. 23	第 307 号	鳥沢下
5-24-001	萩生田三森沢	高清水宮脇	H28. 12. 20	第 1037 号	1 3 区
5-24-002	西若宮沢	高清水若宮	H26. 11. 14	第 919 号	1 1 区
5-24-003	西若宮沢 2	高清水若宮	H26. 11. 14	第 919 号	1 1 区
5-24-004	小山田沢	高清水大沢	H26. 11. 14	第 919 号	1 2 区
5-24-005	影の沢	高清水上折木	H28. 12. 20	第 1036 号	8 区
5-25-001	沢 1	一迫柳目字五反田	H26. 11. 14	第 920 号	竹の内
5-25-003	清水百目木沢	一迫真坂字清水百目木、字新百目木、字清水堰田	H31. 2. 26	第 141 号	清水二
5-25-004	大川口横沢沢	一迫字大川口皂沢、字大川口松西風、字大川口横沢、字大川口新松西風	H31. 2. 26	第 142 号	大川口上
5-25-005	大川口猿田沢	一迫字大川口赤坂、字大川口猿田	H31. 2. 26	第 142 号	大川口上
5-25-006	大川口大西沢	一迫字大川口猿田	H31. 2. 26	第 141 号	大川口上
5-25-007	大川口大東沢	一迫字大川口大手東、字大川口大手	H31. 2. 26	第 141 号	大川口上
5-25-008	大川口熊沢	一迫字大川口熊沢	H31. 2. 26	第 141 号	大川口下
5-25-009	清水田崎沢	一迫真坂字清水上野前、字清水小畑前	H31. 2. 26	第 142 号	清水一
5-25-010	山崎沢	一迫字山崎	H31. 2. 26	第 142 号	高橋下

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-25-011	荒屋敷沢	一迫字神山、字高田、字要害、字天神	H31. 2. 26	第 141 号	高橋上
5-25-012	日向沢	一迫字松原沢	H31. 2. 26	第 141 号	高橋上
5-25-013	鹿込沢 2	一迫字鹿込	H31. 2. 26	第 141 号	荒町下
5-25-014	鹿込沢 1	一迫字鹿込	H24. 10. 9	第 769 号	荒町下
5-25-015	大栗沢	一迫字山沢	H31. 2. 26	第 142 号	荒町上
5-25-016	下大土沢 1	一迫字上大土、字西沢	H24. 10. 9	第 769 号	荒町上
5-25-017	下大土沢 2	一迫字青木、字下大土	H31. 2. 26	第 141 号	荒町上
5-25-018	中町沢	一迫字川口高田	H28. 12. 20	第 1036 号	金田中町
5-25-019	東沢	一迫字川口中町、字川口町浦	H28. 12. 20	第 1036 号	金田中町
5-25-020	川口鍛冶屋沢	一迫字川口打越、字川口内山、字川口鍛冶屋	H31. 2. 26	第 141 号	滝野
5-25-021	川口小倉沢	一迫字川口北山、字川口小倉	H31. 2. 26	第 141 号	滝野
5-25-022	川口宝領沢	一迫字川口山館、字川口川北、字川口江岩、字川口宝領、字川口箱渚	H31. 2. 26	第 141 号	川北
5-25-023-1	嶋躰田中前沢 1-1	一迫字嶋躰山畑、字川口山館前	H26. 11. 14	第 919 号	川北
5-25-023-2	嶋躰田中前沢 1-2	一迫字嶋躰山畑	H26. 11. 14	第 919 号	川北
5-25-024	嶋躰田中前沢 2	一迫字嶋躰山畑、字嶋躰寺下、字嶋躰日照、字嶋躰門出	H31. 2. 26	第 141 号	川北
5-25-025	嶋躰小山下沢 1	一迫字嶋躰田中前、字嶋躰小山下、字嶋躰門出、字嶋躰川前	H31. 2. 26	第 142 号	川北
5-25-026	嶋躰小山下沢 2	一迫字嶋躰門出、字嶋躰小山下	H31. 2. 26	第 141 号	川北
5-25-027	法師渚沢	一迫字嶋躰寺東、字嶋躰大町、字法師渚、字山ノ上	H31. 2. 26	第 141 号	輝井
5-25-028	川内沢	一迫真坂字川内	H27. 6. 26	第 685 号	保呂羽
5-25-029	北沢一本松沢	一迫北沢西田、北沢青符	H31. 2. 26	第 141 号	一本松
5-25-030	北沢大沢沢	一迫北沢大沢	H26. 3. 24	第 234 号	一本松
5-25-031	北沢大又沢	一迫北沢大又、北沢上大又	H31. 2. 26	第 141 号	本沢
5-25-033	嶋躰大谷地沢	一迫字嶋躰大谷地、字嶋躰長沢	H31. 2. 26	第 141 号	大崩
5-25-034	嶋躰日向沢 1	一迫字嶋躰清水畑、字嶋躰金生	H31. 2. 26	第 141 号	大崩
5-25-035	嶋躰日向沢 2	一迫字嶋躰清水畑、字嶋躰金生	H31. 2. 26	第 142 号	大崩

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-26-001	町田沢	瀬峰町田、町田前	H31. 2. 26	第 142 号	上富
5-26-003	要害沢	瀬峰富要害、薬師堂前、要害前	H31. 2. 26	第 141 号	上富
5-26-004	柴ノ脇沢	瀬峰柴ノ脇、上藤	H31. 2. 26	第 142 号	中藤沢
5-27-001	森下沢	鶯沢南郷五輪原	H29. 7. 18	第 645 号	秋法下
5-27-003	四ツ石	鶯沢南郷四ツ石	H29. 7. 18	第 644 号	秋法上
5-27-004	北沢向沢	鶯沢南郷北沢向、鶯沢南郷荒町	H24. 10. 9	第 770 号	秋法上
5-27-005	野山 1	鶯沢南郷野山、南郷荒町、南郷南沢	H29. 7. 18	第 644 号	秋法上・下
5-27-007	荒町	鶯沢南郷荒町	H29. 7. 18	第 645 号	秋法上・下
5-27-008	細倉沢 2	鶯沢南郷荒町	H27. 6. 26	第 686 号	秋法上
5-27-009	細倉沢 3	鶯沢南郷柳沢	H27. 6. 26	第 685 号	秋法下
5-27-010	原山沢	鶯沢南郷原	H27. 6. 26	第 686 号	秋法下
5-27-011	森下川	鶯沢南郷大竹、鶯沢南郷原	H26. 11. 14	第 919 号	秋法下
5-27-012	五輪原 2	鶯沢南郷大竹、南郷上新反田、南郷五輪原	H29. 7. 18	第 644 号	秋法下
5-27-013	五輪原 3	鶯沢南郷新反田、南郷上反田、南郷坂下、南郷向原	H29. 7. 18	第 645 号	秋法下
5-27-014	日向 1	鶯沢南郷日向、南郷下新反田、南郷坂下	H29. 7. 18	第 644 号	駒場上
5-27-015	日向 2	鶯沢南郷日向、南郷町田、南郷田前	H29. 7. 18	第 644 号	駒場上・下
5-27-016	下飯の森	鶯沢南郷飯の森、南郷中原、南郷洞泉寺	H29. 7. 18	第 644 号	八沢
5-27-017	飯の森	鶯沢南郷洞泉寺、南郷松ヶ崎、南郷関の上、南郷飯の森	H29. 7. 18	第 644 号	八沢
5-27-018	早坂沢 2	鶯沢北郷早坂、北郷若宮、北郷境塚	H29. 7. 18	第 644 号	日向
5-27-019	早坂沢 1	鶯沢北郷早坂、鶯沢北郷境塚、鶯沢北郷若宮	H24. 10. 9	第 769 号	日向
5-27-020	紙漉沢 2	鶯沢北郷紙漉沢	H24. 10. 9	第 770 号	日向
5-27-021-1	的場-1	鶯沢北郷的場	H29. 7. 18	第 644 号	日向
5-27-021-2	的場-2	鶯沢北郷的場、北郷菅原	H29. 7. 18	第 645 号	日向
5-27-022	岸	鶯沢北郷台下、鶯沢北郷朴洞	H24. 10. 9	第 769 号	日向
5-28-001	根岸沢	金成姉齒不動前	H18. 3. 24	第 371 号	姉齒上
5-28-002	道才沢	金成姉齒道才沢	H18. 3. 24	第 372 号	姉齒下
5-28-003	菜畑沢	金成津久毛字岩崎菜畑沢	R2. 2. 25	第 130 号	岩崎平形

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-28-004	江渕沢	金成津久毛字岩崎山畑、岩崎江渕	R2. 2. 25	第 131 号	岩崎平形
5-28-005	後山沢	金成小迫後山	H28. 12. 20	第 1036 号	小迫
5-28-006-1	山神沢-1	金成小迫山神	H28. 12. 20	第 1036 号	小迫
5-28-006-2	山神沢-2	金成小迫山神	H28. 12. 20	第 1036 号	小迫
5-28-007	花館沢	金成小迫山ノ神	H18. 3. 24	第 371 号	小迫
5-28-008	花館	金成小迫花館、宿	H31. 2. 26	第 142 号	小迫
5-28-009	小迫宿沢	金成小迫花館、宿	H31. 2. 26	第 141 号	小迫
5-28-010	翁沢	金成翁沢	H31. 2. 26	第 142 号	北
5-28-011	大梨 1	金成大梨	H30. 10. 16	第 933 号	畑 2
5-28-012	大梨 2	金成大梨	H30. 10. 16	第 933 号	畑 2
5-28-013	大梨 3	金成大梨	H26. 11. 14	第 919 号	畑 2
5-28-014	栞木沢 1	金成栞木沢	H30. 10. 16	第 933 号	畑 2
5-28-015	栞木沢 2	金成栞木沢	H30. 10. 16	第 933 号	畑 2
5-28-016	栞木沢 3	金成栞木沢、入ノ沢	H30. 10. 16	第 933 号	畑 2
5-28-017	宮前	金成入ノ沢、宮前	H27. 6. 26	第 685 号	畑 1、畑 2
5-28-018	日向沢	金成三沢、大平、日向	H30. 10. 16	第 933 号	畑 1
5-28-019	普賢前	金成普賢堂長谷地	H30. 10. 16	第 933 号	普賢堂
5-28-020	屋敷田前	金成赤児屋敷田前	H20. 6. 6	第 636 号	赤児
5-28-021	要害前	金成赤児要害前、屋敷田、館前	H30. 10. 16	第 933 号	赤児
5-28-022	鹿野前	金成藤渡戸走居、鳥越、上中江	H30. 10. 16	第 933 号	藤渡戸
5-28-023	要害前	金成末野要害前、拾万坂下、大橋	H30. 10. 16	第 933 号	末野
5-28-024	日向山 1	金成末野要害前、日向山、地藏田沖	H30. 10. 16	第 933 号	末野
5-28-025	日向山 2	金成末野字要害前、日向山	R2. 2. 25	第 131 号	末野
5-28-026	館下沢	金成末野字館下	R2. 2. 25	第 131 号	末野
5-28-027	宇内沢	金成末野字宇内沢	R2. 2. 25	第 131 号	末野
5-28-028	原 3	金成片馬合佐野原	H27. 6. 26	第 685 号	下片馬合
5-28-029	原 2	金成片馬合原、金成有壁佐野原	H30. 10. 16	第 933 号	下片馬合
5-28-030	原 1	金成片馬合字原	R2. 2. 25	第 131 号	下片馬合
5-28-031	櫛	金成片馬合字櫛	R2. 2. 25	第 131 号	上片馬合
5-28-032	石法花 2	金成片馬合石法花	H30. 10. 16	第 933 号	上片馬合
5-28-033	石法花	金成片馬合石法花	H30. 10. 16	第 933 号	上片馬合

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-28-034	根岸	金成片馬合根岸、沖	H30. 10. 16	第 933 号	下片馬合
5-28-035	館下沢	金成有壁館下	H26. 11. 14	第 919 号	有壁 1
5-28-036	狼ノ掛沢	金成有壁狼ノ掛	H24. 10. 9	第 770 号	有壁 3
5-28-037	貴船前 1	金成有壁狼ノ掛、貴船前	H24. 10. 9	第 770 号	有壁 3
5-28-038	貴船前 2	金成有壁狼ノ掛、貴船前、有壁沢	H24. 10. 9	第 769 号	有壁 3
5-30-001	坂下沢	花山字草木沢角間、草木沢坂下、草木沢上原	R2. 2. 25	第 130 号	小豆畑
5-30-002	大笹沢	花山字草木沢日向山、草木沢大笹	R2. 2. 25	第 130 号	大笹
5-30-003-1	権現堂沢-1	花山字草木沢大穴山、草木沢権現堂	H30. 10. 16	第 933 号	宿
5-30-003-2	権現堂沢-2	花山字草木沢大穴山、草木沢権現堂	H30. 10. 16	第 933 号	宿
5-30-003-3	権現堂沢-3	花山字草木沢大穴山、草木沢権現堂	H30. 10. 16	第 933 号	宿
5-30-004	権現堂沢	花山字草木沢権現堂	H26. 11. 14	第 919 号	宿
5-30-005	権現堂沢	花山字草木沢権現堂、草木沢川原町	H30. 10. 16	第 933 号	宿
5-30-006	宿沢	花山字草木沢中田、草木沢中出山、草木沢檜木山	R2. 2. 25	第 130 号	程野
5-30-007	宿沢	花山字草木沢中田、草木沢中出山、草木沢檜木山	R2. 2. 25	第 130 号	程野
5-30-008	向程野沢	花山字草木沢程野前、向程野	R2. 2. 25	第 130 号	程野
5-30-009	荒谷沢	花山字草木沢荒谷裏	H26. 11. 14	第 919 号	荒谷
5-30-010	荒谷沢	花山字草木沢荒谷裏、草木沢荒谷、草木沢荒谷向、本沢天ヶ沢	H30. 10. 16	第 933 号	荒谷
5-30-011	続石沢 1	花山字草木沢続石、本沢天ヶ沢	H30. 10. 16	第 933 号	程野
5-30-012	続石沢 2	花山字草木沢続石、草木沢程野、草木沢程野裏、草木沢向程野	H30. 10. 16	第 933 号	程野
5-30-013	続石沢 3	花山字草木沢程野裏、草木沢程野、草木沢向程野	H30. 10. 16	第 933 号	程野
5-30-014	程野沢 1	花山字草木沢程野裏	H26. 3. 24	第 234 号	程野
5-30-015	程野沢 2	花山字草木沢程野裏	H26. 3. 24	第 234 号	程野
5-30-016	赤坂沢	花山字草木沢宮ノ木裏、草木沢赤坂、草木沢荒神前	R2. 2. 25	第 131 号	程野
5-30-017	原井田沢	花山字草木沢合道山、草木沢原井田	R2. 2. 25	第 130 号	天ヶ沢
5-30-018	原井田沢	花山字草木沢原井田、草木沢箕ノ口館	H30. 10. 16	第 933 号	程野

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-30-019	宿沢	花山字草木沢宿	H28.12.20	第1036号	宿
5-30-021	村越沢	花山字草木沢打越、一迫川 口打越、川口小滝	H30.10.16	第933号	宿
5-30-022	本沢山下沢	花山字本沢山下	H27.6.26	第685号	天ヶ沢
5-30-023	早坂沢1	花山字本沢早坂	R2.2.25	第131号	金沢
5-30-024	早坂沢2	花山字本沢早坂	R2.2.25	第131号	金沢
5-30-025	本沢早坂沢	花山字本沢早坂	R2.2.25	第130号	金沢
5-30-026	本川熊倉沢1	花山字本沢明通、本沢熊倉	R2.2.25	第130号	金沢
5-30-027	本川熊倉沢2	花山字本沢明通	R2.2.25	第130号	金沢
5-30-028	上沼沢1	花山字草木沢角間	H30.10.16	第933号	小豆畑
5-30-029	上沼沢2	花山字草木沢角間	H30.10.16	第933号	小豆畑
5-30-030	上沼沢3	花山字草木沢角間	H24.10.9	第769号	小豆畑
5-30-031	上沼沢4	花山字草木沢角間	H24.10.9	第770号	小豆畑
5-30-032	上沼沢5	花山字草木沢角間	H26.11.14	第919号	小豆畑
5-30-033	上沼沢6	花山字草木沢角間	H26.11.14	第920号	小豆畑
5-30-034	上沼沢7	花山字草木沢角間	H26.11.14	第919号	小豆畑
5-30-035	金沢	花山字本沢金沢	H30.10.16	第933号	浅布
5-30-036	山内沢	花山字本沢猪ノ沢	H28.12.20	第1036号	浅布
5-30-037	猪ノ沢沢	花山字本沢猪ノ沢	H28.12.20	第1036号	浅布
5-30-038	浅布沢1	花山字本沢浅布	H30.10.16	第933号	浅布
5-30-039	浅布沢2	花山字本沢浅布	H30.10.16	第933号	浅布
5-30-041	赤沢	花山字本沢岳山	H28.12.20	第1036号	浅布
5-30-042	温湯沢	花山字本沢温湯	H26.3.24	第234号	浅布
5-30-043	温湯沢2	花山字本沢温湯	H26.3.24	第234号	浅布
5-30-044	切留沢1	花山字本沢切留	R2.2.25	第131号	浅布
5-30-045	切留沢2	花山字本沢切留	R2.2.25	第130号	浅布
5-30-046	坂の下沢	花山字本沢木落	H28.3.4	第189号	浅布
5-30-047	坂下沢	花山字本沢木落、本沢坂下	R2.2.25	第130号	中村
5-30-048	中村沢	花山字本沢坂下、本沢中村	R2.2.25	第130号	中村
5-30-049	井戸沢	花山字本沢中村、本沢地藏 堂	H28.12.20	第1037号	中村
5-30-050	大向沢	花山字本沢大向	R2.2.25	第130号	中村
5-30-051	佐中川	花山字本沢佐中	R2.2.25	第130号	松ノ原
5-30-052	沼山沢1	花山字本沢沼山	R2.2.25	第130号	北ノ前

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
5-30-053	沼山沢 2	花山字本沢沼山	R2. 2. 25	第 130 号	北ノ前
5-30-054	花山沢 1	花山字本沢花山沢、本沢虚空蔵	R2. 2. 25	第 130 号	花山沢
5-30-055	虚空蔵沢	花山字本沢虚空蔵	R2. 2. 25	第 130 号	花山沢
5-30-056	下畑沢	花山字本沢虚空蔵	R2. 2. 25	第 130 号	花山沢
5-30-057	花山沢 2	花山字本沢花山沢、本沢虚空蔵	R2. 2. 25	第 130 号	花山沢
5-30-058	花山沢 3	花山字本沢花山沢、本沢虚空蔵	R2. 2. 25	第 130 号	花山沢
5-30-059-1	稲干場沢-1	花山字本沢稲干場	H26. 11. 14	第 919 号	座主
5-30-059-2	稲干場沢-2	花山字本沢稲干場	H26. 11. 14	第 919 号	座主

8-2 土砂災害(特別)警戒区域等指定箇所(急傾斜地の崩壊)

※ 宮城県土木部防災砂防課ホームページ「土砂災害警戒区域等指定箇所(栗原市)」より

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
1-自-0534	町浦	築館下宮野町	H30.3.23	第308号	宮野下町
1-自-0535	白坂の1	築館字上宮野白坂	H26.3.24	第234号	秋山
1-自-0536	白坂の2	築館字上宮野白坂	H26.3.24	第234号	秋山
1-自-0537	秋山	築館字上宮野秋山	H26.3.24	第234号	秋山
1-自-0538	根岸の1	築館字富下熊川	H26.3.24	第234号	根岸
1-自-0539	根岸の2	築館字富下熊川	H26.3.24	第234号	根岸
1-自-0540	町	築館下宮野町	H30.3.23	第307号	宮野下町
1-自-1541	館	築館字下宮野館	H19.10.2	第937号	八幡町、 宮野上町
1-自-1542	町尻	築館字下宮野町尻	H19.3.23	第309号	宮野下町
1-自-1543	上町	築館字下宮野上町	H19.10.2	第937号	宮野下町
1-人-0342	南小山	築館高田二丁目	H30.3.23	第307号	赤坂
1-自-1402	西谷地	築館横須賀西谷地	H30.3.23	第307号	横須賀
2-自-1403	長根の1	築館字照越長根	H26.11.14	第919号	下照越
2-自-1404	大仏	築館下宮野大仏	H30.3.23	第307号	花の木
2-自-1405	大沢の1	築館富大沢	H30.3.23	第307号	根岸
2-自-1406	大沢の2	築館富大沢	H30.3.23	第307号	根岸
3-自-0381	長根の2	築館照越長根	H30.10.16	第933号	下照越
3-自-0382	浅松沢	築館字照越浅松沢	H24.10.9	第769号	中照越
3-自-0383	沢入の1	築館沢入、赤沢	H30.10.16	第933号	赤坂
3-自-0384	沢入の2	築館沢入、赤沢	H30.10.16	第933号	赤坂
3-自-0385	小牧	築館下宮野小牧	H30.10.16	第933号	花の木
3-自-0386	新八ツ沢	築館新八ツ沢	H30.10.16	第933号	上照越
3-自-0387	山下	築館上宮野山下	H30.3.23	第307号	本木
1-自-0540	町館の1	若柳武鎗字町館	H20.6.6	第636号	町館
1-自-0541	町館の2	若柳武鎗字町館	H26.3.24	第235号	町館
1-自-0542	武鎗	若柳武鎗字童子ヶ森	H26.3.24	第235号	下在
1-自-0543	かけ	若柳字上畑岡かけ、上畑岡 夷穴	H26.3.24	第234号	かけ
1-自-0544	かけの2	若柳字上畑岡かけ	H26.3.24	第234号	かけ
1-自-1230	下畑岡	若柳字下畑岡内谷川前	H26.11.14	第919号	内谷川
2-自-1407	大立の1	若柳字上畑岡大立	H26.11.14	第919号	かけ

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
2-自-1408	かけの3	若柳字上畑岡かけ	H26.11.14	第919号	かけ
2-自-1409	大立の2	若柳字上畑岡大立	H28.12.20	第1036号	かけ
2-自-1410	大立の3	若柳字上畑岡大立	H28.12.20	第1036号	かけ
2-自-1411	内谷川	若柳字下畑岡内谷川	H28.12.20	第1036号	内谷川
2-自-1412	八幡の1	若柳有賀字八幡	H28.3.4	第189号	有賀
2-自-1413	八幡の2	若柳有賀字八幡	H28.3.4	第189号	有賀
2-自-1414	八幡の3	若柳有賀字八幡	H28.3.4	第189号	有賀
2-自-1415	泥畑	若柳有賀字小館	H26.11.14	第919号	有賀
2-自-1416	小館の1	若柳有賀字小館	H28.3.4	第189号	有賀
2-自-1417	小館の2	若柳有賀字小館	H28.3.4	第189号	有賀
2-自-1418	倉沢の1	若柳有賀字倉沢	H28.3.4	第189号	三田鳥
2-自-1419	倉沢の2	若柳有賀字倉沢	H24.10.9	第769号	三田鳥
2-自-1420	新山の1	若柳有賀字新山	H28.3.4	第189号	三田鳥
2-自-1421	新山の2	若柳有賀字新山	H26.11.14	第919号	三田鳥
2-自-1422	町館の3	若柳武鎗字町館、刑部沢	H26.11.14	第919号	上在
2-自-1423	木売沢	若柳武鎗字清水ヶ沢	H26.11.14	第919号	上在
2-自-1424	大久保沢	若柳武鎗字大久保沢	H28.3.4	第189号	上在
1-自-0545	岩ヶ崎	栗駒岩ヶ崎下小路、四日町	H26.11.14	第919号	東方区、 四日町、 下小路
1-自-0546	有賀沢	栗駒桜田蛇壇	H30.10.16	第933号	桜田下
1-自-0547	鷹ノ巣	栗駒文字鷹ノ巣、文字下川原	H24.10.9	第769号	中文字
1-自-0548	西田	栗駒片子沢西田	H27.6.26	第685号	西田
1-自-0549	駒堂前	栗駒文字駒堂前	H27.6.26	第685号	中文字
1-自-0549-2	坪坂下	栗駒文字坪坂下、鷹ノ巣	H24.10.9	第769号	中文字
1-自-0550	批把田	栗駒芋塚批把田	H27.6.26	第685号	芋塚
1-自-1231	裏山	栗駒岩ヶ崎裏山	H18.3.24	第371号	上小路上
1-自-1232	高田	栗駒松倉笹ヶ森	H26.3.24	第234号	三丁
1-自-1544	桐木沢の1	栗駒岩ヶ崎新地ヶ沢	H18.3.24	第371号	上小路上
2-自-1427	宝領西	栗駒稲屋敷上ノ山	H29.11.24	第1039号	宝領
2-自-1428	赤坂	栗駒稲屋敷赤坂	H29.11.24	第1039号	宝領
2-自-1429	貝ヶ森	栗駒中野鍛冶屋沖、貝ヶ森	H29.11.24	第1039号	中野上
2-自-1430	桐木沢の2	栗駒松倉小深田平、栗駒岩ヶ崎岩倉	H24.10.9	第769号	上小路上 若木

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
2-自-1431	桐木沢の3	栗駒岩ヶ崎新土川、岩倉、石塚	H29.11.24	第1039号	上小路上
2-自-1432	上小路	栗駒岩ヶ崎桐木沢、新地ヶ沢、上小路	H29.11.24	第1039号	上小路上
2-自-1433	三島	栗駒岩ヶ崎三島	H29.11.24	第1039号	東方
2-自-1435	放森	栗駒文字放森	H29.11.24	第1039号	下文字
2-自-1436	中山日向	栗駒文字中山日向	H24.10.9	第769号	下文字
2-自-1437	鍛冶屋	栗駒文字鍛冶屋	H29.11.24	第1039号	下文字
2-自-1438	下荒屋敷前	栗駒文字下荒屋敷前	H26.3.24	第234号	下文字
2-自-1439	明神前の1	栗駒文字明神前	H29.11.24	第1039号	下文字
2-自-1440	明神前の2	栗駒文字赤坂、明神前	H29.11.24	第1039号	下文字
2-自-1441	葛峰	栗駒文字葛峰	H27.6.26	第685号	川西
2-自-1442-2	荒砥沢	栗駒文字山下	H24.10.9	第769号	荒砥沢
2-自-1443	硫黄沢	栗駒松倉小深田平、硫黄沢	H29.11.24	第1039号	若木
2-自-1444	小深田	栗駒松倉小深田平、小深田、前	H29.11.24	第1039号	若木
2-自-1445	引矢	栗駒松倉中山、引矢、若木	H29.11.24	第1039号	若木
2-自-1447	日向	栗駒沼倉日向	H29.11.24	第1039号	日照田
2-自-1448	城内	栗駒沼倉城内	H29.11.24	第1039号	滝ノ原
2-自-1449	西小山田	高清水小山田	H28.12.20	第1036号	11区
1-自-0551-1	川口	一迫字川口日影、字川口清水田	H24.10.9	第769号	新町、金田中町
1-自-0551-2	川口	一迫字川口中町、字川口日影	H24.10.9	第769号	新町、金田中町
1-自-0551-3	川口	一迫字川口新町、字川口中町、字川口沢	H24.10.9	第769号	新町、金田中町
1-自-0555	寺前	一迫狐崎寺前	H27.6.26	第685号	狐崎二
1-自-0556	川内	一迫真坂字川内	H24.10.9	第769号	保呂羽
1-自-1545	鍛冶屋	一迫字川口鍛冶屋	H26.11.14	第919号	滝野
2-自-1451	北沢畑	一迫北沢畑	H31.2.26	第141号	畑
2-自-1452	室の沢	一迫北沢室の沢	H31.2.26	第141号	畑
2-自-1453	白山	一迫北沢白山	H31.2.26	第141号	一本松
2-自-1454	大沢	一迫北沢大沢	H31.2.26	第141号	一本松
2-自-1456	宝領の1	一迫字川口山岸、字川口山館	H31.2.26	第141号	川北
2-自-1457	宝領の2	一迫字川口宝領	H26.11.14	第919号	川北
2-自-1458	小倉	一迫字川口小倉、字川口北山	H31.2.26	第141号	川北

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
2-自-1459	一本杉の1	一迫字沢田	H31.2.26	第141号	荒町下
2-自-1460	一本杉の2	一迫字一本杉、字沢田	H31.2.26	第141号	荒町下
2-自-1461	一本杉の3	一迫字一本杉、字沢田	H31.2.26	第141号	荒町下
2-自-1462	大東の1	一迫字大川口大東	H24.10.9	第769号	大川口上
2-自-1463	大東の2	一迫字大川口大東	H24.10.9	第769号	大川口上
2-自-1464	久保田	一迫字宮前、字松の木、字飯の森	H24.10.9	第769号	高橋下
2-人-0091	小古	一迫字大川口小古、字大川口小古下、字大川口町田	H31.2.26	第141号	大川口下
1-自-0557	清水山	瀬峰清水山	H27.6.26	第685号	下富
2-自-1465	小深沢の1	瀬峰小深沢	H31.2.26	第141号	小深沢
2-自-1466	小深沢の2	瀬峰小深沢	H31.2.26	第141号	小深沢
2-自-1467	下田	瀬峰下田	H31.2.26	第142号	下田
2-人-0092-1	小深沢-1	瀬峰小深沢	H31.2.26	第141号	小深沢
2-人-0092-2	小深沢-2	瀬峰小深沢	H31.2.26	第141号	小深沢
3-自-0388	小深沢の3	瀬峰字小深沢	R2.2.25	第130号	小深沢
3-自-0389	小深沢の4	瀬峰字小深沢	R2.2.25	第130号	小深沢
3-自-0390	小深沢の5	瀬峰字小深沢	R2.2.25	第130号	小深沢
3-自-0391	小深沢の6	瀬峰字小深沢	R2.2.25	第130号	小深沢
3-自-0392	小深沢の7	瀬峰字小深沢	R2.2.25	第130号	小深沢
1-自-0563	北沢向	鶯沢南郷北沢向	H27.6.26	第685号	秋法上
1-自-0564-1	原山	鶯沢南郷柳沢	H24.10.9	第769号	秋法下
1-自-0564-2	原山	鶯沢南郷柳沢	H24.10.9	第769号	秋法下
1-自-0565	原山の2	鶯沢南郷原	H27.6.26	第685号	秋法下
1-自-0566-1	菅原	鶯沢北郷早坂	H24.10.9	第769号	日向
1-自-0566-2	菅原	鶯沢北郷早坂	H24.10.9	第769号	日向
1-自-0566-3	菅原	鶯沢北郷早坂	H24.10.9	第769号	日向
1-自-0566-4	菅原	鶯沢北郷早坂	H24.10.9	第769号	日向
1-自-0567	荒町	鶯沢南郷荒町	H24.10.9	第769号	秋法上
1-自-1233	南郷原	鶯沢南郷原	H27.6.26	第685号	秋法下
2-自-1469	上新反田	鶯沢南郷上新反田	H24.10.9	第769号	駒場上
2-自-1470	上川久保	鶯沢南郷上川久保	H29.7.18	第644号	八沢
2-自-1471	元会所	鶯沢南郷野山	H29.7.18	第644号	秋法上
1-自-0568	館下の1	金成有壁館下	H26.11.14	第919号	有壁1

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
1-自-0569	館下の2	金成有壁字館下	H20.6.6	第636号	有壁1、有壁2
1-自-0570	蔵本沢	金成津久毛平形蔵本沢	H28.12.20	第1036号	岩崎平形
1-自-0571	根岸	金成姉齒根岸	H18.3.24	第371号	姉齒上
1-自-0572	小沢田	金成姉齒小沢田	H27.6.26	第685号	姉齒上
1-自-0573	高見山	金成小迫高見山、小迫宿	H28.12.20	第1036号	小迫
1-自-1234	後山	金成小迫後山	H28.12.20	第1036号	小迫
1-自-1546	貴船前の1	金成有壁貴船前	H2611.14	第919号	有壁3
1-自-1547	根岸の2	金成姉齒根岸	H18.3.24	第371号	姉齒上
2-自-1472	根岸の3	金成姉齒根岸	H24.10.9	第769号	姉齒上
2-自-1473-1	根岸の4	金成姉齒根岸	H24.10.9	第769号	姉齒上
2-自-1473-2	根岸の4	金成姉齒根岸	H24.10.9	第770号	姉齒上
2-自-1474	根岸の5	金成姉齒根岸	H30.10.16	第933号	姉齒上
2-自-1475	根岸の6	金成姉齒根岸	H30.10.16	第933号	姉齒上
2-自-1476	根岸の7	金成姉齒字根岸	R2.2.25	第131号	姉齒上
2-自-1477	水押	金成姉齒字水押	R2.2.25	第131号	姉齒下
2-自-1478	滝ノ沢	金成姉齒字滝ノ沢	R2.2.25	第131号	姉齒上
2-自-1479	西大寺の1	金成沢辺西大寺	H26.11.14	第919号	宇南
2-自-1480	西大寺の2	金成沢辺西大寺	H30.10.16	第933号	宇南
2-自-1481	大久保沢の1	金成長根沢、大久保沢	H26.11.14	第919号	東
2-自-1482	大久保沢の2	金成大久保沢	H31.2.26	第142号	東
2-自-1483	大久保沢の3	金成大久保沢	H31.2.26	第142号	東
2-自-1484	大久保沢の4	金成大久保沢	H24.10.9	第769号	東
2-自-1485	大久保沢の5	金成大久保沢	H26.11.14	第919号	東
2-自-1486-1	大久保沢の6-1	金成大久保沢	H31.2.26	第142号	東
2-自-1486-2	大久保沢の6-2	金成大久保沢	H31.2.26	第142号	東
2-自-1487	長館	金成長根沢	H26.11.14	第919号	東
2-自-1489	長根沢の2	金成長根沢	H31.2.26	第142号	東
2-自-1490	長根沢の3	金成長根沢、館下	H31.2.26	第142号	東
2-自-1491	花館の1	金成小迫宿	H26.11.14	第919号	小迫
2-自-1492	花館の2	金成小迫字花館	R2.2.25	第131号	小迫

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
2-自-1493	花館の3	金成小迫字花館	R2. 2. 25	第131号	小迫
2-自-1494	山ノ神の1	金成小迫山神	H31. 2. 26	第142号	小迫
2-自-1495-1	山ノ神の2	金成小迫山神	H24. 10. 9	第769号	小迫
2-自-1495-2	山ノ神の2	金成小迫山神	H24. 10. 9	第769号	小迫
2-自-1495-3	山ノ神の2	金成小迫山神	H24. 10. 9	第769号	小迫
2-自-1497	日向田の1	金成字日向田	R2. 2. 25	第131号	北
2-自-1498	中崎	金成小迫字中崎	R2. 2. 25	第131号	北
2-自-1499	後山の2	金成小迫後山	H31. 2. 26	第142号	小迫
2-自-1500	後山の3	金成小迫字後山	R2. 2. 25	第131号	小迫
2-自-1501	小坊沢	金成小迫字小坊沢	R2. 2. 25	第131号	岩崎平形
2-自-1502	中沢	金成小迫字中沢	R2. 2. 25	第131号	小迫
2-自-1503	山畑	金成津久毛字岩崎山畑	R2. 2. 25	第131号	岩崎平形
2-自-1504	漆沢の1	金成津久毛字岩崎漆沢	R2. 2. 25	第131号	岩崎平形
2-自-1505	漆沢の2	金成津久毛字岩崎漆沢	R2. 2. 25	第131号	岩崎平形
2-自-1506	漆沢の3	金成津久毛字岩崎漆沢	R2. 2. 25	第131号	岩崎平形
2-自-1507	山根の1	金成津久毛岩崎山根	H26. 11. 14	第919号	岩崎平形
2-自-1508	山根の2	金成津久毛岩崎山根	H24. 10. 9	第769号	岩崎平形
2-自-1509	山根の3	金成津久毛岩崎山根	H31. 2. 26	第142号	岩崎平形
2-自-1510	山根の4	金成津久毛岩崎山根	H31. 2. 26	第142号	岩崎平形
2-自-1511	山根の5	金成津久毛岩崎山根	H31. 2. 26	第142号	岩崎平形
2-自-1512	蔵本沢の2	金成津久毛平形蔵本沢	H24. 10. 9	第769号	岩崎平形
2-自-1513	堂場沢	金成津久毛平形堂場沢	H31. 2. 26	第142号	岩崎平形
2-自-1514	烏小沢	金成津久毛字平形烏小沢	R2. 2. 25	第131号	岩崎平形
2-自-1515	下富田の1	金成字下富田、上富田	R2. 2. 25	第131号	畑1
2-自-1516	下富田の2	金成字下富田、上富田	R2. 2. 25	第131号	畑1
2-自-1517	日向	金成字日向	R2. 2. 25	第131号	畑1
2-自-1518	爪木沢	金成爪木沢	H30. 10. 16	第933号	畑2
2-自-1519	要害前	金成赤児館前、入ノ沢	H30. 10. 16	第933号	赤児
2-自-1520	普賢前	金成普賢堂普賢前	H24. 10. 9	第769号	普賢堂
2-自-1521	石法花	金成片馬合石法花、白山	H30. 10. 16	第933号	上片馬合
2-自-1522	長泥の1	金成片馬合長泥、沖	H30. 10. 16	第933号	下片馬合
2-自-1523	下吉目木1	金成片馬合下吉目木、櫛	H30. 10. 16	第933号	上片馬合
2-自-1524	下吉目木2	金成片馬合下吉目木、長泥	H30. 10. 16	第933号	上片馬合

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
2-自-1525	下吉目木3	金成片馬合下吉目木	H30.10.16	第933号	上片馬合
2-自-1526	上吉目木	金成片馬合上吉目木	H24.10.9	第769号	上片馬合
2-自-1527	長泥の2	金成片馬合手柄	H30.10.16	第933号	下片馬合
2-自-1528	手柄の1	金成片馬合手柄	H30.10.16	第933号	下片馬合
2-自-1529	手柄の2	金成片馬合手柄	H30.10.16	第933号	下片馬合
2-自-1530	櫛崎	金成有壁櫛崎、片馬合根岸	H30.10.16	第933号	有壁1
2-自-1531	大日前の1	金成有壁大日前	H30.10.16	第933号	有壁1
2-自-1532	大日前の2	金成有壁字大日前	R2.2.25	第131号	有壁1
2-自-1533	大日前の3	金成有壁大日前	H30.10.16	第933号	有壁1
2-自-1534	大日前の4	金成有壁大日前	H30.10.16	第933号	有壁1
2-自-1535	下大沢田	金成有壁字下大沢田	R2.2.25	第131号	有壁1
2-自-1536	片馬合根岸	金成片馬合根岸、沖	H30.10.16	第933号	下片馬合
2-自-1537	館下の3	金成有壁館下	H26.11.14	第919号	有壁1
2-自-1538	館下の4	金成有壁館下	H26.11.14	第919号	有壁1
2-自-1539	伊勢堂の1	金成有壁伊勢堂	H30.10.16	第933号	有壁2
2-自-1540	伊勢堂の2	金成有壁伊勢堂	H30.10.16	第933号	有壁2
2-自-1541	伊勢堂の3	金成有壁伊勢堂、館下	H30.10.16	第933号	有壁2
2-自-1542	貴船前の2	金成有壁貴船前	H30.10.16	第933号	有壁3
2-自-1543	貴船前の3	金成有壁狼ノ掛	H30.10.16	第933号	有壁3
2-自-1544	清水尻	金成藤渡戸清水尻	H30.10.16	第933号	藤渡戸
2-自-1545	宇内沢	金成末野宇内沢	H30.10.16	第933号	末野
2-自-1546	日向田の2	金成日向田	H24.10.9	第769号	北
2-自-1548	平治屋敷	金成三沢	H30.10.16	第933号	東
2-人-0094	中沢前	金成姉齒字中沢前	R2.2.25	第131号	姉齒下
2-人-0095	岩崎	金成津久毛字岩崎菜畑沢	R2.2.25	第131号	岩崎平形
2-人-0096	蔵本沢	金成津久毛平形蔵本沢	H31.2.26	第142号	岩崎平形
2-人-0097	山根の1	金成津久毛岩崎山根	H31.2.26	第142号	岩崎平形
2-人-0098	山根の2	金成津久毛岩崎山根	H26.11.14	第919号	岩崎平形
2-人-0099	西大寺	金成沢辺字西大寺	R2.2.25	第131号	宇南
2-人-0100	日向山	金成末野要害前	H30.10.16	第933号	末野
2-人-0101	下大沢田	金成有壁下大沢田	H30.10.16	第933号	有壁1
2-人-0102	大日前の1	金成有壁大日前	H30.10.16	第933号	有壁1
2-人-0103	大日前の2	金成有壁大日前	H30.10.16	第933号	有壁1

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
2-人-0104	館下	金成有壁館下	H30.10.16	第933号	有壁1
2-人-0105	伊勢堂	金成有壁伊勢堂、館下	H30.10.16	第933号	有壁2
2-人-0106	根岸	金成片馬合根岸	H30.10.16	第933号	下片馬合
2-人-0107	八坂	金成片馬合八坂	H30.10.16	第933号	下片馬合
2-自-1550	蓬田	志波姫南郷蓬田	H31.2.26	第141号	熊谷
1-自-0574	宿	花山字草木沢宿	H27.6.26	第685号	宿
1-自-0575	赤坂	花山字草木沢赤坂	H28.3.4	第189号	程野
1-自-0576	程野	花山字草木沢荒神前	H26.3.24	第234号	程野
1-自-0577	富ノ原	花山字本沢富ノ原	H26.3.24	第234号	北ノ前
1-自-0578	温湯の1	花山字本沢温湯	H26.3.24	第234号	浅布
1-自-0579	温湯の2	花山字本沢温湯	H26.3.24	第234号	浅布
1-自-1235	山下	花山字本沢鯨ヶ森	H26.3.24	第234号	天ヶ沢
1-自-1548	北山	花山字草木沢北山	H28.3.4	第189号	小豆畑
2-自-1551	川原町の1	花山字草木沢川原町、草木沢岩城山	H30.10.16	第933号	宿
2-自-1552	川原町の2	花山字草木沢川原町、草木沢岩城山	H30.10.16	第933号	宿
2-自-1553	程野の2	花山字草木沢程野	H26.3.24	第234号	程野
2-自-1554	程野の3	花山字草木沢程野	H26.3.24	第234号	程野
2-自-1555	坂下	花山字草木沢角間、草木沢坂下	R2.2.25	第130号	小豆畑
2-自-1556	大平	花山字草木沢日向山、草木沢大平	R2.2.25	第130号	大笹
2-自-1557-2	角間	花山字草木沢角間	H24.10.9	第769号	小豆畑
2-自-1557-3	角間	花山字草木沢角間	H24.10.9	第769号	小豆畑
2-自-1558	角間の2	花山字草木沢角間	H30.10.16	第933号	小豆畑
2-自-1559	角間の3	花山字草木沢角間	H30.10.16	第933号	小豆畑
2-自-1560	松ノ原	花山字本沢佐中、本沢松田、本沢上関屋	R2.2.25	第130号	松ノ原
2-自-1561	佐中	花山字本沢佐中	H24.10.9	第769号	松ノ原
2-自-1562	金沢	花山字本沢金沢	H24.10.9	第769号	金沢
2-自-1562-2	金沢	花山字本沢金沢	H24.10.9	第769号	金沢
2-自-1562-3	金沢	花山字本沢金沢	H24.10.9	第769号	金沢
2-自-1563	温湯の3	花山字本沢温湯	H30.10.16	第933号	浅布
2-自-1564	温湯の4	花山字本沢温湯	H26.3.24	第234号	浅布
—	滝ノ沢	花山字本沢滝ノ沢	H24.10.9	第769号	小豆畑

8-3 土砂災害(特別)警戒区域等指定箇所(地すべり)

※宮城県土木部防災砂防課ホームページ「土砂災害警戒区域等指定箇所(栗原市)」より

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	行政区
093	本木	築館字上宮野台、上宮野本城、上宮野本木、上宮野屋敷前、下宮野八幡下	R2. 2. 25	第 131 号	本木
094	小横道	一迫片子沢小横道	H28. 3. 4	第 190 号	片子沢
095	武鎗	若柳武鎗字町館	H28. 12. 20	第 1037 号	町館
096	鹿ノ沢	若柳武鎗字鹿ノ沢	H28. 3. 4	第 190 号	下在
097	宿	花山字草木沢宿、箕ノ口	H28. 12. 20	第 1037 号	宿
098	天ヶ沢	花山字本沢天ヶ沢	H28. 3. 4	第 190 号	天ヶ沢
099	砥沢	花山字本沢沼山	H28. 3. 4	第 190 号	北ノ前
100	油畑沢	栗駒鳥沢油畑沢	H28. 3. 4	第 190 号	鳥沢南
101	田代	栗駒鳥沢山神	H28. 3. 4	第 190 号	鳥沢北
102	山口	栗駒文字山口	H28. 3. 4	第 190 号	山口
103	日影森	栗駒文字高平	H28. 3. 4	第 190 号	新田
農水-2	海草 1	栗駒文字海草、上向	R2. 2. 25	第 131 号	山口
農水-4	館下	築館字薬師ヶ丘、薬師台、館下、館沢、萩沢東、荒田沢、西小山	R2. 2. 25	第 131 号	館下
農水-19	釜沢	栗駒鳥沢字釜沢	R2. 2. 25	第 131 号	鳥沢下
農水-20	桐木	栗駒岩ヶ崎字桐木沢	R2. 2. 25	第 131 号	上小路上
農水-21	蟹沢	栗駒文字字蟹沢、下堰下、小倉、沼前、土喰場、馬立場	R2. 2. 25	第 131 号	山口
農水-22	海草 2	栗駒文字海草	R2. 2. 25	第 131 号	角ヶ崎
農水-23	割沼	栗駒松倉字西山	R2. 2. 25	第 131 号	三丁
農水-24	古吹平沢	栗駒文字鍛冶屋	R2. 2. 25	第 131 号	下文字
農水-25	山内	花山字本沢猪ノ沢、本沢浅布	R2. 2. 25	第 131 号	松ノ原
農水-26	穴ノ原	花山字本沢穴ノ原、本沢切留	R2. 2. 25	第 131 号	浅布

8-4 山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊危険地区）

箇所番号	地区名	所在地	行政区	調査地区の面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-0001	秋山上	築館字上宮野秋山	秋山	1.00	1			C	有
213-0002	秋山下	築館字上宮野秋山	秋山	4.00	22		有	B	有
213-0003	白坂	築館字上宮野白坂	秋山	1.00	9		有	C	有
213-0004	町裏	築館字下宮野町	宮野下町	2.00	75		有	B	有
213-0005	下宮野	築館字下宮野町尻	宮野下町	5.00	20		有	A	有
213-0006	薬師台	築館字薬師ヶ丘	萩沢	2.00	11		有	B	有
213-1001	木壳沢北	若柳武鎗字木壳沢	上在	4.00	0		有	C	有
213-1002	木壳沢南	若柳武鎗字木壳沢	上在	1.00	4			C	有
213-1003	山京	若柳有賀字山京	三田鳥	1.00	0		有	C	有
213-1004	新山沢	若柳有賀字新山	三田鳥	3.00	0		有	C	
213-1005	大沢	若柳有賀字新山	三田鳥	1.00	0		有	C	
213-2001	深谷	栗駒深谷本桐	深谷	4.00	2			C	
213-2010	油畑沢	栗駒鳥沢油畑沢	鳥沢南	4.00	18	有	有	A	有
213-2011	梅田	栗駒鳥沢梅田	鳥沢南	3.00	3		有	C	有
213-2012	末町	栗駒岩ヶ崎三島	東方区	1.00	15		有	B	有
213-2013	小学校裏	栗駒岩ヶ崎新地ヶ沢	上小路上	5.00	46	有	有	B	有
213-2014	館山	栗駒岩ヶ崎新地ヶ沢	上小路上	4.00	6		有	C	
213-2015	小深田平	栗駒松倉小深田平	若木	2.00	6		有	B	
213-2016	小深田	栗駒松倉仮松部	若木	9.00	44	有	有	A	有
213-2017	引矢	栗駒松倉中山	若木	4.00	6		有	A	
213-2018	中山	栗駒松倉中山	若木	10.00	3			A	有
213-2019	金丁	栗駒松倉西山	三丁	2.00	5		有	A	有
213-2002	田代	栗駒鳥沢山子下	鳥沢北	1.00	0		有	C	有
213-2020	西山	栗駒松倉西山	三丁	9.00	1	有	有	A	有
213-2021	根岸	栗駒松倉笹ヶ森	三丁	9.00	7		有	A	有
213-2022	栗駒小学校裏	栗駒松倉笹ヶ森	三丁	2.00	4		有	B	有
213-2023	九度沢	栗駒沼倉東沼ヶ森	滝ノ原	2.00	0		有	C	有

⑤ 8-4 山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊危険地区）

箇所番号	地区名	所在地	行政区	調査地区の面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-2024	薄木	栗駒沼倉放森	滝ノ原	7.00	1	有	有	A	有
213-2025	高橋	栗駒文字鷹ノ巣	中文字	6.00	4		有	A	有
213-2026	宮口	栗駒文字鷹ノ巣	中文字	4.00	8		有	A	有
213-2027	山口	栗駒文字山口	山口	2.00	11		有	A	有
213-2028	小手	栗駒文字小手	山口	3.00	7	有	有	B	
213-2029	深渡戸	栗駒文字深渡戸	下文字	2.00	28	有	有	A	
213-2003	早坂	栗駒鳥沢早坂	鳥沢下	6.00	8	有	有	A	有
213-2030	中山	栗駒文字中山日向	下文字	6.00	21	有	有	A	有
213-2031	中山東	栗駒文字大町	下文字	2.00	4		有	A	有
213-2032	鍛冶屋	栗駒文字鍛冶屋	下文字	2.00	13	有	有	A	有
213-2033	鍛冶屋南	栗駒文字鍛冶屋	下文字	1.00	19	有	有	B	有
213-2034	放森	栗駒文字放森	下文字	2.00	11	有	有	A	有
213-2035	鳥沢	栗駒鳥沢新田	鳥沢下	1.00	2		有	C	
213-2036	鳥沢3	栗駒鳥沢の場	鳥沢下	9.00	2		有	C	有
213-2038	鷹ノ巣	栗駒文字鷹ノ巣	中文字	7.00	3		有	C	有
213-2040	放森	栗駒沼倉放森	滝ノ原	3.00	2		有	C	有
213-2041	笹ヶ森2	栗駒松倉笹ヶ森	三丁	1.00	0		有	A	有
213-2004	湯沢	栗駒鳥沢新田	鳥沢下	13.00	1		有	A	有
213-2005	湯沢西	栗駒鳥沢新田	鳥沢下	6.00	1		有	C	有
213-2006	湯沢南	栗駒鳥沢の場	鳥沢下	6.00	3		有	B	
213-2007	不動堂	栗駒鳥沢不動堂	鳥沢北	1.00	1		有	C	有
213-2008	鳥沢	栗駒鳥沢湯ノ沢	鳥沢下	2.00	3			C	有
213-2009	鳥谷小学校裏	栗駒鳥沢の場	鳥沢下	2.00	0		有	C	
213-4001	北山	一迫字川口北山	川北	2.00	12			A	有
213-4010	滝野	一迫字川口内山	滝野	1.00	25		有	B	有
213-4011	寺東北	一迫北沢金沢	畑	1.00	0		有	C	有
213-4012	一迫	一迫字山崎	高橋下	2.82	3		有	A	有
213-4002	新町	一迫字川口沢	新町	1.00	50	有	有	B	有
213-4003	沢山	一迫字川口沢	新町	4.00	139		有	B	有
213-4004	東町	一迫字川口沢	新町	3.00	117		有	B	有

箇所番号	地区名	所在地	行政区	調査地区の面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-4005	川台	一迫字不動西	荒町上	1.00	22	有	有	B	
213-4006	小僧	一迫字荒町	荒町上	1.00	11	有	有	B	
213-4007	寺坂下	一迫真坂字寺下	本町	2.00	14		有	B	有
213-4008	寺東	一迫真坂字寺東	姫松南沢	6.00	0		有	B	有
213-4009	高畑	一迫柳目字高畑	竹の内	5.00	7		有	C	有
213-6001	早坂	鶯沢北郷早坂	日向	7.00	20	有	有	B	有
213-6002	久保山	鶯沢南郷久保山	八沢	1.00	0		有	C	
213-6003	秋法	鶯沢南郷大竹	秋法下	3.00	47	有	有	A	有
213-6004	荒町	鶯沢南郷荒町	秋法上	3.00	11	有	有	B	有
213-6005	野山	鶯沢南郷野山	秋法上	4.00	4	有	有	B	有
213-7001	若宮	金成末野館下	末野	2.00	7			C	有
213-7010	長竹沢下	金成片馬合櫛	下片馬合	1.00	2		有	C	
213-7011	長竹沢中	金成片馬合長竹	上片馬合	2.00	0		有	C	
213-7012	長竹沢上	金成片馬合長竹	上片馬合	1.00	0		有	C	
213-7013	大沢田沢	金成津久毛岩崎大沢田	岩崎平形	1.00	10		有	B	
213-7014	山神	金成小迫山神	小迫	6.00	42	有	有	B	
213-7015	根岸南	金成姉齒根岸	姉齒上	4.00	18			B	有
213-7016	寺沢	金成沢辺寺沢	沢辺下	1.00	1			C	有
213-7017	姉齒	金成姉齒根岸	姉齒上	1.00	10			A	
213-7002	有壁南	金成末野上浦山	末野	3.00	1		有	C	
213-7003	後沢	金成有壁前沢田	有壁2	1.00	2			C	
213-7004	上原前	金成有壁伊勢堂	有壁2	2.00	2			C	有
213-7005	根岸	金成片馬合根岸	下片馬合	2.00	18			B	
213-7006	原	金成片馬合原	下片馬合	3.00	4		有	C	有
213-7007	佐野原	金成片馬合佐野原	下片馬合	2.00	0	有	有	B	有
213-7008	八坂	金成片馬合手柄	下片馬合	4.00	20			A	
213-7009	吉目木沢	金成片馬合下吉目木	上片馬合	2.00	3		有	C	有
213-9001	温湯上	花山字本沢温湯	浅布	7.00	39	有	有	B	有
213-9010	金沢上	花山字本沢金沢	金沢	4.00	5	有	有	A	有
213-9011	金沢下	花山字本沢金沢	金沢	3.00	7	有	有	A	有

⑤ 8-4 山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊危険地区）

箇所番号	地区名	所在地	行政区	調査地区の面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-9012	越戸	花山字本沢佐中	松ノ原	3.00	6		有	A	有
213-9013	日向山	花山字本沢佐中	松ノ原	4.00	40		有	A	有
213-9014	北の前	花山字本沢富ノ原	北ノ前	1.00	1			C	有
213-9015	萩の原	花山字本沢萩ノ原	北ノ前	1.00	7		有	C	有
213-9016	虚空蔵	花山字本沢花山沢	花山沢	1.00	13	有	有	A	有
213-9017	鯨森A	花山字本沢天ヶ沢	天ヶ沢	1.00	0		有	A	有
213-9018	鯨森B	花山字本沢天ヶ沢	天ヶ沢	4.00	0	有	有	A	有
213-9019	原井田	花山字草木沢箕ノ口館	宿	8.00	34		有	A	有
213-9002	温湯	花山字本沢温湯	浅布	1.00	37	有	有	A	有
213-9020	箕口館	花山字草木沢箕ノ口館	宿	2.00	38		有	A	有
213-9021	程野	花山字草木沢程野前	程野	3.00	19		有	B	有
213-9022	赤坂	花山字草木沢宮ノ木裏	程野	2.00	11		有	B	有
213-9023	芦の口	花山字草木沢北山	荒谷	1.00	4		有	C	有
213-9025	早坂	花山字本沢早坂	金沢	2.00	3			B	有
213-9026	沼山	花山字本沢沼山	北ノ前	6.00	6		有	B	有
213-9027	砥沢	花山字本沢沼山	北ノ前	2.00	0		有	B	有
213-9028	上原	花山字草木沢上原	上原	10.00	0		有	B	有
213-9033	上沼	花山字草木沢角間	小豆畑	16.00	7		有	B	有
213-9034	大田	花山字本沢早坂	金沢	1.00	1			A	有
213-9035	金沢	花山字本沢金沢	金沢	4.00	0			B	有
213-9036	沼山	花山字本沢虚空蔵	北ノ前	6.00	12			A	有
213-9003	御番所裏	花山字本沢温湯	浅布	3.00	24	有	有	A	有
213-9004	温湯学校裏	花山字本沢温湯	浅布	3.00	0		有	B	有
213-9005	切留	花山字本沢切留	浅布	2.00	2		有	B	有
213-9006	小川原	花山字本沢小川原	浅布	13.00	4		有	A	有
213-9007	山内	花山字本沢猪ノ沢	浅布	4.00	34		有	A	有
213-9008	坂下	花山字本沢熊倉	中村	25.00	4		有	A	有
213-9009	中村	花山字本沢中村	中村	4.00	31	有	有	A	

8-5 山地災害危険地区一覧表（地すべり危険地区）

箇所番号	地区名	所在地	行政区	面積	保全対象 （人家戸数）	公共施設の有無	道路	ランク	保安林指定の有無	地すべり防止区域
213-2001	釜沢	栗駒鳥沢釜沢 外	鳥沢下	23.80	2		有	B	有	有
213-2002	桐木	栗駒岩ヶ崎桐木沢	上小路上	33.10	131		有	A	有	有
213-2003	洞万	栗駒沼倉西沼ヶ森	滝ノ原	169.32	0	有	有	A	有	有
213-2004	駒堂1	栗駒文字駒堂 外	角ヶ崎	24.74	0		有	B	有	有
213-2005	蟹沢	栗駒文字蟹沢	山口	239.28	33	有	有	A	有	有
213-2006	海草	栗駒文字海草	角ヶ崎	45.80	0	有	有	A	有	有
213-2007	割沼	栗駒松倉西山	三丁	60.00	14	有	有	A	有	有
213-2008	駒堂2	栗駒文字新田	新田	10.00	0		有	B	有	有
213-2009	古吹平沢	栗駒文字鍛冶屋	下文字	10.17	3	有		A	有	有
213-9001	山内	花山本沢猪ノ沢 外	浅布	49.70	64	有	有	A	有	有
213-9002	穴ノ原	花山本沢穴ノ原	浅布	32.20	4			C		有

8-6 山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出危険地区）

箇所番号	地区名	所在地	行政区	危険地区面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-1001	木売沢	若柳武鎗字木売沢	上在	0.28	29		有	B	有
213-1002	平泉沢	若柳有賀字新山	三田鳥	0.57	84	有	有	B	有
213-2001	新湯沢	栗駒沼倉耕英東	耕英	0.17	6			C	有
213-2002	小谷地沢	栗駒深谷小谷地	深谷	0.35	110	有	有	B	有
213-2003	五輪沢	栗駒文字放森	下文字	0.58	9	有	有	B	有
213-2004	本郷沢	栗駒深谷大日向	深谷	0.27	7	有	有	B	有
213-2005	荻の沢	栗駒深谷大日向	深谷	0.25	24	有	有	B	有
213-2006	三貴沢	栗駒深谷本桐	深谷	1.42	15	有	有	B	有
213-2007	御産前沢	栗駒深谷大日向	深谷	0.45	5	有	有	B	有
213-2008	深沢	栗駒鳥沢深沢	鳥沢下	0.18	15	有	有	B	有
213-2009	鳥沢	栗駒鳥沢早坂	鳥沢下	0.57	23	有	有	B	有
213-2010	新山沢	栗駒鳥沢畑前	鳥沢下	0.72	43	有	有	B	有
213-2011	新山	栗駒鳥沢新山前	鳥沢北	1.08	7	有	有	A	有
213-2012	ざくずれ沢	栗駒鳥沢油畑沢	鳥沢南	0.20	13	有	有	B	有
213-2013	梅田沢	栗駒鳥沢梅田	鳥沢南	0.38	48	有	有	B	有
213-2014	裏山	栗駒岩ヶ崎三島	東方区	0.21	152	有	有	B	有
213-2015	新知ヶ沢	栗駒岩ヶ崎新地ヶ沢	上小路上	*	1303	有	有	B	有
213-2016	桐木沢	栗駒岩ヶ崎桐木沢	上小路上	0.60	1252		有	B	有
213-2017	一本杉沢	栗駒松倉小深田平	若木	0.85	1264	有	有	B	有
213-2018	駒崎	栗駒中野貝ヶ森	中野上	0.11	34	有	有	B	有
213-2019	西山沢	栗駒松倉西山	三丁	1.60	3	有	有	A	有
213-2020	笹ヶ森沢	栗駒松倉笹ヶ森	若木	0.04	39	有	有	B	有
213-2021	貴船沢	栗駒松倉笹ヶ森	若木	0.40	23	有	有	B	有
213-2022	木鉢沢	栗駒沼倉木鉢	馬場	5.30	3	有	有	B	有
213-2023	万代沢	栗駒沼倉岩下	日照田	0.32	90	有	有	A	有
213-2024	中賤（財）	栗駒沼倉上ノ山	日照田	0.07	66	有	有	A	
213-2025	火の沢	栗駒沼倉火ノ沢	日照田	0.69	8		有	B	有

箇所番号	地区名	所在地	行政区	危険地区面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-2026	都田	栗駒沼倉似仙	日照田	2.46	21	有	有	A	有
213-2027	九渡沢	栗駒沼倉東沼ヶ森	滝ノ原	3.62	0	有	有	A	有
213-2028	洞万沢	栗駒沼倉西沼ヶ森	滝ノ原	*	0	有	有	B	有
213-2029	根堀沢	栗駒沼倉西沼ヶ森	滝ノ原	0.91	0		有	A	有
213-2030	岩ノ目沢	栗駒沼倉西沼ヶ森	滝ノ原	2.47	0		有	C	有
213-2031	柳沢	栗駒沼倉耕英東	耕英	11.49	0	有	有	B	有
213-2032	岩魚沢	栗駒沼倉耕英中	耕英	13.20	0	有	有	A	有
213-2033	御沢	栗駒沼倉耕英中	耕英	11.25	0		有	B	有
213-2034	冷沢	栗駒沼倉耕英南	耕英	7.10	0	有	有	A	有
213-2035	石株沢	栗駒文字荒砥沢	荒砥沢	7.32	2	有	有	A	有
213-2036	山下沢	栗駒文字山下	荒砥沢	0.97	12	有	有	B	有
213-2037	板ヶ沢	栗駒文字山下	荒砥沢	2.18	0	有	有	A	有
213-2038	皿亀沢	栗駒文字高平	新田	11.02	4	有	有	A	有
213-2039	大槻	栗駒文字大槻	新田	0.84	28	有	有	B	有
213-2040	湯舟沢	栗駒文字新田	新田	0.68	11	有	有	B	有
213-2041	二又沢	栗駒文字上向	新田	2.79	3		有	C	有
213-2042	駒堂沢	栗駒文字向田	角ヶ崎	2.75	8	有	有	B	有
213-2043	海草沢	栗駒文字海草	角ヶ崎	1.35	0	有	有	A	有
213-2044	二本木沢	栗駒文字加賀堂	角ヶ崎	2.47	83	有	有	B	有
213-2045	津花沢	栗駒文字津花	川西	1.22	1	有	有	B	有
213-2046	戸井沢	栗駒文字東戸井沢	川東	0.77	2	有	有	A	有
213-2047	七曲沢	栗駒文字七曲	川西	0.26	42	有	有	B	有
213-2048	細越沢	栗駒文字細越	川西	1.06	21	有	有	B	有
213-2049	岩井田沢	栗駒文字葛峰	川西	1.16	33	有	有	B	有
213-2050	山口沢	栗駒文字上山口	山口	0.36	11	有	有	B	有
213-2051	西山口沢	栗駒文字上山口	山口	1.67	26	有	有	B	有
213-2053	古吹平沢	栗駒文字鍛冶屋	下文字	5.03	11	有	有	A	有
213-2054	小手沢	栗駒文字小手	山口	7.34	7	有	有	A	有
213-2055	内峯沢	栗駒文字荒屋敷前	下文字	0.47	56	有	有	B	有

箇所番号	地区名	所在地	行政区	危険地区面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-2056	深渡戸沢	栗駒文字深渡戸	下文字	0.34	16	有	有	B	有
213-2057	鍛冶屋沢	栗駒文字鍛冶屋	下文字	*	61	有	有	A	有
213-2058	まぐさ森沢	栗駒沼倉耕英南	耕英	1.20	6	有	有	A	有
213-2059	薄木沢	栗駒沼倉薄木	滝ノ原	0.43	0		有	C	有
213-2060	薄木沢2	栗駒沼倉玉山	滝ノ原	2.56	0		有	C	有
213-2062	宗七坂沢	栗駒沼倉玉山	滝ノ原	0.57	0		有	C	有
213-2063	留岡	栗駒沼倉黒滝	馬場	0.33	101	有	有	A	有
213-2064	割沼	栗駒松倉西山	三丁	0.91	3	有	有	A	有
213-2065	山子	栗駒鳥沢不動堂	鳥沢北	0.80	8	有	有	B	有
213-2066	高平	栗駒文字荒砥沢	荒砥沢	0.58	0	有	有	A	有
213-2067	蟹沢	栗駒文字上山口	山口	6.95	3	有	有	A	有
213-2068	小岩魚沢	栗駒沼倉耕英中	耕英	0.80	0		有	C	有
213-2069	脇の下沢	栗駒文字鍛冶屋	下文字	1.08	32	有	有	B	有
213-2070	鍛冶屋沢西	栗駒文字鍛冶屋	下文字	0.08	26	有	有	B	有
213-2071	山田	栗駒松倉笹ヶ森	若木	2.27	3	有	有	B	有
213-2075	大明神	栗駒文字大明神	中文字	*	41	有	有	B	有
213-2076	荒砥沢	栗駒文字荒砥沢	荒砥沢	*	0	有	有	B	有
213-2077	明神沢	栗駒文字荒砥沢	荒砥沢	1.98	1		有	A	有
213-2078	明神沢	栗駒文字荒砥沢	荒砥沢	0.54	1	有	有	B	有
213-2079	中野	栗駒中野滝沢	中野上	*	0		有	C	有
213-2080	中野2	栗駒中野滝沢	中野上	*	3		有	C	有
213-2082	放森	栗駒沼倉放森	滝ノ原	0.89	1	有	有	B	有
213-4001	サブ沢	一迫字不動西	荒町上	1.51	2		有	C	有
213-4002	堂ヶ沢	一迫字川台	荒町上	0.97	45	有	有	B	有
213-4003	西沢	一迫字西沢	荒町上	1.05	30	有	有	B	有
213-4004	岩ヶ沢	一迫字山沢	荒町上	0.14	34	有	有	B	有
213-4005	沢山沢	一迫字川口沢山	新町	0.08	265	有	有	B	有
213-4006	上滝野	一迫字川口内山	滝野	0.13	213	有	有	B	
213-4007	西沢	一迫字西沢	荒町上	0.16	21	有	有	B	有

箇所番号	地区名	所在地	行政区	危険地区面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-4008	小倉	一迫字川口北山	川北	0.84	127	有	有	B	有
213-4009	寒風沢	一迫字不動西	荒町上	0.29	22	有	有	B	有
213-4010	小倉沢	一迫字川口北山	川北	0.26	258	有	有	A	有
213-4011	井戸沢	一迫字川口北山	川北	0.80	201	有	有	B	有
213-4012	山岸沢	一迫字川口山館	川北	0.31	102	有	有	B	有
213-4013	山畑沢	一迫字嶋躰山畑	川北	1.56	36	有	有	B	有
213-4014	館浦	一迫字嶋躰山畑	川北	1.06	82	有	有	B	
213-4015	山下沢	一迫字嶋躰小山下	川北	0.04	112	有	有	B	有
213-4016	清水ケ袋	一迫真坂字清水ケ袋	輝井	0.25	399	有	有	B	有
213-4017	上大土	一迫字論田	荒町上	1.15	16	有	有	B	有
213-4018	川台	一迫字不動西	荒町上	1.51	52	有	有	B	有
213-4019	明神沢	一迫字明神沢	荒町上	0.97	7	有	有	B	有
213-4020	大栗	一迫字岩ケ沢	荒町上	0.79	6	有	有	B	有
213-4021	館浦	一迫字嶋躰館浦	大崩	1.35	11	有	有	B	
213-6001	飯森	鶯沢南郷洞泉寺	八沢	0.41	286	有	有	B	有
213-6002	下飯森	鶯沢南郷洞泉寺	八沢	0.36	190	有	有	B	有
213-6003	天狗沢	鶯沢南郷遠堀	駒場上	*	395	有	有	B	有
213-6004	柳沢	鶯沢南郷野山	秋法上	0.34	222	有	有	B	有
213-6005	鉾山裏	鶯沢南郷野山	秋法上	0.25	206	有	有	B	有
213-6006	鉛川	鶯沢南郷野山	秋法上	0.09	236	有	有	B	有
213-6007	富士の沢	鶯沢南郷野山	秋法上	0.77	122	有	有	B	有
213-6008	北の沢	鶯沢南郷野山	秋法上	2.23	27	有	有	A	有
213-6009	千貫目沢	鶯沢南郷野山	秋法上	0.34	56	有	有	B	有
213-6010	鹿の子沢	鶯沢南郷野山	秋法上	1.99	4		有	C	有
213-6011	一貫目沢	鶯沢南郷四ツ岩	秋法上	3.46	16	有	有	B	有
213-6012	南沢	鶯沢南郷四ツ石	秋法上	0.13	37	有	有	B	有
213-6013	藤沢	鶯沢南郷上藤沢	駒場上	0.18	3	有	有	B	有
213-6014	塩釜沢	鶯沢袋中筋根	袋	0.52	289	有	有	B	有
213-6015	大土森	鶯沢南郷野山	秋法上	0.25	8	有	有	B	有

箇所番号	地区名	所在地	行政区	危険地区面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-6016	細倉	鶯沢南郷大竹	秋法下	0.01	100	有	有	B	有
213-6017	南郷野山沢	鶯沢南郷野山	秋法上	2.57	29	有	有	A	有
213-6018	北郷沢	鶯沢北郷境塚	八沢	0.82	187	有	有	B	有
213-6019	早坂	鶯沢北郷早坂	日向	0.07	226	有	有	B	有
213-7001	若宮沢	金成末野若宮	末野	0.14	23	有	有	B	有
213-7002	伊勢堂沢	金成有壁伊勢堂	有壁2	0.42	15	有	有	B	有
213-7003	入の沢	金成普賢堂福田	普賢堂	0.51	31	有		B	
213-7004	翁沢	金成翁沢	北	0.90	108	有	有	B	有
213-7005	小迫	金成小迫花館	小迫	0.07	272	有	有	B	有
213-7006	名地三味沢	金成津久毛平形名地三味沢	岩崎平形	0.08	131	有	有	B	有
213-7007	蔵本沢	金成津久毛平形堂場沢	岩崎平形	0.51	128	有	有	B	有
213-7008	霊堂沢	金成有壁長根	有壁3	0.05	15	有	有	B	有
213-7009	桐木沢	金成普賢堂桐木沢	普賢堂	0.08	0		有	C	
213-9001	軍沢	花山字本沢軍沢	座主	1.43	1	有	有	B	有
213-9002	天神沢	花山字本沢天神	座主	0.90	9	有	有	B	有
213-9003	松森沢	花山字本沢沼山	北ノ前	1.67	1	有	有	A	有
213-9004	天ヶ沢	花山字本沢天ヶ沢	天ヶ沢	0.67	4	有	有	B	有
213-9005	角間沢	花山字草木沢角間	小豆畑	0.31	0	有	有	B	有
213-9006	滝の沢	花山字本沢滝ノ沢	天ヶ沢	0.85	3		有	C	有
213-9007	荒谷沢2	花山字草木沢荒谷裏	荒谷	0.60	5	有	有	B	有
213-9008	天王沢	花山字本沢滝ノ沢	天ヶ沢	2.08	163	有	有	B	有
213-9009	日向山沢	花山字草木沢日向山	大笹	0.85	2	有	有	B	有
213-9010	花山沢	花山字本沢虚空蔵	花山沢	5.71	6	有	有	B	有
213-9011	小手沢	花山字本沢御堂	北ノ前	4.00	37	有	有	A	有
213-9012	猪ノ沢	花山字本沢猪ノ沢	浅布	0.78	33	有	有	A	有
213-9013	浅布沢	花山字本沢浅布	浅布	1.51	12	有	有	A	有
213-9014	温湯沢	花山字本沢温湯	浅布	0.17	6	有	有	A	有
213-9015	井戸沢	花山字本沢温湯	浅布	0.53	17	有	有	A	有
213-9016	馬返沢	花山字草木沢角間	小豆畑	5.24	0	有	有	A	有

箇所番号	地区名	所在地	行政区	危険地区面積	人家数	公共施設の有無	道路	危険度	保安林等
213-9017	国見沢	花山字草木沢角間	小豆畑	1.64	5		有	B	有
213-9018	小屋沢	花山字草木沢角間	小豆畑	0.84	1	有	有	B	有
213-9019	一檜沢	花山字草木沢角間	小豆畑	3.67	0	有	有	B	有
213-9020	立岩沢	花山字草木沢角間	小豆畑	4.02	0	有	有	B	有
213-9021	杉の沢	花山字草木沢角間	小豆畑	0.43	3	有	有	A	有
213-9022	荒谷	花山字草木沢荒谷裏	荒谷	0.33	15	有	有	B	有
213-9023	続石	花山字草木沢荒谷裏	荒谷	0.20	25	有	有	B	有
213-9024	上の原	花山字草木沢向小田	荒谷	1.19	0	有	有	B	有
213-9025	時鳥沢	花山字草木沢向小田	荒谷	3.26	0	有	有	B	有
213-9026	タツ沢	花山字本沢虚空蔵	花山沢	0.84	228	有	有	B	有
213-9027	萩の原	花山字本沢萩ノ原	花山沢	0.08	162	有	有	B	
213-9028	軽井沢	花山字草木沢角間	小豆畑	6.98	0		有	C	有
213-9029	芦ノ口	花山字草木沢北山	小豆畑	0.28	5	有	有	B	有
213-9030	権現堂	花山字草木沢権現堂	宿	0.11	96	有	有	B	有
213-9031	大清水沢	花山字草木沢西風山	大笹	2.01	2	有	有	B	有
213-9032	合沢	花山字本沢虚空蔵	花山沢	7.32	7	有	有	A	有
213-9033	下畑沢	花山字本沢虚空蔵	花山沢	0.14	20	有	有	B	有
213-9034	金沢主流	花山字本沢軽井沢	金沢	4.83	2		有	C	有
213-9035	金沢支流	花山字本沢軽井沢	金沢	4.80	15	有	有	B	有

※危険地区面積欄の「*」は、0.01未満

8-7 防災重点農業用ため池

所在地	番号	ため池名称	貯水量 (千 m ³)	所有者	管理者	備考
築 館	1	木戸ため池	12.0	栗原市	栗原市	
	2	狼巣上ため池	40.0	栗原市	栗原市	
	3	八沢ため池	74.1	栗原市	栗原市	
	4	永平ため池	6.0	栗原市	栗原市	
	5	八幡下1号ため池	4.5	栗原市	栗原市	
若 柳	6	小館1号ため池	17.5	栗原市	栗原市	
	7	小館2号ため池	18.9	栗原市	栗原市	
	8	小館4号ため池	26.8	栗原市	栗原市	
	9	小館5号ため池	9.2	栗原市	栗原市	
	10	小館6号ため池	3.2	栗原市	栗原市	
	11	小館7号ため池	2.5	個人	個人	
栗 駒	12	早坂ため池	62.0	栗原市	栗原市	
	13	山田ため池	4.0	栗原市	栗原市	
	14	鳥谷1号ため池	21.0	栗原市	栗原市	
	15	鳥谷2号ため池	27.0	栗原市	栗原市	
一 迫	16	高田大堤ため池	4.8	栗原市	栗原市	
	17	野山ため池	4.6	栗原市	栗原市	
	18	火の沢ため池	18.0	栗原市	栗原市	
瀬 峰	19	大境ため池	9.4	栗原市	栗原市	
	20	陽岩寺ため池	28.5	栗原市	栗原市	
	21	杉の沢(上)ため池	9.0	栗原市	栗原市	
	22	杉の沢(下)ため池	4.0	栗原市	栗原市	
	23	寺上ため池	2.0	栗原市	栗原市	
	24	御所の沢(新)ため池	26.9	栗原市	栗原市	
	25	御所の沢ため池	4.7	栗原市	栗原市	
	26	町田(上)(下)ため池	48.4	栗原市	小山田川沿岸土地改良区	
	27	岩石(2)ため池	2.7	栗原市	栗原市	
鶯 沢	28	飯の森ため池	6.4	栗原市	栗原市	
	29	大竹沢ため池	30.0	栗原市	栗原市	
	30	松沢ため池	17.5	栗原市	栗原市	
	31	松沢上ため池	1.7	官有地	栗原市	

所在地	番号	ため池名称	貯水量 (千 m ³)	所有者	管理者	備考
金 成	32	つがさため池	6.0	栗原市	栗原市	
	33	菖蒲田 1 号ため池	1.2	栗原市	栗原市	
	34	菖蒲田 2 号ため池	11.0	栗原市	栗原市	
	35	堂場沢大堤ため池	10.0	栗原市	栗原市	
	36	入の沢 1 号ため池	4.5	栗原市	栗原市	
	37	入の沢 2 号ため池	24.0	栗原市	栗原市	
	38	的場 1 号ため池	1.3	栗原市	栗原市	
	39	卓ため池 (1)	0.9	個人	個人	
	40	良賢ため池	1.0	栗原市	栗原市	
	41	卓ため池 (3)	1.0	個人	個人	

9 要配慮者利用施設及び避難促進施設に関する資料

9-1 要配慮者利用施設及び避難促進施設一覧

【築館地区】

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
1	栗原中央病院	築館宮野中央三丁目1番地1				迫川	
2	栗原中央病院院内保育所	築館宮野中央二丁目2番地7				迫川	
3	デイサービスセンターさくら	築館字留場桜町6番地1				迫川	
4	デイサービス四季彩館	築館字下宮野砂田16番地1				迫川	
5	有料老人ホーム四季彩館						
6	通所介護豊泉華	築館字下宮野砂田2番地1				迫川	
7	デイサービスたかねの湯	築館字留場桜町36番地				迫川	
8	くりはらデイサービスセンター	築館字下宮野町下24番地1				迫川	
9	地域密着型特別養護老人ホーム ルグネット宮野	築館宮野中央一丁目1番地7				迫川	
10	認知症高齢者グループホーム宮野	築館宮野中央二丁目6番1号				迫川	
11	ケアハウス栗の実	築館字留場桜町36番地				迫川	
12	小規模多機能型居宅介護つきだてホーム	築館宮野中央一丁目1番2号				迫川	
13	シニアマンション築館・宮野中央	築館宮野中央一丁目9番5号				迫川	
14	築館高等学校	築館字下宮野町浦22番地				迫川	
15	デイサービスふんわり	築館字下宮野町122番地				迫川	
16	有料老人ホーム 実りの秋						
17	認知症高齢者グループホームコンフィアンサ	築館宮野中央一丁目16番地13				迫川	
18	住宅型有料老人ホームコスモス苑上萩沢	栗原市築館字萩沢東77番地10			○		

【若柳地区】

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
1	デイサービスセンター笑楽苑	若柳武鎗字町浦202番地4			○		
2	住宅型有料老人ホーム スマイルハウス						
3	栗原市母子生活支援施設	若柳字川北元町裏332番地				迫川	
4	若柳認定こども園（若柳よしの幼稚園）	若柳字川北塚原49番地				迫川	
5	若柳病院	若柳字川北原畑23番地4				迫川	
6	若柳小学校	若柳字川北塚原55番地				迫川	
7	若柳放課後児童クラブ						
8	若柳中学校	若柳字川南袋25番地				迫川	

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）			浸水 想定区域	避難 促進施設 （※2）
			土砂災害警戒区域				
			急傾斜	土石流	地すべり		
9	デイサービスセンターさくらの里若柳	若柳字川北塚原15番地5				迫川	
10	在宅複合型施設さくらの里若柳					迫川	
11	デイサービスセンター虹の丘	若柳武鎗字南下土手108番地1				迫川	
12	住宅型有料老人ホーム 虹の丘						
13	桜樹デイサービスセンター	若柳字川北元町裏114番地				迫川	
14	桜樹支援デイサービスセンター						
15	ほほえみサポート・ケアセンター	若柳字川南堤通15番地3				迫川	
16	有料老人ホーム ほほえみホーム						
17	デイサービス八木	若柳字川南八木113番地				迫川	
18	有料老人ホーム はるみ荘						
19	デイサービス花つつみ	若柳字川南堤通13番地4				迫川	
20	デイサロン花つつみ	若柳字川北中町15番地				迫川	
21	デイサービスなごみ	若柳字川北塚ノ越6番地				迫川	
22	デイサービスセンター S A K U R A（休止中）	若柳字川北中町65番地5				迫川	
23	デイサービス和み川北新町亭	若柳字川北新町107番地4				迫川	
24	有料老人ホーム 和み川北新町亭						
25	デイサービス笑みの園	若柳字川南堤通18番地11				迫川	
26	介護老人保健施設グレイスガーデン	若柳字福岡谷地畑浦35番地				迫川	
27	特別養護老人ホームさくらの里若柳	若柳字川北塚原15番地1				迫川	
28	グループホームまいはあと	若柳字福岡谷地畑浦88番地				迫川	
29	認知症高齢者グループホーム堤通り	若柳字川南堤通20番地25				迫川	
30	有料老人ホーム シェスタ堤通り2号館（休止中）					迫川	
31	さくらの里若柳ケアハウス	若柳字川北塚原15番地7				迫川	
32	有料老人ホーム シェスタ堤通り	若柳字川南堤通20番地1				迫川	
33	医療法人財団弘慈会石橋病院	若柳字川北堤下27番地				迫川	
34	迫桜高等学校	若柳字川南戸ノ西184番地				迫川	
35	デイサービスあくど	若柳字福岡谷地畑31番地15				迫川	
36	リハカフェ ALAISE					迫川	
37	花つつみココアン	若柳字川北中町17番地7				迫川	
38	希望	若柳字大林要害86番地3				迫川	
39	デイサービス希望						
40	すぷりんぐ	若柳字川北中町73番地1				迫川	
41	すぷりんぐ（田園ホーム）	若柳字川北新町97番地15				迫川	
42	株式会社照隅	若柳字川南南大通15番地3				迫川	

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
43	放課後等デイサービスよしの	若柳字川北塚ノ根13番地				迫川	
44	ケア サロン anju	若柳字川北古川14番地8				迫川	
45	有料法人ホーム anju					迫川	

【栗駒地区】

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
1	栗駒小学校	栗駒岩ヶ崎下小路1番地	○				
2	デイサービスセンターしなのさんの家	栗駒岩ヶ崎上小路52番地1		○			
3	グループホーム梅ヶ丘の里	栗駒文字下荒屋敷前40番地	○				
4	栗駒レストハウス	栗駒沼倉耕英					○

【一迫地区】

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
1	デイサービス大東	一迫字大川口大東74番地	○				

【鶯沢地区】

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
1	栗原市鶯沢老人福祉センター	鶯沢南郷下久保21番地1				二迫川	
2	鶯沢幼稚園・保育所	鶯沢南郷広面27番地				二迫川	
3	特別養護老人ホームうぐいすの里	鶯沢南郷広面46番地				二迫川	
4	グループホームうぐいすの里こもれびの家						
5	うぐいすの里ケアハウス	鶯沢南郷広面40番地1				二迫川	

【金成地区】

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
1	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会栗原市金成デイサービスセンター	金成沢辺町沖200番地				三迫川	
2	金成幼稚園・保育所	金成沢辺町沖164番地				三迫川	
3	J A新みやぎデイサービスセンター 栗っこの里	金成沢辺木戸口50番地				三迫川	
4	J A新みやぎ小規模多機能ホーム ほたるの里						
5	白鳥苑	金成沢辺町164番地1				三迫川	
6	デイサービスすっちゃん						

【花山地区】

NO	施設名称	住所	要配慮者利用施設（※1）				避難促進施設（※2）
			土砂災害警戒区域			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり		
1	花山小学校	花山字本沢鯨ヶ森33番地3	○				

（※1）土砂災害防止法及び水防法の規定に基づき、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）

（※2）活動火山対策特別措置法の規定に基づく施設

9-2 福祉避難所一覧

NO	施設名称	住所	受入可能人数	受入種別			
				高齢者	障害者	妊産婦乳幼児	難病者
1	特別養護老人ホーム いちちょうの里	築館字下宮野館108	10	○	○	○	○
2	栗原市築館デイサービスセンター（いちちょうの里デイサービスセンター）	築館字下宮野館108	10	○	○	○	○
3	介護老人保健施設 高森ロマンホーム	築館字下高森124番地1	10	○			
4	特別養護老人ホーム 若藤園	若柳武鎗字藤貫沢85番地	3	○	○	○	○
5	若柳共生型デイサービスつむぎ	若柳武鎗字藤貫沢85番地	2	○	○	○	○
6	介護老人保健施設 グレイスガーデン	若柳字福岡谷地畑浦35番地	5	○	○	○	○
7	特別養護老人ホーム 愛光園	栗駒岩ヶ崎三島255番地	10	○	○	○	○
8	栗原市栗駒デイサービスセンター	栗駒岩ヶ崎三島255番地	10	○	○	○	○
9	特別養護老人ホーム 桂葉	高清水新桂葉278番地2	3	○			
10	特別養護老人ホーム 山王	一迫真坂字新道満39番地	10	○	○	○	○
11	特別養護老人ホーム うぐいすの里	鶯沢南郷広面46番地	10	○	○	○	○
12	サポートセンターころんぶす	一迫真坂字鶴町135番地4	4		○		
13	特別養護老人ホーム 白鳥苑	瀬峰根岸55番地2	2	○			
14	介護老人保健施設 PFC藤の里	瀬峰新田沢12番地1	4	○	○	○	○
15	介護老人保健施設 シエスタ	金成末野台下31番地1	3	○			
16	ほっとさわべ1	金成梨崎道ノ上7番地1	4		○		
17	ほっとさわべ2	金成梨崎道ノ上7番地1	4		○		
18	すぷりんぐ	若柳川北中町73番地1	3		○		
19	パン工房いそっぷ	一迫柳目曾根要害24番地	3		○		
20	特別養護老人ホーム 千葉福寿園	志波姫北郷大門85番地2	5	○	○	○	○
21	栗原市志波姫デイサービスセンター	志波姫北郷大門86番地	5	○	○	○	○
22	地域密着型特別養護老人ホームしゃくなげの里	花山字本沢久保3番地	4	○			

10 応援要請に関する資料

10-1 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

- 2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
- 3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。

- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
- 3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
- 4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

- 2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。
- 3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

記名押印 [略]

10-2 災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

1 目的

この要領は、災害時における宮城県市町村相互応援協定（以下「協定」という。）第12条第1項の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めることを目的とする。

2 他の協定との関係

(1) 個別の県内市町村相互応援協定との関係

被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定（以下「個別協定」という。）は、これを優先して適用させるものとする。ただし、個別協定の構成員である県内市町村も被災し、応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

(2) 特定業務について締結されている相互応援協定との関係

水道業務、消防業務その他の特定業務について、県内の市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合（締結される見込みのものを含む。）には、当該相互応援協定等により応援を受けるものとする。ただし、特別の理由により、当該協定により応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

3 用語の定義

(1) 協定書第2条第1号イに規定する「飲料水」とは、原則として、容器詰めのをいう。

(2) 協定書第2条第2号に規定する「職員の派遣」とは、原則として、派遣期間が10日以内の派遣をいう。

(3) 協定書第2条第2号イ、ロ及びハに規定する「必要な職員」とは、非常勤職員を含むものとし、医療職、技術職、技能職等の職種を問わない。

(4) 協定書第4条第2項に規定する「県と調整するいとまがない場合」とは、住民の生命、健康、財産に重大な影響を与えるため、直ちに応急活動を実施する必要がある場合をいう。

4 応援を要請する市町村の受入体制等

(1) 応援を要請する市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、応援要請した内容を超える応援受諾の回答があっても、要請内容を著しく超える受援の決定をしてはならない。

(2) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、一の要請につき、派遣期間は10日間を超えてはならない。

(3) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、原則として、次のものを確保するものとする。

イ 派遣職員の宿泊場所。ただし、宿泊場所は旅館・ホテル等の宿泊施設である必要はなく、寝泊りできる場所であれば良いものとする。

ロ 派遣職員の食事。ただし、食事は全食を弁当、炊き出し等により給食することを妨げない。

ハ 派遣職員の応援業務が市町村内の移動を伴う場合は、当該移動用車両。ただし、資機材の提供に関する応援として、移動用車両の提供を併せて要請することを妨げない。

ニ 前号において、移動用車両の提供を併せて要請する場合は、当該車両の燃料の補給

5 協定の実施に関する様式

(1) 応援要請書

協定書第3条第1項に定める応援要請書（以下「要請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

(2) 応援要請内訳票兼応援回答書

要請書に添付する応援要請内訳票は、様式第2号のとおりとし、応援受諾の可否の調査に使用する応援回答書を兼ねるものとする。

(3) 応援依頼書兼応援活動終了報告書

協定書第3条第5項に定める応援依頼書は、様式第3号のとおりとし、応援活動終了報告書を兼ねるものとする。

(4) 自主的応援活動（申出・決定・報告）書

協定書第4条第2項に規定する自主的な応援活動に関する県等との連絡調整及び報告に使用する帳票は、様式第4号のとおりとする。

6 要請応援の手続き

(1) 応援の要請及び調査

イ 要請の窓口

被災市町村が協定の応援を要請する場合の県の窓口は、被災市町村を管轄する宮城県災害対策本部地方支部（以下「管轄地方支部」という。）とする。ただし、通信の途絶等により、管轄地方支部に要請することができない場合は、宮城県災害対策本部（以下「本部」という。）とする。

ロ 要請の方法

応援要請市町村は、要請書に必要事項を記入の上、その要旨を管轄地方支部（又は本部。以下6の章について同じ。）に電話等で連絡するとともに、要請書をファクシミリ送信するものとする。

ハ 要請の受理等

管轄地方支部は、要請書を受信したときは、要請内容、個別協定の適用状況等を確認し、協定による応援の必要性があると認められるときは、要請書を受理し、本部に電話等で連絡するとともに、応援調整窓口欄を記載の上、速やかに要請書をファクシミリ送信するものとする。

ニ 応援可能な市町村の調査

本部は、要請書の送信を受けたときは、要請内容、県内市町村の被災状況等を確認し、応援の可否を調査する市町村の範囲を定め、調査の範囲欄を記載の上、要請書を調査の対象とした市町村及び全地方支部に対し、ファクシミリ送信するものとする。

(2) 応援の可否の回答

前項ニで調査の対象とされた市町村は、速やかに応援の可否について検討し、要請書に示された応援調整窓口に対し、応援回答書をファクシミリ送信するものとする。

(3) 応援回答書の取りまとめ等

管轄地方支部は、調査の対象となった市町村の回答を取りまとめ、応援要請市町村に報告するものとする。

(4) 応援を受ける市町村の決定等

応援要請市町村は、応援受諾の回答のあった市町村の中から、応援を受ける市町村を決定するものとし、管轄地方支部は必要に応じ決定に際しての助言等を行うものとする。

(5) 応援の通知等

イ 応援要請市町村が行う通知等

(イ) 応援を受ける市町村に対する依頼

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、当該市町村に速やかに電話等で連絡するとともに、依頼依頼書（以下「依頼書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(ロ) 管轄地方支部に対する通知

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、管轄地方支部に速やかに電話等で連絡するとともに、依頼書の写しをファクシミリ送信するものとする。

ロ 管轄地方支部が行う通知

管轄地方支部は、応援要請市町村から依頼書の写しの送信を受けたときは、その内容を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ハ 本部が行う通知

本部は、管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(6) 応援の実施

前項イの(イ)で応援の決定の連絡を受けた市町村は、依頼書に記載された応援決定事項を実施するため行動を開始するものとし、必要に応じ応援要請市町村と連絡、調整を図るものとする。

(7) 応援の終了

応援要請市町村は、依頼書に示した応援活動が終了（一部を含む。）したときは、速やかに応援活動終了報告書により管轄地方支部に報告するものとし、管轄地方支部及び本部は、第5項ロ及びハの例により関係機関に通知するものとする。

7 応援の可否の意向調査

本部は、災害が広範囲にわたり段階的に多数の市町村から応援要請があると見込まれるときは、事前に市町村に対し、応援の可否についての意向調査（様式第5号）を行うことができるものとする。ただし、当該調査の回答は、応援要請時における回答を拘束するものではない。

8 自主的応援活動の手続

(1) 自主的応援活動の申出

被災市町村の周辺市町村は、情報収集の結果、自主的応援活動（以下「自主応援」という。）を行う必要があると認めるときは、自主的応援活動申出書（以下「申出書」という。）に必要

事項を記入の上、その要旨を申出市町村を管轄する地方支部（以下「申出管轄地方支部」という。）に電話等で連絡するとともに、申出書をファクシミリ送信するものとする。ただし、通信の途絶等により、申出管轄地方支部に申し出ることができない場合は、本部に行うものとする。

(2) 自主応援の調整及び決定

申出管轄地方支部（又は本部。以下8の章について同じ。）は、申出書の送信を受けたときは、被災市町村及び被災市町村を管轄する地方支部（以下「被災管轄地方支部」という。）と協議の上、自主応援の申出の受諾の有無を決定するものとする。ただし、申出管轄地方支部と被災市町村又は被災管轄地方支部の連絡が途絶している場合は、協議を省略することができるものとする。

(3) 自主応援の通知

イ 自主応援の申出を受諾するときの通知

(イ) 申出管轄地方支部が行う通知

a 申出市町村に対する通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けることと決定した場合は、速やかに申出市町村に電話等で連絡するとともに、自主的応援申出決定書（以下「決定書」という。）に決定事項を記入し、ファクシミリ送信する。

b 本部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主応援の申出を受けることと決定した場合は、前記 a で作成した決定書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

(ロ) 本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

ロ 自主応援の申出を受けないときの通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けないことと決定した場合は、申出市町村に速やかに電話等で連絡するものとする。

(4) 自主応援の実施

イ 自主応援の決定を受けた市町村の責務

自主応援の決定の連絡を受けた市町村（以下「自主決定市町村」という。）は、決定書に記載された応援活動を直ちに実施するものとし、必要に応じ申出管轄地方支部と連絡、調整を図るものとする。

ロ 申出管轄地方支部の責務

申出管轄地方支部は、被災管轄地方支部と協力し、応援活動が迅速、円滑に行われるよう必要な調整等を行う。

(5) 自主応援終了の報告

自主決定市町村は、決定書に記載された応援活動を終了したときは、速やかに申出管轄地

方支部に電話等で連絡するとともに、自主的応援活動報告書（以下「報告書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(6) 自主応援終了の通知

イ 申出管轄地方支部の行う通知

(イ) 被災市町村及び被災管轄地方支部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主決定市町村から報告書の送信を受けたときは、遅滞なく被災市町村及び被災管轄地方支部に自主応援の終了を電話等で連絡するとともに、報告書の写しをファクシミリ送信するものとする。

(ロ) 本部に対する通知

申出管轄地方支部は、速やかに報告書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ロ 本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(7) 調整のいとまがない場合の自主応援の報告

イ 報告の窓口

調整のいとまがない場合において実施した自主応援の報告は、自主的な応援活動を実施した市町村を管轄する地方支部（以下「自主活動管轄地方支部」という。）に行う。ただし、通信の途絶等により、自主活動管轄地方支部に報告することができない場合は、本部に行うものとする。

ロ 終了の報告及び通知

調整のいとまがない場合の自主的な応援活動を実施した市町村は、当該応援活動が終了したときは、報告書を作成し、自主活動管轄地方支部（又は本部。以下この項について同じ）に電話等で連絡するとともに、報告書をファクシミリ送信するものとし、自主活動管轄地方支部及び本部は前項の例により通知するものとする。

9 応援手続きに使用する通信手段

要請応援及び自主的応援活動の手続きに定める通信手段が使用できない場合は、適宜、その他の利用可能な通信手段を使用して行うものとする。

10 経費の負担

(1) 経費負担の取扱

イ 応援物資の運搬に関する経費

物資・資機材の提供に関する応援に要する経費には、応援地までの運搬に要する経費を含むものとする。

ロ 職員の派遣に関する応援における職員手当の算定は、応援市町村の給与規定に基づくものとする。

ハ 自主応援に要した経費は、通信の途絶等により応援を受けた市町村との協議ができないため申出管轄地方支部が自主応援を決定した場合及び調整のいとまがなかった場合を含

め、応援を受けた市町村の負担とする。

(2) 経費負担の特例

次に掲げる経費については、応援を受けた市町村に負担を求めないものとする。ただし、これによりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村が協議して定めることを妨げない。

イ 物資・資機材の提供に要した経費のうち次のもの。

(イ) 応援市町村が保有している資機材（車両・航空機を含む）の貸出料

(ロ) 災害救助法に基づく費用の支弁が受けられない場合における応援市町村が保有している車両の燃料費。ただし、災害救助法に基づく費用支弁の可否にかかわらず、応援地内での補給が必要な場合において、応援を受ける市町村が要領4第3項ニに基づく燃料補給が困難なため、応援市町村が自ら燃料を調達した場合を除く。

(ハ) 応援市町村が提供した物資が、無償で補充できた場合

ロ 職員の派遣に関する応援に要した経費。ただし、次に掲げる経費を除く。

(イ) 時間外勤務手当等の超過勤務手当、特殊勤務手当のうち著しく危険、不快又は不健康な勤務に従事した際に支給される手当、消防団員・水防団員の出勤手当

(ロ) 応援を受ける市町村が、要領4第3項イ及びロに基づく宿泊場所又は食事の提供が困難なため、応援市町村が自ら宿泊場所又は食事を確保した場合に要した経費

11 県、市町村の情報交換

(1) 連絡先一覧表の作成

県は、協定の内容が迅速かつ円滑に実施されるよう、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を調査、作成し、市町村に配布するものとする。

(2) 新たな個別協定締結の報告、周知

イ 報告

市町村は、新たに災害時における相互応援協定（県外を含む。）を締結したときは、遅滞なく協定書の写しを添付し、県の防災主管課へ報告するものとする。ただし、当該協定書が県内の複数の市町村を構成員としている場合は、一の市町村が代表して報告することができる。

ロ 周知

県の防災主管課は、前号の報告を受けたときは、遅滞なく全市町村及び全地方支部に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

応 援 要 請 書

管轄地方支部長 あて

又は

宮城県災害対策本部長 あて

[応援要請市町村]

〇〇〇市町村長

(公印省略)

災害時における宮城県市町村相互応援協定第3条第1項の規定により、下記のとおり応援を要請します。

記

要 請 日 時		年 月 日 時 分			
要 請 側 担 当 者	所 属				
	職 氏 名				
	行政無線	電 話	N T T	電 話	
F A X		F A X			
原因となった災害					
被害の状況					
応援の内容		応援要請内訳票のとおり			
その他必要事項					
※ 応 援 調 整 窓 口	所 属				
	職 氏 名				
	行政無線	電 話			
		F A X			
	N T T	電 話			
		F A X			
※ 調 査 の 範 囲	県全域 ・ 一部圏域 ()				

様式第2号

応援要請内訳票（兼応援回答書）

要請日時	年	月	日	時	分	枚目中	枚目	
応援要請市町村				※ 応援調整窓 口				
番 号	1			2		3		
応援の種類 (協定条文)								
	第2条第 号 ()			第2条第 号 ()		第2条第 号 ()		
応援の具体的内容及び所要量・人数等								
応援希望時期・期間								
応援場所								
集合場所								
集合場所までの交通状況								
宿泊場所								
その他必要な事項								
※ 回 答	応 諾	受 諾 ・ 不 可			受 諾 ・ 不 可		受 諾 ・ 不 可	
	受 諾 の 内 容 (応 援 可 能 数 量 、 人 数 、 宿 泊 の 必 要 性 等)							
	回 答 市 町 村				行政無線 電話			
					" F A X			
	担 当 者 所 属				N T T 電 話			
職 氏 名				" F A X				

様式第3号

応援依頼書（兼応援活動終了報告書）

○ ○市町村長 あて
（管轄地方支部長）

[応援要請市町村]

○○市町村長
（公印省略）

災害時における宮城県市町村相互応援協定書第3条第5項の規定により、貴市町村に下記のとおり応援を依頼します。

（災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領6第7項の規定により、下記の応援活動が終了したので、報告します。）

記

応援決定日時		年 月 日 時 分				枚目中 枚目	
応援決定市町村							
要 請 側 担 当 者	所 属						
	職 氏 名						
	行政無線	電話			N T T	電話	
		F A X				F A X	
受 援 事 項							
番 号	1		2		3		
応援の種類 (協定条文)	第2条第 号 ()		第2条第 号 ()		第2条第 号 ()		
応援の具体的内容及び 所要量・人数等							
応援 時期・期間							
応援場所							
集合場所							
集合場所までの交通状況							
宿泊の有無 (有→場所)	有 ・ 無 ()		有 ・ 無 ()		有 ・ 無 ()		
その他必要な事項							
終了日時	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		

様式第4号

自主的応援活動（申出・決定・報告）書

[受信者]

○ ○ ○ ○ あて

[発信者]

○ ○ ○ ○

災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領8第 項の規定により、下記のとおり自主的応援活動を（申し出・決定し・終了したので報告し）ます。

記

日		時		申出	年	月	日	分	決定	年	月	日	分	
担当者	区	分	申出側・報告側						決定側					
	所	属												
	職	氏名												
	行政無線	電話												
		FAX												
	NTT	電話												
FAX														
原因となった災害														
被害の状況														
自主的な応援活動が必要な理由（調整のいとまがなかった場合その理由）														
応援の内容				申出（報告）内容					※ 決定内容					
その他必要事項														
終了日時（報告時使用）				年	月	日	時	分						

- [注] 1 申出書及び報告書として使用する場合の [発信者] は申出（報告）市町村長（公印省略）、[受信者] は当該市町村の管轄地方支部長又は災害対策本部長とする。
- 2 決定書として使用する場合の [発信者] は申出市町村の管轄地方支部長又は災害対策本部長（公印省略）、[受信者] は申出市町村長とする。

様式第5号

年 月 日

応 援 意 向 調 査 書

各市町村長 あて

宮城県災害対策本部長
(公印省略)

災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領7の規定により、下記の応援要請があった場合の受諾の可否について、事前調査します。

記

回答期限	年 月 日 時 分			
番 号	1	2	3	
応援の種類	1 物資・資機材提供 2 職員の派遣 3 その他	1 物資・資機材提供 2 職員の派遣 3 その他	1 物資・資機材提供 2 職員の派遣 3 その他	
応援の具体的内容				
応援時期・期間				
応援場所				
その他必要な事項				
※	応 諾	受 諾 ・ 不 可	受 諾 ・ 不 可	受 諾 ・ 不 可
	受 諾 の 内 容 (応援可能数量、人数)			
答	回答市町村		行政無線 電話	
			〃 FAX	
	担当者所属		N T T 電話	
	職氏名		〃 FAX	
回答時点	年 月 日 時 分現在			

10-3 宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請のほか、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象状況
- (7) その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成4年4月1日から実施する。

記名押印 〔略〕

10-4 友好姉妹都市災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、あきる野市と栗原市とが、友好姉妹都市提携の精神に基づき、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、相互に協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救援、介護、情報収集、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣
- (2) 支援物資等及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 避難所の運營業務
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 被災児童生徒の教育機関等への受入れ業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員等の職種及び人員
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、支援物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援市は、災害が発生し、通信の途絶等により被災市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請がない場合であっても、収集した情報に基づき必要があると判断したときは応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに報告しなければならない。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) あきる野市総務部長
- (2) 栗原市総務部長

(指揮権)

第6条 応援活動のため派遣された職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の規定により派遣した職員等に要する経費は、応援市が負担する。
- (2) 第2条第2号に規定する支援物資等、資機材の調達に要する経費は、応援市が負担する。

2 前項の規定によりがたい費用については、両市が協議の上、決定するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援活動に従事する職員等の災害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事する職員等が応援活動遂行中又は被災市への出動及び帰路途中において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市がその災害に対する補償をするものとする。
- (2) 応援活動に従事する職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償するものとする。
- (3) その他前各号によりがたい費用については、両市が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、両市が協議して決定するものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成18年2月10日から施行する。

この協定の締結を証として本協定書2通を作成し、両市長記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年2月10日

記名押印 [略]

10-5 災害時における相互応援に関する協定書

栗原市と大垣市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、一方の自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した大垣市または栗原市が独自に十分な被災者の救援その他の応急措置を実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両市は、あらかじめ応援のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り、応援に必要な情報を交換するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した市から要請があった事項

(応援の要請手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかにその内容を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請の理由
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、必要とする物資、資機材等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、必要とする職員の職種別の人数及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

(自主的な応援)

第5条 大垣市及び栗原市は、被災した一方の市から前条の要請(以下「要請」という。)がない場合において、その被害の程度が甚大であると判断され、かつ、被災した市と連絡が取れないときは、自主的に応援を行うことができる。

2 前項の応援を行った場合は、要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援を行う市は、当該費用を一時的に立て替えて支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市の長が署名の上、各1通を保有する。

平成24年11月28日

記名押印 〔略〕

10-6 災害時における湯沢市と栗原市との相互応援に関する協定書

栗原市と湯沢市は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、一方の自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した湯沢市又は栗原市が独自に十分な被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両市は、あらかじめ応援のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り、応援に必要な情報を交換するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した市から要請があった事項

(応援の要請手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかにその内容を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請の理由
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする物資、資機材等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする職員の職種別の人数及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

(自主的な応援)

第5条 湯沢市及び栗原市は、被災した一方の市から前条の要請(以下「要請」という。)がない場合において、その被害の程度が甚大であると判断され、かつ、被災した市と連絡が取れないときは、自主的に応援を行うことができる。

2 前項の応援を行った場合は、要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援を行う市は、当該費用を一時的に立て替えて支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市の長が署名の上、各1通を保有する。

平成24年12月21日

記名押印 [略]

10-7 岩手・宮城県際市町災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、両磐地区広域市町村圏、気仙地区広域市町村圏、気仙沼・本吉地域広域市町村圏を構成する市町及び栗原市、登米市（以下「構成市町」という。）において災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では、十分に応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第17条第1項の規定に基づき、当該応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、被災市町が他の市町に対し応援を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡市町)

第2条 各広域市町村圏にあつては連絡市町を定め、広域市町村圏間及び各市並びに当該広域市町村圏内構成市町との連絡調整等を行うものとする。

(連絡担当課)

第3条 構成市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(災害の種類)

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び火災、水害その他の災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（消防団員を含む。）の派遣
- (5) 国民保護法に基づく国民保護のための措置
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、連絡市町又は連絡市町以外の市町（以下「応援市町」という。）へ応援要請するものとする。

(自主応援)

第7条 応援市町は、被害が甚大で被災市町との連絡が取れない場合又は被災市町が応援の要請をしないとまがないと認められる場合は、自主的に被災市町の情報収集を行い、要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。

この場合においては、当該被災市町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援費用の負担)

第8条 応援市町が応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町（以下「受援市町」という。）の負担とする。

（応援費用の一時繰替支弁）

第9条 受援市町は、前条の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（連絡会議）

第10条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催する。

（その他の防災協定等の関係）

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（実施細目）

第12条 この協定に関して必要な細目は、構成市町が協議の上、定める。

（その他）

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度構成市町が協議して決めるものとする。

第14条 この協定は、平成18年7月6日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成18年7月6日

記名押印〔略〕

10-8 東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定

宮城県女川町及び南三陸町（以下「甲」という。）と同県登米市及び栗原市（以下「乙」という。）及び兵庫県阪神支援チーム（以下「丙」という。）とは、東日本大震災に係る災害応援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、行政機能を失った甲に対し、乙及び丙が相互に協力して、災対法第67条第1項による応援を迅速かつ円滑に実施し、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（災害応援活動）

第2条 この協定に基づく災害応援活動は、甲の行政機能が正常に機能し、かつ災害復旧を円滑に実施するために必要となる行政事務全般のうち、甲から第3条第1項に基づく要請があった活動とする。

（応援の要請及び実施）

第3条 甲は、乙及び丙による災害応援活動が必要と認めるときは、災害応援活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙及び丙に対し、災害応援活動の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙及び丙は、前項の応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 災害応援活動に係る人的支援及びそれに伴う経費の負担については、「東北地方太平洋沖地震に係る被災公共団体に対する人的支援について」（平成23年3月22日付け総行公第21号公務員部長通知）により対応することとする。

2 前項に掲げる経費以外の経費の負担については、その都度、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

（情報交換）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了1か月前に、甲、乙及び丙のいずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲、乙及び丙は、この協定の期間中であっても、相互に協議してこの協定を改訂することができる。

この協定締結の証として、本書8通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 5 月 21 日

甲 女川町
南三陸町
乙 登米市
栗原市
丙 兵庫県阪神支援チーム
西宮市
宝塚市
川西市
猪名川町

記名押印〔略〕

11 緊急輸送に関する資料

11-1 ヘリコプター離着陸場所

(令和5年1月1日現在)

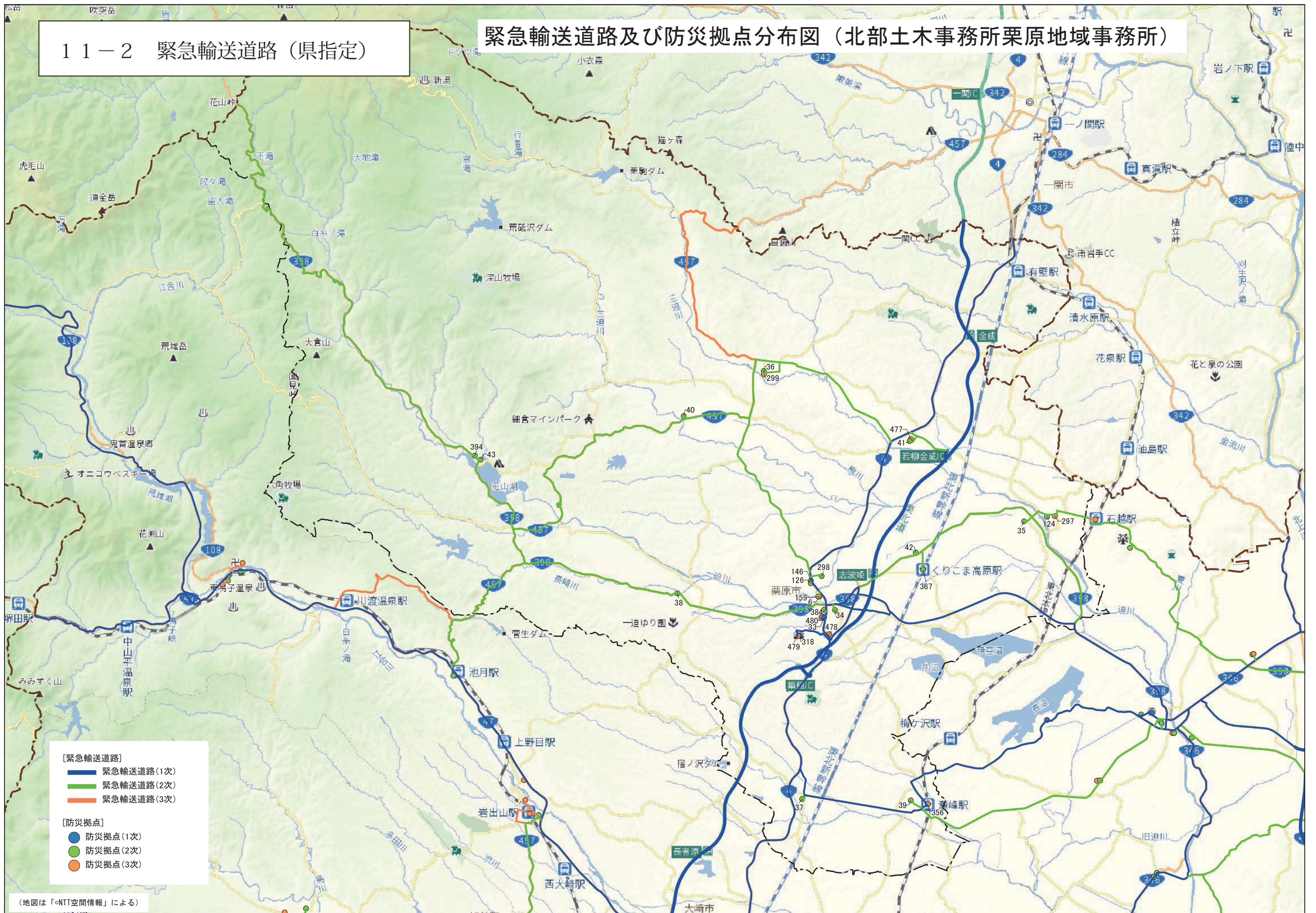
離着陸地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	夜間照明の有無	備考	ドクターヘリ
築館総合運動公園	陸上競技場	築館字荒田沢 41-241	160m×100m	丘陵地	無	22-4840	○
築館高校	グラウンド	築館字下宮野町浦 22	180m×130m	住宅地 区	無	22-3126	○
若柳総合体育館	若柳野球場	若柳字川南道伝前 125-2	120m×120m	住宅地 区	無	32-3313	○
救急用ヘリコプター離着陸場	専用	栗駒鳥沢山王下 54-38	20m×20m	丘陵地	無	22-8510	○
サンスポーツランド栗駒	陸上競技場	栗駒岩ヶ崎裏山221	150m×100m	丘陵地	無	45-5885	○
くりこま荘	駐車場	栗駒沼倉耕英東 95-2	80m×40m	丘陵地	無	46-2036	○
いわかがみ平	駐車場	栗駒沼倉いわかがみ平地内	75m×60m	丘陵地	無	(022) 211-2354	○
ハイルザーム栗駒	駐車場	栗駒沼倉耕英東 50-1	180m×45m	丘陵地	無	43-4100	○
市営深山牧場	草地	栗駒文字深山岳国 有林25林班内	85m×180m	丘陵地	無	47-2025	×
高清水球場	野球場	高清水忽滑沢29-1	130m×110m	丘陵地	無	58-3636	○
一迫中央公園	運動場	一迫柳目字曾根龍 雲寺下地内	200m×90m	農地	無	52-2111	○
瀬峰総合運動場	運動場	瀬峰大境山24-16	190m×110m	丘陵地	無	38-3935	○
瀬峰飛行場	飛行場	瀬峰小深沢232-1	150m×100m	丘陵地	無	38-4011	○
金成健康広場	グラウンド	金成大平13-37	200m×150m	丘陵地	無	42-2948	○
花山青少年旅行村グラウンド	グラウンド	花山字本沢要害地 内	110m×110m	丘陵地	無	56-2111	○
細倉マインパーク	駐車場	鶯沢南郷柳沢地内	60m×80m	丘陵地	無	55-3215	○
志波姫小学校前駐車場	駐車場	志波姫新沼崎地内	95m×70m	住宅地 区	無	22-8515	○

ドクターヘリ専用離着陸場

離着陸地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	夜間照明の有無	備考
金成総合支所西側運動公園	グラウンド	金成沢辺町沖地内	95m×60m	丘陵地	無	22-1154
旧富野小学校グラウンド	グラウンド	築館城生野北田沖地内	90m×55m	丘陵地	無	42-3514
築館高校野球場	グラウンド	築館萩沢土橋地内	90m×85m	丘陵地	無	22-3126
鶯沢金田森公園多目的広場	運動場	鶯沢南郷地内	95m×80m	丘陵地	無	22-1154
旧文字小学校グラウンド	グラウンド	栗駒文字岩井田前地内	80m×50m	丘陵地	無	42-3511
栗駒山麓ジオパークビジターセンター	グラウンド	栗駒松倉東貴船地内	90m×60m	丘陵地	無	42-3511
五輪堂山公園南東側グラウンド	グラウンド	瀬峰下田地内	45m×25m	丘陵地	無	22-1154
金田公民館・一迫農村環境改善センター	グラウンド	一迫字川口中野地内	110m×40m	丘陵地	無	42-3511
栗原市一迫長崎地区コミュニティセンター	グラウンド	一迫字上中島地内	100m×80m	丘陵地	無	42-3511
旧姫松小学校グラウンド	グラウンド	一迫北沢二本松地内	100m×50m	丘陵地	無	42-3511
小田ダム湖畔パークゴルフ駐車場	駐車場	一迫川台地内	50m×50m	丘陵地	無	42-3514
花山小学校グラウンド	グラウンド	花山字本沢鯨ヶ森地内	100m×35m	丘陵地	無	42-3511
湯浜峠道路開通記念碑駐車場	駐車場	花山字本沢岳山地内	90m×25m	丘陵地	無	050-3160-5930
花山少年自然の家	駐車場	花山字本沢沼山地内	25m×25m	丘陵地	無	56-2311
太平洋工業若柳工場	駐車場	若柳武鎗生江沢地内	90m×40m	丘陵地	無	22-8515

1 1 - 2 緊急輸送道路 (県指定)

緊急輸送道路及び防災拠点分布図 (北部土木事務所栗原地域事務所)



(地図は「eNTT空間情報」による)

12 廃棄物の処理に関する資料

12-1 ごみ処理施設整備状況

(令和4年3月末現在)

事業主体名	規模 (t/日)	施設の名 称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模 (t/日)	方式	竣工			
栗原市	80	栗原市ク リーンセ ンター	80 (40t×2炉)	流動床式	平成元年 3月	987-2309 栗原市一迫柳目 字中山1-61	0228-52-3080	

12-2 粗大ごみ処理施設整備状況

(令和4年3月末現在)

事業主体名	規模 (t/日)	施設の名 称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模 (t/日)	方式	竣工			
栗原市	50	栗原市ク リーンセ ンター	50	圧縮せん 断破碎	昭和54年 3月	987-2309 栗原市一迫柳目 字中山1-61	0228-52-3080	

12-3 し尿処理施設整備状況

(令和4年3月末現在)

事業主体名	規模 (kl/日)	施設の名 称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模 (kl/日)	方式	竣工			
栗原市	160	栗原市衛 生センタ ー	160	標準脱窒 素処理	昭和62年 3月	989-5504 栗原市若柳字上 畑岡鶴経沢61-5	0228-33-2301	

12-4 ごみ・し尿収集運搬車両

(令和4年3月末現在)

市町村名：事務組合名	ごみ						し尿									
	収集車		運搬車		運搬船等 の船舶		収集車		その他		運搬車		運搬船等 の船舶		海洋 投入船	
	(台)	(t)	(台)	(t)	(隻)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(隻)	(t)	(隻)	(t)
栗原市	49	136					34	114								

12-5 へい獣処理場

(令和4年3月末現在)

名 称	位 置
若柳へい獣処理場	栗原市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻19番地3
栗駒へい獣処理場	栗原市栗駒文字馬立場50番地1
一迫へい獣処理場	栗原市一迫北沢二本松44番地1
鶯沢へい獣処理場	栗原市鶯沢南郷大竹2番地1
金成へい獣処理場	栗原市金成狼ノ沢25番地1

13 遺体の処理に関する資料

13-1 火葬場施設

(令和4年3月末現在)

所轄保健所名	名称	営業者	所在地	火葬炉数	処理能力/日	電話番号	建設年度	備考
栗原	くりはら斎苑	栗原市	栗原市築館字荒田沢41番地内	4	6	0228(22)4121	平成13	

14 常時観測が必要な栗原市内の火山(栗駒山)に係る防災対策について

14-1 栗駒山に係る火山防災対策の推進

栗駒山防災対策等の概要

年 月 日	概 要
平成 27 年 3 月 2 日	栗駒山火山防災協議会（任意協議会）設置 岩手県、秋田県、宮城県が協議し、協議会を設置する 構成：岩手県、秋田県、宮城県、一関市、湯沢市、東成瀬村 栗原市、その他国、県等の関係機関及び学識経験者
平成 27 年 12 月 16 日	栗駒山火山活動情報等伝達網の整備
平成 28 年 2 月 22 日	火山災害警戒地域への指定 活動火山対策特別措置法に基づき、栗駒山関係で、岩手県、秋田県、宮城県、一関市、湯沢市、東成瀬村、栗原市が指定される
平成 28 年 3 月 29 日	栗駒山火山防災協議会（法定協議会）へ移行 特別措置法に基づく法定協議会へ移行
平成 28 年 12 月 1 日	水蒸気噴火の先行現象を検知するため、気象庁が火口近傍に監視カメラを設置して観測開始
平成 29 年 1 月 17 日	水蒸気噴火の先行現象を検知するため、気象庁が火口近傍に広帯域地震計、傾斜計を設置して観測開始
平成 29 年 3 月 14 日	栗駒山火山防災協議会において、水蒸気噴火を想定したハザードマップを作成
平成 30 年 3 月 8 日	栗駒山火山防災協議会に、秋田県横手市を追加 栗駒山火山防災協議会において、マグマ噴火等を想定したハザードマップを作成
平成 31 年 3 月 14 日	栗駒山火山防災協議会に秋田県羽後町を追加 栗駒山火山避難計画の策定
令和元年 5 月 30 日	栗駒山の噴火警戒レベルを運用開始

栗駒山火山活動情報等伝達先

機関名	担当課等	連絡方法
栗駒耕英地区	行政区長	メール一斉配信 による
	振興協議会	
ハイルザーム栗駒		
新湯温泉くりこま荘		
くりこま高原自然学校		
民宿 秣森		
栗駒レストハウス		
栗駒高原創造センター		
駒の湯温泉		
数又養魚場		
ファーム千葉		
宮城県	復興・危機管理部防災推進課	
	環境生活部自然保護課	
	経済商工観光部観光課	
	土木部道路課	
	土木部防災砂防課	
	北部地方振興事務所 栗原地域事務所	
宮城県警察本部	警備課	
自衛隊	第22即応機動連隊	
栗原市	総務部危機対策課	
	商工観光部田園観光課	
	商工観光部ジオパーク推進室	
	消防本部警防課	

15 災害履歴に関する資料

15-1 過去における災害の概況

栗原市

発生年月日	原因	被害の概要
平成17年8月16日	宮城県 沖地震	宮城県沖（北緯38度08.9分、東経142度16.6分）、深さ：42km、マグニチュード7.2 震度5強（築館）、震度5弱（若柳、栗駒、高清水、一迫、瀬峰、金成、志波姫）、震度4（鶯沢、花山） 人的被害：軽傷者 2名 住家被害：全半壊なし、一部損壊 3棟 ライフライン：停電（若柳）、断水（高清水）、ガス漏れなし 公共施設被害：建物のひび割れ等（40施設）
平成20年6月14日	平成20年 (2008年) 岩手・宮城 内陸地震	岩手県内陸南部（北緯39度01.7分、東経140度52.8分）、深さ：8km、マグニチュード7.2 震度6強（一迫）、震度6弱（築館、栗駒、高清水、鶯沢、金成、志波姫、花山）、震度5強（若柳）、震度5弱（瀬峰） 人的被害：死亡者13名、行方不明者4名、負傷者180名 住家被害：全壊27棟、大規模半壊16棟、半壊112棟、一部損壊1,414棟 ライフライン：停電11,620戸、断水2,820戸 避難所利用者数：延べ5,283名 避難指示世帯数：59世帯142名 避難勧告世帯数：88世帯254名 仮設住宅等への入居状況：61世帯163名
平成23年3月11日	平成23年 (2011年) 東北地方 太平洋沖 地震	三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分）、深さ：24km、マグニチュード9.0 震度7（築館）、震度6強（若柳、高清水、一迫、志波姫）、震度6弱（栗駒、瀬峰、金成）、震度5強（鶯沢、花山） 人的被害：重傷者6名、軽傷者544名（うち重傷者4名、軽傷者128名は4月7日の最大余震によるもの） 住家被害：全壊57棟、大規模半壊28棟、半壊343棟、一部損壊4,522棟、床下浸水3棟 ライフライン：停電市内全域、断水市内全域 避難所利用者数：延べ19,196人 南三陸町からの避難者受入状況：92世帯242名 ※余震（4月7日） 宮城県沖（北緯38度12.2分、東経141度55.2分）、深さ：66km、マグニチュード7.2 震度6強（築館、若柳、高清水、一迫、金成、志波姫）、震度6弱（栗駒、瀬峰）、震度5強（鶯沢、花山） ライフライン：停電市内全域、断水市内全域

<p>平成25年 7月26日</p>	<p>発達した低気圧による大雨洪水</p>	<p>最大総雨量229mm（築館地区：7/26～7/31） 人的被害：なし 住家被害：床上浸水 3棟（瀬峰1棟、金成1棟、志波姫1棟） 床下浸水 36棟（築館4棟、若柳14棟、栗駒2棟、 高清水2棟、一迫3棟、瀬峰4棟、 金成4棟、志波姫3棟） ライフライン：落雷、断線による停電 2, 519戸 ※（照越川堤防破堤による水田の冠水面積 124ha） （太田川堤防破堤による水田の冠水面積 51ha）</p>
<p>平成27年 9月11日</p>	<p>平成27年9月関東・東北豪雨</p>	<p>最大積算雨量272mm（栗駒駒の湯：9/9午前3時～9/11午前6時） 人的被害：死者2名、負傷者1名 住家被害：床上浸水 86世帯（築館、栗駒、高清水、一迫、瀬峰、鶯沢、 金成） 床下浸水 215世帯（築館、若柳、栗駒、高清水、一迫、瀬峰、 鶯沢、金成） 一部損壊 8世帯（土砂災害：築館、栗駒、一迫、金成） ライフライン：断水207戸 避難所利用者数：延べ698名 避難勧告世帯数：10, 519世帯29, 372名 ※河川堤防破堤等による水田等の冠水面積 1, 044.4ha（市内全域）</p>
<p>令和元年10月12日</p>	<p>令和元年東日本台風</p>	<p>最大積算雨量264mm（瀬峰泉谷：10/12午後1時～10/13午前6時） 人的被害：重傷2名、軽傷2名 住家被害：半壊 23棟（床上浸水：瀬峰19棟、金成2棟、志波姫1棟） （風害：若柳1棟） 一部損壊 64棟（床下浸水：若柳1棟、栗駒1棟、高清水1棟、 瀬峰20棟、志波姫1棟） （風害：築館2棟、若柳6棟、栗駒8棟、高清水4棟、 一迫4棟、鶯沢1棟、金成7棟、志波姫2棟） （土砂災害：築館2棟、若柳2棟、栗駒1棟、瀬峰1棟） 床下浸水 41棟（築館2棟、若柳2棟、高清水3棟、一迫1棟、瀬峰13棟、 金成20棟） ライフライン：停電1,603戸 避難所利用者数：延べ1,310名 避難勧告世帯数：24,896世帯67,341名 ※河川堤防破堤等による水田等の冠水面積 3,767.6ha（市内全域）</p>
<p>令和4年3月16日</p>	<p>令和4年福島県沖を震源とする地震</p>	<p>福島県沖（北緯37度41.8分 東経141度37.3分）、深さ：57km、マグニチュード7.4 震度6弱（築館、若柳、志波姫）、震度5強（栗駒、高清水、一迫、瀬峰、 金成）、震度5弱（鶯沢、花山） 人的被害 軽傷者7名 住家被害 準半壊25棟、一部損壊101棟、一部損壊（自己判定）247棟 ライフライン：断水2,759戸</p>

(1) 築館地区

発生日月	原因	人的被害	住家被害		農林被害	土木被害	その他被害	合計
			被害件数	被害額(千円)				
昭和22年 9月14日	カスリン台風	死者あり	流失あり	—	伊豆野堰 堰元被害	—	—	—
昭和23年 9月16日	アイオン台風	—	—	—	—	—	仙北鉄道 被害大	—
昭和24年 8月31日	キティ台風	—	—	—	田畑冠水	—	—	—
昭和37年 4月30日	宮城県北部地震	負傷者 12名	全壊3戸 半壊16戸 一部被害 1,000戸	—	苗代(坪) 1,000	道路損壊 24ヶ所	決壊、倒 壊 79ヶ所	—
昭和53年 6月12日	宮城県沖地震	軽傷 7名	一部破損 3,517戸	161,858	(千円) 126,887	(千円) 43,857	(千円) 273,311	(千円) 605,913
平成14年 7月11日	台風6号	なし	床上浸水 12戸 床下浸水 19戸	—	水田冠水	堤防決壊 2ヶ所	ブロック 塀倒壊	—
平成15年 5月26日	三陸南地震	なし	半壊1戸 一部損壊 7戸	—	水田 土砂流入	道路 土砂流入	住宅用車 庫全壊 1戸 公共施設 半壊4戸 ブロック 塀倒壊 地盤沈下	—

(2) 若柳地区

年月日	種別	被害状況等
慶応3.8.31	大火	若柳村102戸焼失
明治12.3.7	大火	若柳町北浦・中町・元町・片町256戸焼失
明治33.3.23	大火	若柳町新町74戸焼失
大正1.9.23	暴風雨	台風による県下被害 若柳降雨量118mm
大正9.8.3	洪水	台風による県下被害 若柳降雨量415mm
大正11.8.23	洪水	台風による県下被害 若柳降雨量210mm
昭和9.6.30	洪水	豪雨による県下冠水田507ha(若柳町分150ha)
昭和12.7.27	地震	宮城県沖M:7.1(AM4:56) 若柳強震
昭和16.6.6	洪水	迫川堤防9ヶ所決壊 田畑冠水1,544ha
昭和16.7.28	洪水	迫川堤防決壊 若柳町分冠水田500ha
昭和19.8.25	洪水	大雨迫川増水、北二股浸水
昭和22.9.14	洪水	カスリン台風 死者30人、堤防決壊327ヶ所

昭和23. 9. 16	洪水	アイオン台風 死者44人、堤防決壊1, 160ヶ所
昭和30. 4. 12	山火事	栗原郡内山林50~60ha焼失
昭和37. 4. 30	大地震	宮城県北部M : 6. 5 (AM11 : 26) 死者3人
昭和43. 5. 14	大雨	若柳町内の溜池、水路20ヶ所被害
昭和53. 6. 12	大地震	宮城県沖M : 7. 4 (PM5 : 14) 死者27人
昭和55. 1. 31	大雪	積雪50cm 被害1億円
平成7. 1. 17	地震	阪神・淡路大震災 M : 7. 3 (AM5 : 46) 死者6, 308人
平成8. 8. 11	地震	秋田県内陸南部 M : 6. 1 (AM3 : 12) 重軽傷10人

(3) 栗駒地区

発 生 年 月 日	原 因	人的被害	住 家 等 被 害		農 林 被 害 額 千円	土 木 被 害 額 千円	そ の 他 被 害 額 千円	合 計 千円
			被害件数 戸	被 害 額 千円				
昭和37年 4月30日	宮 城 県 北部地震	軽傷3名	全壊 17 半壊 100	48, 150	21, 785	17, 075	2, 990	90, 000
昭和53年 6月12日	宮 城 県 沖 地 震		一部破損 112	60, 382	18, 093	15, 454	130, 001	223, 930
昭和56年 8月23日	台風15号			(不 詳)				1, 000, 000
昭和61年 8月5日	台風10号		床上浸水1 床下浸水1	80	189, 688	150, 000		339, 768

(4) 高清水地区

発生年月日	名 称	概 要	出典番号
S22. 9. 15 ~16	カスリン台風	仙台で時間降雨量54. 8mmを記録したほか、11~15日の総雨量は200mmを越えた。 氾濫区域は町内にはないが、小山田川の堤防が決壊した。	1、2、3
S23. 9. 16 ~17	アイオン台風	16日昼頃より夜にかけて大豪雨となり、築館では時間降雨量109mm (16~17時) を記録し、15~17日の総雨量は、250mmを越えた。小山田川の堤防が決壊し、住家3戸の流出、町南東部で氾濫区域が発生した。	1、2、3
S24. 8. 31 ~9. 1	キティ台風	31日午後から1日午前中までに台風による総雨量の大部分が降り、仙台では日雨量50mm、時間降雨量30mmを記録した。	2、3
S37. 7	集中豪雨	橋梁2箇所流出、溜池水路等決壊	1

S 41. 6. 27 ～29	台風4号	仙台で時間降雨量20.0mm、27～28日の総雨量150mm（27日：21mm、28日：129mm）を記録。 南方町に救護物資・野菜を送る。	3、6
S 52. 5. 15 ～16	集中豪雨	古川での日降雨量116mm、古川市内で計221haの冠水があったことから、町内でも被害が発生したと考えられる。	7
S 53. 6. 26 ～27	集中豪雨	26日夕刻より、27日夕刻まで、古川で降雨量94mm。古川で計104.2haの湛水・冠水があったことから、町内でも被害が発生したと考えられる。	7
S 55. 7. 14 ～15	集中豪雨	古川市内で法崩・冠水等の被害が多発発生していることから、町内でも被害が発生したと考えられる。	7
S 57. 5. 20	集中豪雨	古川での6～10日の降雨量77mm。古川市内で計280haの冠水があったことから、町内でも被害が発生したと考えられる。	7
S 60. 6. 8 ～9	集中豪雨	古川での6～10日の降雨量104.5mm。古川市内25箇所 で297haが冠水したことにより、町内でも被害が発生したと考えられる。	7
S 60. 6. 30 ～7. 1	台風6号	降雨量は県農業試験場の観測で6月30日～7月1日の2日間に112mm。7月1日午前7時～8時の1時間雨量は30mmを記録。古川市内で計650haにのぼる冠水があったことから、町内でも被害が発生したと考えられる。	7
S 61. 8. 4 ～5	台風10号	仙台での時間降雨量は40mmに達し（5日4時）、総雨量402mm、降水継続時間は29時間であった。高清水町は仙台ほどの降水量記録せず200mm前後であったと考えられる。町内では人的被害、住家の破損、床上・床下浸水はなかったものの、非住家2棟で被害が発生した。 被害額は、農業関係6,046.3万円、土木関係1,256.7万円、文教施設関係15万円の計7,368万円であった。	5、8

- 出典： 1 高清水町地域防災計画（昭和61年度修正）
 2 東北地方に影響を及ぼした台風（昭和38年11月）（財）気象協会東北支部
 3 東北地方に影響を及ぼした台風第3編（昭和51年3月）仙台管区气象台
 4 東北地方に影響を及ぼした台風第4編（昭和60年3月）仙台管区气象台
 5 東北地方に影響を及ぼした台風第5編（平成7年3月）仙台管区气象台
 6 高清水町史
 7 古川市土地分類調査（細部調査）報告書（昭和61年3月）古川市
 8 台風第10号大雨洪水災害記録（昭和60年3月）宮城県

(5) 一迫地区

発生年月日	原因	原 災 害 因 名	被 害 の 程 度	被害額	被災地区等
S 41. 6. 27	台 風	台風4号災害	床下浸水15棟、非住家42棟、耕地流出6.0ha、農業用施設2ヶ所、林道10ヶ所、町道6ヶ所、河川2ヶ所	千円 28,855	町内全域
41. 9. 25	台 風	台風26号災害	床下浸水153棟、農業用施設7ヶ所、水稻冠水・倒伏280ha、町道17ヶ所	28,056	町内全域
44. 8. 23	台 風	台風9号災害	床下浸水15棟、水田流出2ヶ所、水稻冠水・倒伏15ha、町道2ヶ所	10,347	町内全域
44. 9. 6	暴風雨	9月暴風雨	水稻冠水・倒伏800ha	125,000	町内全域
48. 8. 5	集中豪雨	8月集中豪雨	床上浸水1棟、床下浸水150棟、町道15ヶ所、橋りょう1ヶ所	6,500	町内全域
49. 8. 1	集中豪雨	8月集中豪雨	床上浸水6棟、床下浸水1,376棟、水田冠水563ha、畑冠水40ha、町道55ヶ所、橋りょう6ヶ所、河川34ヶ所、水道2ヶ所、崖くずれ2ヶ所、堤防決壊11ヶ所、溜池決壊3ヶ所	38,727	町内全域 (一小への避難、保呂村6人、本町6人、荒町5人計17人)
53. 6. 12	地 震	宮城県沖地震	文教施設5ヶ所、道路7ヶ所、橋りょう1ヶ所、水道1ヶ所、その他(商品)9、農業用施設他36ヶ所 (水路)	113,320	町内全域
54. 4. 2	突 風		住家一部破損31棟、文教施設3ヶ所、その他	26,196	町内全域
55. 7. 14	集中豪雨	7月集中豪雨	河川堤防浸食5ヶ所、水田冠水10ha、町道11ヶ所、農業用水路決壊他11ヶ所	27,479	町内全域
55. 8. 30	集中豪雨	8月集中豪雨	町道6ヶ所、崖くずれ10ヶ所、農業用水路7ヶ所	28,001	町内全域
55. 12. 23	降 雪	12月豪雨	林野(復旧不可能被害38ha、倒木起し56ha)、農業用施設(ハウス23棟他)	62,593	町内全域
56. 8. 23	台 風	台風15号	町道12ヶ所、林道2ヶ所、崖くずれ2ヶ所、水稻冠水10ha、飼料20ha、果樹5ha、野菜、たばこ、桑畑、ビニールハウス	85,881	町内全域

57. 9. 12	台 風	台風18号	床上浸水 2 棟、床下浸水10棟、町道51ヶ所	35, 000	町内全域
58.			水路 1 ヶ所	1, 494	一 本 松
59.			水路 8 ヶ所	29, 768	町内全域
60. 6. 30	台 風	台風 6 号	町道 3 ヶ所、水路12ヶ所、田 6 ヶ所、農道 1 ヶ所、水路 4 ヶ所 (101~104)	30, 398	町内全域
61. 8. 4 ~ 5	大雨洪水	台風10号	床下浸水 2 棟、町道50ヶ所、農業用施設74ヶ所、林道 1 ヶ所	191, 484	町内全域
62. 8. 28 ~29	集中豪雨		町道 7 ヶ所、水路 8 ヶ所	53, 801	町内全域
63. 8. 29 ~30	集中豪雨		水路11ヶ所、農道 2 ヶ所	18, 925	町内全域
H 元. 4. 8	大 雨		道路23ヶ所、農道 2 ヶ所、田 3 ヶ所、水路22ヶ所、水路10ヶ所	79, 960	町内全域
元. 8. 14	集中豪雨		道路41ヶ所、農道11ヶ所、田 8 ヶ所、水路21ヶ所、水路13ヶ所	234, 125	町内全域
元. 8. 27 ~28	台 風	台風17号	住宅被害、床上浸水 1 棟、床下浸水 12 棟、田冠水 33ha、畑冠水 0. 5ha、道路19ヶ所、橋梁 5 ヶ所、水道24戸、その他 5 ヶ所	156, 448	避難指示 小僧 5 世帯 18人 清水高田 1 世帯 6 人 嶋躰法師淵 1 世帯 6 人
2. 4. 22 ~23	豪 雨	豪雨	住宅被害 一部破損 1 棟、床下浸水16棟、田流失1. 1ha、崖くずれ 2 ヶ所、道路26ヶ所	288, 750	町内全域 避難勧告 2 世帯 9 人 狐崎寺前
2. 9. 19 ~20	台 風	台風19号	田流失等0. 1ha、田冠水2. 3ha、道路16ヶ所、農業施設60ヶ所	35, 263	町内全域 避難勧告 4 世帯12 人 小僧
3. 7. 15	豪 雨	豪雨	頭首工 1 ヶ所、水路 2 ヶ所	37, 271	荒 町 下 片 子 沢
3. 7. 17 ~18	豪 雨	梅雨前線	町道 1 ヶ所	1, 134	川 北

3.8.30 ~31	台風	台風14号	町道4ヶ所、水路8ヶ所、農地4ヶ所	35,755	町内全域
3.10.11 ~13	台風	台風21号	町道5ヶ所、農道1ヶ所、水路6ヶ所、農地3ヶ所	30,461	町内全域
5.8.26 ~28	台風	台風11号	町道6ヶ所、農道1ヶ所、水路9ヶ所、農地4ヶ所、ため池1ヶ所	36,461	町内全域
5.11.13 ~14	豪雨	豪雨	町道2ヶ所、水路6ヶ所	15,708	町内全域

(6) 瀬峰地区

年月日	名称	被害状況
昭22.9.14	カスリン台風	大豪雨、各所の堤防決壊、大洪水
昭23.9.16	アイオン台風	大豪雨、瀬嶺橋流失、仙北鉄道切断、田畑、家屋の流失、浸水、死者2人
昭24.8.31	キティ台風	暴風雨による農林の被害大
昭25.8.4	キビナン台風	洪水、浸水家屋83戸、倒壊5戸、田畑の冠水大
昭33.7.22	台風11号	床上浸水4戸、床下浸水10戸
昭37.4.30	宮城県北部地震	全壊家屋4戸、損害家屋980戸、被害総額11億3,700万
昭53.6.12	宮城県沖地震	損害家屋750戸、その他道水路、ブロック塀の損壊被害総額1億7,800万
昭57.9.12	台風18号	床下浸水46棟、被害総額3億6,320万
昭61.8.5	台風10号	豪雨で瀬峰川はんらん、沿岸の田畑冠水245ha

(7) 鷺沢地区

発 年 月 日	原 因	人的被害	住 家 等 被 害		農 林 被 害 額 千円	土 木 被 害 額 千円	そ の 他 被 害 額 千円	合 計 千円
			被害件数 戸	被 害 額 千円				
昭和23年 9月16日	アイオン 台風	(不詳)	全壊 61 半壊 482		(不詳)			
昭和24年 8月30日	キテイ 台風				(不詳)			
昭和37年 4月30日	宮城県 北部地震	軽傷3名			(不詳)			
昭和53年 6月12日	宮城県 沖地震		一部破損 412	1,730	2,000	28,144	8,836	40,710
昭和56年 8月23日	台風15号	死者1名	住宅一部 破損 15 床上浸水 42 床下浸水 48		(不詳)			335,670
昭和61年 8月5日	台風10号		床下浸水 3	100	42,649	5,500	200	48,449

(8) 金成地区

発 年 月 日	原 因	人的被害	住 家 等 被 害		農 林 被 害 額 千円	土 木 被 害 額 千円	そ の 他 被 害 額 千円	合 計 千円
			被害件数 戸	被 害 額 千円				
昭和37年 4月30日	宮城県 北部地震	軽傷8名	全壊 51 半壊 155 一部被害 519	千円 382,005	千円 9,420	千円 3,170	千円 44,164	千円 438,759
昭和53年 6月12日	宮城県 沖地震		一部破損 334	94,272	17,352	2,900	商工 62,810 文教 109,335	286,669
昭和56年 8月23日	台風15号		床下浸水 28		177,867	22,638		200,505
昭和61年 8月5日	台風10号		床上浸水 3 床下浸水 17	176	113,151	115,752	文教 100	229,179
平成3年 7月26日	地すべり				6,191			6,191

(9) 志波姫地区

発 生 年 月 日	原 因	人的被害	住 家 等 被 害		農 林 被 害 額 千 円	土 木 被 害 額 千 円	そ の 他 被 害 額 千 円	合 計 千 円
			被 害 件 数 戸	被 害 額 千 円				
昭和37年 4月30日	宮 城 県 北 部 地 震	重傷1名 軽傷4名	全壊 2 半壊 2 一部 破損 824	58,196	14,546	1,960	2,350	77,052
昭和53年 6月12日	宮 城 県 沖 地 震		一部1,550 破損	89,870	14,000	32,600	8,425	144,895
昭和61年 8月5日	台風10号		床下 浸水 1		15,000	5,000		20,000

(10) 花山地区

発 生 年 月 日	災害の種類	名 称	被 害 の 概 要
昭和33. 7. 22～7. 28	洪 水	台風11号災害	水稻倒伏
9. 17～9. 18	暴 風 雨	台風21号災害	水稻倒伏、冠水
9. 26～9. 27	洪 水	台風22号災害	水稻倒伏、冠水
昭和37. 4. 30	地 震	宮城県北部地震災害	家屋の部分損壊、商工災害
昭和53. 6. 12	地 震	宮城県沖地震災害	商工、林業、教育、土木災害 被害額 31,224千円
昭和54. 10. 19	暴 風 雨	台風20号災害	田畑冠水、公共土木被害等 9,700千円
昭和55. 7. 11～7. 16	大 雨		田畑冠水、公共土木被害等 17,470千円
昭和56. 8. 23	洪 水	台風15号災害	堰堤流失2、橋流失3、農業公共 土木被害、床下浸水4 56,800千円
昭和57. 9. 12	豪 雨	台風18号災害	農業公共土木被害 13,000千円

